

金銭ノミナラス、工業主カ職工ニ對シ貯蓄獎勵其ノ他ノ目的ヲ以テ出捐シ之ヲ職
 工貯蓄金中ニ加算セルモノヲモ包含スルモノトス、茲ニ一ツノ疑問ト爲ルハ職工
 カ相互救済ノ目的ヲ以テ定期ニ一定金額ヲ出捐シ之ヲ工業主ニ保管セシムル場
 合ノ金銭是レナリ、此ノ金銭ハ多クノ場合ニ於テハ貯蓄金ノ性質ヲ有スルモノニ
 非スト解スルヲ至當トスヘシ、此ノ掛金ハ一定ノ事故即チ疾病負傷等ヲ條件トス
 ル支出ニ供用セラルルモノニシテ必シモ貯蓄ノ目的ニ出テサルモノアレハナリ
 然レトモ若シ此ノ積立金ニシテ苟モ貯蓄ノ目的ヲ兼ヌルモノナラムカ名義ハ共
 濟會ノ會費ナリト雖、若シ工業主ニ於テ之ヲ保管スルニ於テハ地方長官ノ許可ヲ
 受クヘキモノトス。共濟會ノ財團ニシテ獨立シタル形態ニ於テ特ニ選任シタル
 委員其ノ他ニ依リ管理セラルルモノニ至リテハ工業主之ヲ保管スルモノト認メ
 難ク從テ令第二十五條ニ該當セサルモノト認ムヘキ場合ナキニ非サルヘシ。

六貯蓄金返還ニ對スル例外 工業主ハ當事者間ノ契約ヲ以テ既ニ述ヘタル
 ニ違反シ職工ノ貯蓄金ヲ返還セサルコトヲ得スト雖、メ方法ヲ定メ地方長官
 認可ヲ受ケタルトキハ職工カ雇入契約ニ違反シ其ノ他職工ノ責ニ歸スヘキ事由

ニ因リ解雇セララルル場合ニ於テハ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交
 付セサルコトヲ得ルモノトス。

職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ解雇セララルル場合トハ例ヘハ犯罪ヲ敢テシ、恣
 ニ契約ノ履行ヲ怠リ又ハ雇傭契約ノ重要ナル事項ニ關シ虚偽ノ申出ヲ爲シ雇入
 レタルコトカ發覺セル場合ノ如キヲ謂フ。工業主ノ給與ニ係ル部分トハ純然
 タル貯金ノ獎勵又ハ恩惠的ノ贈與等ノ目的ヲ以テ給與シタルモノノミヲ謂フ。
 例ヘハ職工ノ貯蓄獎勵ノ爲一定ノ金額ヲ職工ニ給與シ其ノ職工ノ爲ニ工業主カ
 之ヲ積立ツル場合ニ於テハ、工業主ノ出捐ニ係ルモノハ茲ニ所謂職工ノ貯蓄金中
 工業主ノ給與ニ係ル部分ニ該當スルモノトス。

職工ノ貯蓄金ノ取締ニ關シテハ右ニ述フル所ノ外尙令第二十二條ニ違反スル
 モノニ付テハ施行令施行前ノ契約ニ對スル令第三十八條ニ依ル一箇年間ノ猶豫
 規定等アリ

第六項 損害賠償額ノ豫定及違約金

一 損害賠償額ノ豫定ト違約金ノ性質 損害賠償ノ額ヲ豫定スルノ效力ニ付テ

ハ二説アリ、第一説ハ苟モ賠償額ヲ豫定シタル以上ハ債務ノ不履行アルトキハ損害ノ發生ナル事實ヲ證明スルヲ要セス直チニ豫定額ニ對シ請求權ヲ生ストスルモノ、第二説ハ債務不履行ノ事實ト併セテ損害ノ發生セルコトヲ證明スルヲ要スト云フニ在リ。前説ヲ以テ正當トスヘシ、何レニスルモ損害賠償額ヲ證明スルノ勞ヲ省略スルノ效果アルカ故ニ損害賠償額ノ豫定ハ多クノ場合ニ於テ債權者ニ有利ニシテ債務者ニ不利ナルモノトス。

違約金トハ債務不履行ノ場合ニ於テ債務者ノ給付スルコトヲ約シタル金錢其ノ他ノ給付ヲ云フ、違約金ヲ定ムル目的ハ或ハ之ニ依リ損害賠償額ヲ豫定スルコトアリ或ハ違約罰ヲ損害ノ賠償ト併課スルヲ目的トスルコトモアルヘシ、而シテ民法ハ損害賠償ノ額ヲ豫定セルモノト推定セルナリ、何レニスルモ違約金ヲ定ムルコトモ亦債權者ニ有利ニシテ債務者ニ不利ナルヤ知ルヘキノミ。

二 違約金及損害賠償額豫定ノ禁止 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ工業主ノ受タヘキ違約金ヲ定メ若ハ損害賠償額ヲ豫定スルコトヲ得ス。(令第二十四條) 違約金ヲ定メ又ハ損害賠償額ヲ豫定スルトキハ債權者ハ單ニ債務不履行ノ事實ヲ證明スル

ニ依リ豫定シタル金額ヲ請求スルコトヲ得損害ノ發生並其ノ額ニ付テ困難ナル證明ノ責ヲ免ルルカ故ニ之ヲ豫定スルコトノ債權者ニ便利ニシテ債務者ニ不利ナルヲ通常トスルハ已ニ述ヘタル所ノ如シ。而シテ令第二十四條、職工ノ雇入ニ關シ云々ノ字義ニ付テハ之ヲ廣義ニ解スルモノト狹義ニ解スルモノトノ二説アリ。甲ハ雇傭契約ノ凡テノ部分即チ賃金ノ支拂、就業ノ方法、就業ノ時間等全部ニ及フモノト解ス、其ノ理由トスル所ハ令第二十四條ハ職工ノ雇入ニ關シ前二條ノ規定ニ違反スル契約ヲ爲スコトヲ得スト規定セリ、然ルニ前二條ニ該當スル令第二十二條及令第二十三條カ賃金ノ支拂方法及貯蓄金ノ積立等雇傭契約ノ各部分ノ事項ヲ規定セルハ、明カニ雇入契約ニ關シ云々ノ意義カ雇傭ニ關スル一切ノ契約ノ意義タルコトヲ認容セルモノト謂ハサルヘカラス、從テ職工ノ就業ニ關シ工業主カ就業規則ニ依リ徵收スヘキ違約金ヲ定メ、又ハ工具機械等ヲ破損シタル場合ニ於テ賠償セシムヘキ損害賠償ノ金額ヲ豫定スルカ如キハ令第二十四條ニ違反スル契約タルモノト解セサルヘカラスト主張ス。乙ハ之ニ反シテ職工ノ雇入ニ關シ前二條云々トハ雇傭契約ノ内容ニ付其ノ部分ヲ指摘スルモノナルヘシ

ト雖、令第二十四條カ、又ハ以下ニ於テ違約金ヲ定メ又ハ損害賠償ヲ豫定スルコトヲ禁シタル所以ハ、職工ヲ雇入ルルニ際シ若シ契約期間内ニ雇入契約ヲ解除シ又ハ契約ノ本旨ニ副ヒ之ヲ履行セサルトキハ一定ノ違約金又ハ損害賠償ヲ爲サシムヘキコトヲ約シ、以テ不當ニ雇傭契約ノ履行ヲ強制シ人身ノ自由ヲ拘束スルカ如キ結果ヲ生スルノ弊風ヲ防止セントスルニ外ナラス、彼ノ工場内ノ規律ヲ維持セシカ爲メ機械ヲ破損シタル者ニ一定ノ賠償ヲ爲サシメ、猥ニ就業時間ヲ守ラス又ハ工場ノ安全ニ危害ヲ及スカ如キ所爲アルモノニ對シ、一定ノ違約金ヲ徵スルコトヲ定ムルカ如キハ本條ノ關セサル所ナリ、而シテ又事實ニ於テ之ヲ禁止スルノ必要モナキナリ、獨逸帝國營業條例ハ明文ヲ以テ工業主ハ就業規則中ニ罰則ノ規定ヲ設クルヲ得ヘキコトヲ認容シ且此ノ罰則ハ法律ニ違反セサル限り有效ナルコトヲ規定セリ、(營業條例第百三十四條乙及丙)我工場法令中就業規則ニ關スル規定ナシト雖、工業經營上必要ナル就業規則ヲ全然否認シタルモノニ非サルコトハ言フ俟タス、從テ斯ノ如キ契約ハ公序良俗ニ違反セス又明カニ法令ニ違反セル場合ノ外有效ト認ムヘキモノト信ス。要之令第二十四條、又ハ以下ノ規定ハ令第二十二條及第二

十三條ト共ニ雇入契約其ノモノノ強要及不當ノ繼續ヲ防止セントスルノ主旨ヲ明カニシタルモノト解スヘシ云々ト此ノ後説ハ現行ノ公正解釋ナリト聞ク。

三例外 工場法施行前ニ令第二十二條及第二十三條ノ規定ニ異ル契約ヲ爲シタルモノニ付テハ施行後一年間ハ其ノ契約ニ從フコトヲ得(令第三十八條)

第七項 學齡兒童

尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童(自十四歲至十六歲)ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス(令第六條)而シテ小學校令第三十五條ニハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨ノルコトヲ得スト規定スルニ止マルカ故ニ工業主ハ一般雇傭者ヨリモ稍重キ義務ヲ課セラレタルモノト云ハサルヘカラス。是レ不就學兒童ノ工業ニ從事スル者比較的ニ多キト工業ノ健全ナル發達竝工場災害及疾病ノ防止ハ職工ノ教育ニ俟ツコト大ナレハナリ、然リ而シテ本條ハ必スシモ工業主ヲシテ自己ノ費用ヲ以テ自己ノ使用スル學齡兒童ヲ教育スルノ義務ヲ負ハシメタルモノト云フヲ得サルヘシト雖、只單ニ其ノ傭使ニ依リ

就業ヲ妨ケサルヨリモ稍重キ義務ヲ工業主ニ課シタルモノト云フヲ得ヘシ、是レ令第二十六條カ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシト規定シタル所以ナリ。故ニ工業主カ地方長官ノ認可ヲ受クルニ當リテ自己ノ使用スル學齡兒童ノ通學スル學校ヲ定メ、其ノ就學時間ヲ斟酌シ此ノ時間ニ應シ受業ニ必要ナル時間中ハ自己ノ工場ニ於テ就業セシメサルコトヲ定ムルハ最も消極的ノ方法ナリ、工業主カ進ンテ自ラ小學校ノ施設ヲ爲シ其ノ科程ヲ教授スルハ最も積極的ノ方法ナリ。蓋シ令第二十六條ノ規定ハ工業主ヲシテ學齡兒童ニ教育ヲ施スノ責ニ任セシムヘシト云ヘル積極説ト、獨リ工業主ノミヲシテ教育ノ義務ヲ負擔セシムルハ不可ナリ單ニ就學ヲ妨ケサルヘキノ義務ヲ負擔セシムルヲ以テ足ルトナセル消極説トノ中間ヲ趨ルモノナレハナリ。

地方長官ハ其ノ認可權ノ運用ニ當リテハ其ノ地方ノ狀況若ハ工業家ノ資力、信用又ハ職工ノ業務ノ狀況等ヲ參酌シテ認可ヲ與フルノ要アルヘシト雖、其ノ認可標準ノ最小限度ハ大要左ノ如シ(大正六年四月文部農商務兩省ヨリ地方長官ニ對スル通牒)

(一) 工業主ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クル施設ヲナス場合

一 修業期間 尋常小學校ノ教科ヲ修了スルニ足ルヘキ相當期間トシ必シモ

畫一ニ定ムサルコト

二 每週教授時數 十二時間以上トスルコト

三 休業日 小學校令施行規則ノ例ニ準シ相當ノ休業日ヲ設クルコト

四 教科目 教科目ハ少クトモ修身、國語、算術、裁縫、女兒ニ限ルトシ日本歴史、地

理及理科ニ關スル事項ヲモ併セ授クルコト、但シ作業ノ種類等ニ依リ裁縫

ヲ缺クヲ得ルコト

五 教科書 國定教科書ヲ採用スルコト

六 學級ノ編成及教員等 小學校令施行規則ノ例ニ準スルコト

(二) 市町村立尋常小學校ニ就學セシムル場合

此ノ場合ニハ尋常小學校ノ教科ヲ修了スルマテノ相當年限當該學校ノ授業

時間内ニ於テ通學ニ要スル時間ヲ除キ毎日少クトモ二時間以上(註ニ二時間ト

機ノ所置ニシテ必スシモ小學校令ニ) 修業時間ヲ與フルコト、但シ當該學校ニ於テ

根據ヲ有スルモノニ非サルカ如シ) 修業時間ヲ與フルモ差支ナキコト

工業主ニ於テ輕費ヲ寄附スル場合ハ授業時間外ニ於テスルモ差支ナキコト
 小學校令第三十三條及第三十四條ニ依リ就學義務ノ免除又ハ猶豫ヲ得タルモ
 ノニ付テハ斯ノ如キ手續ヲ爲スニ及ハサルハ勿論ナリ。又令第二十六條ニ依リ
 地方長官ノ認可ヲ受ケ學齡兒童ヲ雇傭スル工業主カ市町村立小學校以外ニ於テ
 就學セシムル場合ニ於テ其ノ學齡兒童ノ保護者ハ小學校令第三十六條ニ依リ市
 町村長ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルヤ解釋論トシテハ積極ニ解スルノ外ナカル
 ヘシト雖、取扱上ハ相當便宜ノ方法ヲ講スルノ要アルヘシ。

大正六年二月末日現在工場ニ使用スル學齡兒童數ハ左表ノ如シ。

工業ノ種類	免就		不就		計
	免就	不就	免就	不就	
染織工場	101	1,000	1,110	1,110	2,110
機械工場	1,191	5,681	6,872	6,872	7,963
器具工場	96	691	787	787	883
化學工場	89	1,110	1,199	1,199	2,288
飲食物工場	2	1	3	3	6
雜工場	1,110	7,774	8,884	8,884	9,994
特別工場	1	1	2	2	3
合	1,200	18,660	19,860	19,860	21,060
計	1,200	18,660	19,860	19,860	21,060

(備考) 不就學欄ニハ中途退學者全ク就學セサル者及就學猶豫中ノ者ヲ包含ス。
 明治二十年工場法案ハ令第二十六條ト同様ノ規定ヲ工場法案中ニ設ケタリト
 雖、爾後ノ諸案ハ凡テ義務教育ニ付テハ之ヲ小學校令ニ一任シ工場法中ニハ特別
 ノ規定ヲ設ケサルコトト爲シタリ、蓋シ義務教育ハ各種ノ事業ニ通シテ一整ノ程
 度ニ於テ之ヲ強行スヘキモノト認メタルカ爲ナルヘシ。

立法例

英、獨兩國トモ孰レモ七歳又ハ八歳ヨリ十四歳ニ至ル迄ヲ學齡トナス。

獨逸 ニ於テハ一八九一年以來小學校ノ科程ヲ修了セサル學齡兒童ヲ常時少ク
 トモ十人以上ヲ使用スル事業ニ於テ使用スルコトヲ全然禁止シタリ (營業條例第
 百三十五條)

【註五】是レ工場労働ノ旁就學ヲ爲サシムルモ到底其ノ效果ヲ舉クルコト能ハサル
 ニ因ルモノニシテ斯ノ如キ斷然タル處置ヲ取リタルノ效果甚タ顯著ナルモノア
 リシト謂フ。加之獨逸ニ於テハ工業主十八歳未滿ノ者ニシテ官公立實業補習學
 校通學ノ義務アル者ヲ使用スルトキハ其ノ通學ヲ妨クルコトヲ得サルノ義務ヲ
 負フモノトス。(營業條例第百二十條)

英國ニ於テハ小學教育法ヲ以テ、就學義務ノ免除ヲ得サル者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ就學ヲ妨クルコトヲ得ス、犯スモノハ罰金ニ處セラル。(一八八〇年小學教育法第四條) 工場法ニ於テハ義務教育ヲ終了セサル學齡兒童ヲ工場ニ於テ労働セシムル場合ニ於テハ、其ノ父母ヲシテ其ノ兒童ヲ一定時間學校ニ登校セシムルノ義務ヲ負ハシメ、若シ一定回数ノ出席ヲ爲ササルトキハ工業主ハ之レヲ使用スルコトヲ禁止セラル。(工場及手工場法第六十八條) 【註六】

是レヲ要スルニ英獨兩國共學齡兒童ノ使用ニ付テハ何レモ嚴格ナル制限ヲ付シ殊ニ獨逸ノ如キハ全然之ヲ禁止スルノ制ヲ設ケタリ、我工場法令亦一定ノ方法ヲ設クヘキコトヲ命シタリト雖今俄カニ英獨ノ例ニ倣フコト固ヨリ至難ナルヘシ、然リト雖學齡兒童ニ就學ヲ爲サシムルニ當リテハ克ク其ノ就業時間ヲ短少ナラシムルニ注意シ、就學ノ效果ヲ十分ナラシムルニ留意スヘク、徒ニ學科目ヲ羅列シ而シテ就業時間ニ何等ノ斟酌ヲ加ヘス、只管形式ヲ整フルニ急ニシテ眞ニ職工ノ爲ニ計ルモノニ非サルカ如キハ最モ慎マサルヘカラサル所ナルヘシ。

【註五】 獨逸ニ於ケル學齡兒童使用ニ關スル營業條例ノ規定左ノ如シ。

第三百三十五條 十三歳未満ノ幼者ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス、十三歳以上ノ幼者ト雖小學校修學ノ義務ヲ有セサル者ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

十四歳未満ノ幼者ノ就業時間ハ一日六時間ヲ超ユルコトヲ得ス

十四歳以上十六歳未満ノ少年工ノ就業時間ハ一日十時間ヲ超ユルコトヲ得ス

【註六】 學齡兒童ノ就業ニ關スル英國工場及手工場法第六十八條乃至七十二條ノ規定左ノ如シ。

(一) 學齡兒童ノ就學

一 工場又ハ手工場ニ就業スル幼年工ノ父母ハ左ノ方法ニ依リ公認學校ニ其ノ幼年工ヲ就學セシムヘシ(學校ハ父母ノ選定ニ依ル)

(1) 半日制ニ依リテ就業スル幼年工ハ毎就業日ニ於テ少クトモ一回學校へ出席スヘシ

(2) 隔日制ニ依リテ就業スル幼年工ハ毎就業日ノ前日ニ於テ少クトモ二回ノ出席ヲ爲スヘシ

(3) 本條ニ於テ出席一回ト稱スルハ文部省ト協議シテ内務大臣ノ隨時定ムル所

ニ依ル(午前又は午後二時以上)其ノ時刻ハ午前八時ヨリ午後六時ニ至ル間ニ在ルヘシ但シ左ノ規定ニ依ルヘシ

(イ)本法ニ依リ工場又ハ手工場ニ於テ與ヘラレタル半祭日又ハ全祭日及土曜日ニハ幼年工ヲ學校へ出席セシムルコトヲ要セス

(ロ)病氣又ハ他ノ已ムヲ得サル事由ニ依ルコトニ就キ學校教師ノ證明ヲ得ルカ又ハ通常祭日若ハ他ノ臨時ノ原因ニ依リ學校ヲ閉テタル場合ハ幼年工ハ缺席スルコトヲ得

(ハ)幼年工カ其ノ住所ヨリ最近距離二哩以内ニ就學スヘキ公認學校ナキトキ監督官カ臨時ニ書面ヲ以テ認可シタル學校ニ就學スル場合ニ於テハ公認學校ノ設立ニ至ル迄本法ノ目的ニ於テハ公認學校ニ就學スルモノト看做ス但シ監督官ハ右ノ認可ヲ與ヘタル後直チニ公認學校設立ノ意見ヲ附シ之ヲ文部省ニ報告ス可シ

二本條ニ於テ命シタル回数ノ出席ヲ爲ササル幼年工ハ缺席ヲ爲シタル回数丈ケ更ニ出席スルニ非サレハ次週ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス

三文部省ハ學校表ノ公示其ノ他便宜ノ方法ヲ以テ各學區ニ於ケル公認學校ヲ關係者ニ公告ス可シ。

(二)就學證明書

(1)幼年工ヲ使役スル工場又ハ手工場ノ工業主ハ幼年工カ始テ就業シタル次ノ週ヨリ毎週月曜日又ハ監督官カ特ニ定メタル日ニ幼年工ノ出席シタル公認學校ノ教師ヨリ本法ニ從ヒ一定ノ書式ニ依リタル就學證明書ヲ受取ルヘシ。
(2)本條ノ規定ニ依リテ受取ルヘキ證明書ナクシテ幼年工ヲ使用シタルトキハ本法ニ違反シテ幼年工ヲ使用シタルモノト看做ス。

(3)工業主幼年工ヲ使用スル場合ニ於テハ本條ノ證明書ハ其ノ日附ヨリ二箇月間保存シ監督官ノ請求ニ依リ之ヲ示スヘシ。

(三)授業料

工場又ハ手工場ニ就業スル幼年工ノ入學セル公認學校ノ監理者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ授業料ヲ徵收スル學校ナルトキニハ工業主ニ對シ書面ヲ以テ毎週授業料ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ授業料ハ三ペンス以下ニシテ且幼年工

ノ賃銀ノ十二分ノ一以下タルヘシ、工業主ハ幼年工ヲ使用スル間其ノ幼年工ノ就學中授業料ヲ支拂フ義務ヲ負フ、此ノ場合ニ於テ工業主ハ其ノ金額ハ幼年工ノ負債トシテ之ヲ返還セシムルコトヲ得ヘク、又幼年工ニ支拂フヘキ賃金中ヨリ右ノ金額ヲ引去ルモ差支ナシ。

(四) 學力ノ認定

(1) 十三歳以上ノ幼年工文部省ノ免許ヲ受ケタル者ヨリ讀書習字及算術ニ付本條ノ規定ト同一程度ノ課程ヲ卒ヘ又ハ認可學校ニ付本條ノ規定ト同一ノ出席ヲ了リタル證明書ヲ得タル者ハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ少年工ト看做ス。

(2) 前項ノ課程及出席ノ標準ハ文部省ニ協議シ内務大臣之ヲ定メ、ロンドンカゼットヲ以テ公布スヘシ、但シ公布後六箇月ヲ經過スルニアラサレハ其ノ効力ヲ生セス。(ハ三九〇年内務省令ニ依レハ課程標準ハ小學校五年級以上トシ、出席標準ハ三十五回以上トス、但シ一箇年ニ付二校ヨリ多ク學校ヲ變更スルコトナク、五歳以後ニ於テ、連續的タルト間歇的タルトヲ問ハス、五箇年間通學スルコトヲ要ス。)

(3) 公認セラレタル晝間實科學校ニ出席シタルモノハ本條ノ適用ニ付テハ公認學校ニ出席シタルモノト看做ス。

(五) 認可學校及公認學校

(1) 本法ニ於テ認可學校ト稱スルハ一八七〇年乃至一九〇〇年ノ小學教育法ニ依ル公立小學校、地方省ニ於テ認可シタル英蘭ノ簡易小學校、及營利ヲ目的トセス且何時ニテモ視學官ノ監督ヲ受クル小學校ニシテ公立小學校ト同様ナル授業時間ヲ設ケ文部省ノ指示ニ從テ出席簿ヲ調製シ文部省ノ認可ヲ受ケタルモノヲ謂フ。

公認學校ト稱スルハ認可學校及一八七〇年ノ小學教育法ニ依リ當該學區ノ兒童ニ適當ニシテ充分ナル小學教育ヲ授ケ得ルモノトシテ文部省カ其ノ承認ヲ拒マサリシモノニシテ、且充分ノ小學教育ヲ授クルモノナルコトヲ本法ニ依ル監督官ニ於テ公認シタル學校ヲ謂フ。

(2) 監督官前項ニ依リ學校ヲ公認シタルトキハ直チニ之ヲ文部省ニ報告ス可シ。

第八項 歸郷旅費ノ支給

工業主ハ左ノ場合ニ於テハ歸郷旅費ヲ支給スルコトヲ要ス。(令第十七條)
(一) 未成年者若ハ女子カ工業主ノ都合ニ依リ解雇セラレタルトキ

(二) 令第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工解雇セラレタルトキ
 (三) 負傷疾病治療シタルモ其ノ容態最モ憐ムヘキ令第七條第一號第二號ニ該當
 スル職工解雇セラレタルトキ

(以上解雇ノトキハ何レモ解雇ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スル場合ニ限ル)

(四) 業務上ノ負傷又ハ疾病ノ療養開始後三年ヲ經過スルモ治療セサルノ故ヲ以
 テ令第十四條ニ依リ集合扶助料ヲ給セラレ以後扶助ヲ廢止セラレタル者廢
 止ノ日ヨリ十五日内ニ歸郷スルトキ

未成年者及女子ニ付テハ遠隔ノ地ヨリ募集シ來リ若ハ他人ノ募集シ來リタル
 者ヲ雇入ルル等ノ場合甚タ多ク其ノ然ラサル場合ニ於テモ此ノ種ノ職工ニ付テ
 ハ一旦職ヲ失スルヤ思慮殘薄ニシテ不測ノ誘惑ニ陥ルノ虞レアリ郷里ニ歸リ保
 護者ノ許ニ至ラシムル途ヲ啓クハ最モ必要ノコトニ屬ス。而シテ假令成年男工
 ト雖負傷シ疾病ニ罹リ若ハ身體障害ノ爲勞務ニ服スル能ハサルモノニシテ其ノ
 郷關親戚故舊ノ所在地ニ歸リ休養治療ヲ受クル希望アル者ニ付テハ假令工業主
 ノ都合ニ依リ解雇シタルニ非サルモ其ノ希望ヲ遂ケシムルノ要アルモノトシテ

此ノ場合工業主ヲシテ其ノ歸郷ニ必要ナル旅費ヲ負擔セシムルハ當ヲ得タルモ
 ノト云ハサルヘカラス。但シ本人ニ於テ歸郷ノ意思ナキモノニ付テハ旅費ヲ給
 スルノ要ナキカ故ニ旅費ノ支給ニ付テハ短期ノ期間ヲ付シ其ノ希望ノ有無ヲ速
 カニ決定セシメントスルモノトス。

郷里トハ法律上之ニ嚴格ナル意義ヲ附スルコト困難ナリ立法ノ精神ニ鑑ミ之
 ヲ決定スルノ外無カルヘシ而シテ本人ノ本籍地タルハ最モ普通ノ場合ナルヘシ
 ト雖父母後見人戸主其ノ他親族等其ノ保護ヲ受クル者ノ居住地ヲモ包含スルモ
 ノト解スルコトヲ要スヘシ。歸郷旅費トハ郷里ニ歸着スル迄ニ必要ナル旅費實
 額ヲ云フモノニシテ車馬船賃宿泊料其ノ他ノ費用ヲ包含ス又單獨旅行ニ耐エサ
 ル者ニ付テハ附添人ヲモ附スルノ要アルヘシ而シテ全部金錢ヲ以テ支給スルト
 又ハ一部若ハ全部ヲ乗車切符辨當等ノ物品ヲ以テ支給スルトハ問フ所ニ非ス。

工業主ノ都合ニ依リ解雇スルトハ之ヲ職工ノ側ヨリ觀レハ其ノ責ニ歸スヘキ
 事由ナクシテ解雇セラルルモノニシテ工業主ノ側ヨリ觀レハ雇傭契約ノ繼續客
 觀的ニ可能ナルニモ拘ラス自ラ之ヲ解除スルモノナリ。例ヘハ事業ノ不振ノ爲

職工ノ一部ヲ解雇スルカ如キハ雇傭期間ノ定アルト否トニ拘ラス工業主ノ都合ニ依ルモノト解スヘク、反之職工カ同盟罷業ヲ爲シタル場合ノ如キハ職工ノ責ニ歸スヘキ事由アルモノニシテ工業主ノ都合ニ依ルモノニハ非サルヘシ。

業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ身體障害ヲ受ケタル者ニ支給スル歸郷旅費ハ之ヲ扶助ト見ルコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ兩説アリ。積極説ニ曰ク是レ實ニ業務上ノ負傷又ハ疾病ノ關スル限リ扶助ト認ムヘキモノナレハ不正ニ之ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ令第三十三條第四號ヲ適用スヘキモノナリト。消極説ニ曰ク本條ハ本來工場法第十七條ノ委任命令ニシテ同條ニ所謂解雇ニ關スル事項ニ外ナラサレハ扶助ト看做スヘキニ非ス。若之ヲ扶助ト看做スヘキモノトスレハ解雇セラレスシテ歸郷スル者ニ對シテモ同ク扶助ノ一部トシテ歸郷旅費ヲ支給スルヲ當然トセム然ルニ此ノ事ナキハ遇以テ本條カ法第十五條ニ依ルモノニ非サルヲ知ルニ足ラムト、後説ヲ可ナリト信ス。然レトモ實際上ノ取扱トシテハ本條ノ實質上ノ關係ニ重キヲ置キ扶助規則ニ於テ之カ規程ヲ設クルヲ便トスヘシ。

歸郷旅費ノ支給ニ付争アルトキハ令第十八條ヲ準用シ、地方長官ニ於テ之ヲ審

査シ及事件ノ調停ヲ爲スコトアルモノトス。(令第二十條)

第九項 職工ノ募集及周旋

職工ノ雇傭關係ニ關スル規定ニ付テハ已ニ述ヘタル所ノ如シ。而シテ職工ノ募集及周旋ニ關シテハ職工殊ニ女子及幼年工並其ノ父兄ノ無智ニ乘シテ賃金待遇、就職工場等ニ付誇大又ハ虛偽ノ言ヲ弄シ其ノ他巧言令色ヲ以テ之ヲ欺キ、甚シキニ至テハ周旋業者カ其ノ周旋スヘキ會社ヲモ定メスシテ恰カモ人身賣買ニ等シキ周旋方法ヲ用ヒ、小額ノ前貸金ヲ以テ數年間ニ涉リテ無報酬ノ勞務ニ服セシムルニ至ルカ如キ、或ハ現ニ他人ノ工場ニ就業中ノ職工ニ對シ優遇、賃金増加、其ノ他誇大ノ言辭ヲ以テ不正ニ之レヲ雇入レ、又ハ他ノ工場ニ周旋スルカ如キ惡弊ノ取締ヲ要スルモノ甚タ多シト雖、募集又ハ周旋ノ方法及其ノ實情ハ地方ニ依リテ同シカラス、而シテ其ノ弊害ノ取締ヲ要スヘキ要項モ亦地方ノ狀況ニ應シテ差異アルノミナラス、職工募集周旋ノ取締ハ一般警察事務ニ屬スル人事周旋業者ノ取締ト密接ナル關係ヲ有シ之ト分離シタル規定ニ依ルコト能ハサルモノアリ、是レ此ノ業ヲ營ム者ハ職工ノ外、別ニ下女、下男、藝娼妓其ノ他ノ周旋ヲ爲スヲ例トスル

ヲ以テナリ。以上ノ理由ニ依リ地方長官ヲシテ其ノ地方ノ狀況ニ依リ適當ナル命令ヲ發セシムルト共ニ職工ニ關シテハ、主務大臣ハ或範圍ニ於テ之カ統一ヲ計ルカ爲準則タル省令ヲ發シ得ルノ仕組ミトスルヲ可トスヘシ、是レ令第四十一條ノ規定ノ存スル所以ナリ。募集周旋ノミニ付テハ別ニ勅令ヲ以テ募集周旋令ナルモノヲ發布スルノ議ナキニ非サリシモ前記ノ事由ニ依リ是レヲ中止シタリト云フ、而シテ募集周旋ニ關スル施行令ノ規定ハ。

- 一) 工業主ハ職工ノ雇入ニ關シ違約金ヲ定メ又ハ損害賠償ノ額ヲ豫定スルコトヲ得サルコト(令第二十四條)
 - 二) 未成年者及女子ニ對スル歸郷旅費ノ支給(令第二十七條)
 - 三) 職工雇入ニ付詐術ヲ用キタル者ノ所罰(令第三十三條第二號)
 - 四) 工業主ノ爲ニスル職工ノ雇入ニ付詐術ヲ用ヒタル者ノ所罰(令第三十三條)
 - 五) 職工ノ周旋ニ付詐術ヲ用ヒタル者ノ所罰(令第三十四條)
- 職工ノ募集周旋ニ付テハ府縣令ヲ以テ之カ取締ヲ行フモノ少カラス、而シテ勅令規定事項ノ外府縣令ヲ以テ取締ルヘキ事項ノ大樣概ネ左ノ如クナルヘシ。

(甲) 周旋

一) 行政官廳ノ免許ヲ受ケシムルコト但シ左ノ者ニハ免許セス

- (1) 犯罪ヲ爲シタル者
 - (2) 本令ニ違反シ免許ヲ取消サレタル者
- (前二項共相當ノ年月ヲ經改悛ノ情狀顯著ナルトキニハ免許ヲ與フルコト)
- 二) 營業ノ取消又ハ停止ノ處分ヲ爲スコト
 - (1) 第一項各號ニ該當スル行爲アリタルトキ
 - (2) 行衛不明トナリタルトキ
 - 三) 左ノ營業トノ兼營ヲ禁スルコト
 - (1) 宿屋、飲食店
 - (2) 待合茶屋、料理屋
 - (3) 貸座敷、席貸業
 - (4) 湯屋、遊技場
 - (5) 其ノ他之ニ準スヘキモノ

(四) 營業上ノ使用人ニ付テモ認可ヲ受ケシムルコト(第一項各號ニ該當スル如キ者ハ使用人ト爲ルコトヲ許サス、又法定代理人カ第一項各號ニ該當スルトキモ營業ノ免許ヲ與ヘサルコト)

(五) 營業上ノ制限ニ關スル事項

(1) 詐欺ノ言行アルヘカラサルコト

(2) 職工ヨリ取ルヘキ手數料ニ關スル事項

(3) 職工未成年者ナルトキハ法定代理人ノ承諾證ヲ得ヘキコト

(4) 手數料ノ額ハ豫メ認可ヲ受クルコト

(5) 諸帳簿ハ當該官吏ノ閱覽又ハ抄寫ヲ拒ムヘカラサルコト

(乙) 職工募集

(一) 周旋業者タルト否トヲ問ハス募集地ノ行政官廳ノ認可ヲ受ケシムルコト

(1) 募集ヲ爲ス者カ當該工業主ナラサルトキハ委託ヲ爲シタル工業主ノ委託書ヲ提示スルコト

(2) 認可申請書ニハ必要ナル事項殊ニ職工ヲ錯誤ニ陥ラシメサル事項ヲ記載

セシムルコト

(二) 募集ノ手續ニ關スル事項

(1) 詐欺ノ申述ヲ爲ササルコト

(2) 無能力者ニ付テハ法定代理人ノ承諾證ヲ取ルコト

(3) 募集期間ヲ明ニスルコト

(三) 募集期間後相當日限内ニ募集ノ結果ヲ應募者名ト共ニ當該行政官廳ニ届出シムルコト

(四) 工業主ト雇傭契約成立セサル場合ニハ歸郷旅費ハ周旋ヲ爲シタル者之ヲ負擔スルコト、又周旋業者ハ歸郷セシムル責任ヲ有スルコト

(五) 募集ノ取消又ハ無認可ニテ爲ス募集ノ制裁

(六) 爭奪ヲ爲ササルコト

第十項 餘論

職工ノ雇入解雇及周旋ニ關スル取締ニ付、營業者ノ最モ熱心ニ希望シタル所ハ職工ノ誘拐竝職工ノ任意退役ニ對シ嚴重ナル制裁ヲ加ヘラレタシト云フニ在リ

タリ。而シテ外國ニ於テハ職工登録、工場規則ノ公認等頗ル進歩シタル立法例甚タ多ク且深ク雇傭關係ノ内容ニ干渉シテ賃金ノ決定モ亦或ル範圍ニ於テ法律ヲ以テ制限セントスルモノ無キニ非ス。例ハ英國ニ於ケル一九一〇年一月一日ヨリ實施セラレタル職業會議法及一九一二年ノ炭坑最低賃銀法ノ如キ是レナリ。前者ハ衣服仕立業其ノ他三種ノ家内工業ニ關スル最低賃銀率ヲ法定スルコトヲ得ヘキ權能ヲ有スル機關ヲ商務院管理ノ下ニ創設シ之ヲ職業會議ト稱スルコトヲ規定シタルモノニシテ後者即チ炭坑最低賃銀法モ亦各勞働者ノ一日所得高ニ關スル最低賃銀ノ原則ヲ明ニ法律上ニ容認シタルモノナリ。

其ノ他濠洲新西蘭士等ニ於テ一八九六年以降行ハルル賃銀會議ノ制度モ亦最低賃銀ノ主義ヲ法律的ニ強行スルモノナリ。此ノ賃銀會議ハ工業家及勞働者中ヨリ同數ノ委員ヲ選出シ更ニ不偏不黨ノ議長ヲ以テ組織セラレタルモノニシテ其ノ權限事項左ノ如シ。

- (一) 最低賃銀、出來高拂賃銀率、時間外勞働ノ賃銀、並勞働時間ノ決定
- (二) 幼少年工ノ數ヲ制限シ徒弟ノ數並其ノ賃銀ヲ定ムルコト

(三) 老人、痲疾者其ノ他低能勞働者ニ對シテ一箇年普通ノ最低賃銀以下ニ於テ勞働ニ從事シ得ルノ特權ヲ賦與スルコト、但シ此等例外勞働者ノ數ハ全勞働者ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得サルコト同會議ノ決定ハ普通裁判所ニ於テ之ヲ強制セラルヘク、一度決議セル最低賃銀法ニ違反スル者ニハ二千馬克以下ノ罰金ヲ課シ、三回以上ノ違反者ニ對シテハ其ノ營業鑑札ヲ沒收シテ其ノ職業ヲ禁止スル等重キ制裁ヲ以テ雇傭契約ノ内容ニ干渉シ以テ勞働者ヲ保護セントセリ。

抑中世紀以前ニ於テハ契約自由ノ原則ハ一般ニ認メラルルコトナカリシナリ。然レトモ中世ノ警察的國家仆レテ近世ノ立憲國家之ニ代ハルニ至リ契約自由ノ原則ハ一般ニ民法ノ採用スル所トナリ、勞働契約ノ如キモ全ク私法的自由契約ノ律スル所トナリ、勞働條件ニ關スル公法的制限規程ハ其ノ存在ヲ失フニ至レリ。此ノ契約自由ノ原則ハ民主主義、社會主義ノ學說ト相俟ツテ益歐米ノ天地ヲ風靡シ、第十八世紀末工業革命ノ勃發以後ニ於テハ遂ニ甚シキ社會的弊竇ヲ釀成スルニ至レリ。

最近ニ於ケル立法ノ傾向ヲ見ルニ、傭者被傭者間ノ雇傭契約等ニ付再ヒ契約ノ自由ヲ拘束セントスル新法制ヲ續出スルニ至レリ、是レ全ク契約自由ノ原則ニ對スル反動トシテ勞働救済ノ爲ニ生シタルモノナリトス。而シテ我國ニ於テ如何ナル制度ノ立法ヲ必要トスルヤ此等ノ事項ニ關シテハ更ニ詳細ナル後日ノ調査ト研究ニ俟ツノ外ナカルヘシ。

第八節 徒弟

第一項 概論

一 徒弟制度

工場立法案ノ當初ハ徒弟ヲ職工中ニ包含セシメタリ、二十年案ニ於テハ徒弟ノ定義ヲ掲ケテ「徒弟ハ工業製造人ノ家族ニ附屬シ其ノ業法ノ傳習ヲ受ケンカ爲使用セラルル職工ナリ」トシ徒弟契約ニ關シ獨塊ノ主義ヲ參酌シテ規定ヲ設ケタリ、三十一年案亦「職工徒弟ナル文字ヲ用キタリト雖、徒弟ニ關シテハ工場法中ニ一章ヲ設ケテ特殊ノ事項ヲ規定スルカ如キ形式ヲ採リタリ」(農商工高等會議ニ於テハ全然之ヲ同一視スルコトニ修

正セ三十五年案モ亦此ノ主義ヲ採リ「職工徒弟ノ雇入」ナル文字ヲ用キタリ、然ルニ二十六議會提出案ニ至リ、徒弟ニ關スル事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ムトシ、爾後ノ諸案及現行法ハ此ノ主義ヲ繼承セリ。其ノ趣旨ヲ攻フルニ、徒弟ハ一人前ノ職工タランカ爲ニ技術及學術ヲ實地ニ就テ練磨スルモノナルヲ以テ、職工ノ如ク必スシモ雇傭契約ニ依リテ就職スルモノノミニ非ス。而シテ其ノ就業ニ關スル制限ノ如キモ必スシモ職工ニ關スル規定ヲ盡ク適用スヘカラサルモノアリト爲シタル爲ナルヘシ。當時徒弟ニ關スル説明トシテ公表セラレタル所ニ依レハ、現時我工場ニ於テ徒弟、見習生又ハ修業生ノ名義ヲ附スルモノアルモ、此等ハ幼少ナル年期職工ノ別名ニシテ眞ニ徒弟教養ノ目的ヲ達スルモノ少シ。然ルニ鐵工業其ノ他熟練ヲ要スル事業ニ於テハ眞ノ徒弟ノ收容指導ヲ認ムル必要アリ、依テ命令ヲ以テ徒弟ノ年齢、人員、教養ノ方法其ノ他ニ付相當ノ規定ヲ設ケントス、ト謂フニ在リタリ。左レハ工場法ハ多年ノ熟練ヲ要スル純然タル徒弟教育ヲ爲スモノニ限リ、之ヲ公認スルノ目的ヲ以テ徒弟ノ制度ヲ認メタルモノニシテ、年期幼年工ヲ徒弟トシテ公認スルノ趣旨ニハ非サルナリ。而シテ徒弟ニ關スル規定ハ凡テ之

ヲ勅令ノ定ムル所ニ一任シタリ(七法第十)

施行令制定ノ際ニ於テハ徒弟ニ關スル立法ノ主義ヲ如何ニ定ムヘキカニ付テハ數々議論ヲ經タリ。甲ハ曰ク現在我國諸工場ニ於ケル所謂弟子、徒弟、年期職工、養成職工又ハ修業生等ノ名稱ヲ有スルモノハ事實ニ於テハ寧ロ一種ノ職工ニシテ勞務ノ提供ニ依リテ賃金ヲ得ント欲シ、工業主モ亦其ノ傭使ニ依リテ營業上ノ利益ヲ得ルヲ以テ專念トス、即チ永年ニ互リ知識技能ノ習得ヲ目的トスルモノ甚タ稀ニ、工業主亦善ク之ヲ監督シテ教習ヲ施シ品性ノ教養ニ力ヲ盡スモノ至テ尠ク、我國ノ現在ニ就テハ純然タル徒弟ナルモノ殆ントナシ。故ニ立法ノ主義トシテハ苟モ幼少年工ニシテ工場ニ勞働スルモノハ名稱ノ如何ニ拘ラス之ヲ職工ト同一視スヘキハ勿論ニシテ、徒弟ノ實アル小數ノ者ニ付テモ一面ヨリ之ヲ見レハ一般職工ト共ニ工場勞働ニ従事スルカ故ニ原則トシテ職工ト同様ナル保護規定ヲ適用スルノ主義ヲ取り、徒弟ハ職工ト看做ストノ規定ヲ設クレハ足ルヘシ。只徒弟タルノ事實アルモノニ付テハ他ノ職工ト異リ、常ニ一定ノ指導者監督ノ下ニ於テ就業スルヲ以テ相當ノ資格アル指導者ノ下ニ就業スル以上ハ、一般幼少年工

ニ禁止シタル業務モ徒弟ニ限り之ヲ除外シ得ルノ例外規定ヲ設クルニ止メント爲スモノナリ。乙ハ曰ク工場法カ徒弟ニ關スル事項ヲ勅令ニ譲リ特別ノ制度ヲ設クヘキ旨ヲ規定セルノ趣旨ハ、一ニ我國古來師弟ノ間ニ存スル特殊ノ温情關係ヲ保存シ、師匠ハ其ノ練熟セル技能ヲ弟子ニ傳ヘ徒弟ハ長期ニ涉リ其ノ工場ニ御禮奉公ヲ爲スト云フ、醇美ナル風習ヲ保存シ、以テ工業ノ發達ヲ根本的ニ培フヘキ深遠ナル主義ヲ出テタルモノナルコト疑フ存セス。故ニ此ノ徒弟制度ノ堅實ナル發達ヲ期セントセハ徒弟ハ全然之ヲ職工ト區別シ特種ノ規定ノ下ニ置ク必要アリ。即チ徒弟ハ職工ト區分シ徒弟ヲ教養スル場合ニ於テハ、其ノ教養ニ關スル一切ノ方法ヲ具シテ地方長官ノ認可ヲ受ケシムヘク、單ニ技術上ノミナラス其ノ徳性涵養ニ付必要ナル施設ヲモ爲サシメ、此等ノ要件ヲ具備スルモノニ限り之ヲ「工場ニ於テ業務ノ習得ヲ爲ス少年」即チ「徒弟」ト云ヘル法律上ノ範疇ニ入ラシムルコトトスヘシ、而シテ在來ノ徒弟ニ對シテハ法令上ノ淘汰ヲ加ヘ益徒弟制度ノ發展ヲ期スヘシ、唯徒弟ト雖亦工場ニ於テ就業スルカ故ニ其ノ保護ニ關シテハ工場法規ニ準據シテ自治的規定ヲ設ケシムルヲ可トスヘシト云フニ在リ。之ニ對ス

ル甲ノ取論ニ曰ク精神ニ於テハ敢テ論者ノ説ニ反對セス然リト雖我國ノ現状ニ於テ斯ノ如ク理想的ナル趣旨ト方法トニ依リ徒弟ヲ收容スルカ如キ篤志ナル工業主果シテ幾人アリヤ社會ハ進化シテ自由競争ノ世ト爲リ個人ノ自由ハ極端迄尊重セラレルノ今日ニ於テハ論者ノ説ハ少シク迂愚ノ詆ヲ免レサルヘシ若シ論者ノ希望ヲ實現セシメントセハ少クトモ徒弟ノ御禮奉公強制制度ヲ公認シ之レニ違反スル徒弟ヲ所罰スルノ規定ヲ設クルヲ要スヘシ斯ノ如クニシテ始メテ論者ノ理想ヲ法律上ニ實現スルヲ得可キ乎反之若シ徒弟ニ何等ノ義務ヲ命スルコトナクシテ工業主ニ對シ徒弟ニ關スル複雑ナル規定ヲ施行スルモ徒弟ノ認可ヲ受クルモノ實際ニ於テ甚タ稀ナルヘシト。之ニ對スル乙ノ所論ニ曰ク徒弟ヲシテ斯ノ如キ義務ヲ負擔セシムルハ過酷ナリ單ニ道德ノ制裁ニ一任スルヲ可トス。論者ノ如キ乾燥ナル理論ニノミ依リテ日本ノ精巧工業ヲ發達セシムルニ付最モ必要ナル徒弟制度ノ存置ヲ否認スヘキニ非ス宜シク特別ノ教養制度ヲ認メ徒弟ハ之ヲ職工以外ニ置キ以テ獨立自尊ノ氣風ヲ養成セシメ他日職工ノ幹部タル人士ヲ養成スルノ要アルヘシ故ニ徒弟制度ハ理想上之ヲ特設シ殊ニ我國ニ於ケル

師弟間ニ尙存續セル美風ヲ維持セシムルヲ要ス徒弟ヲ職工ト看做スカ如キハ主義ニ於テ與セサル所ナリト。之レニ對スル甲ノ取論ニ曰ク論者ノ所謂師匠弟子ノ關係ハ大工左官經師屋彫刻師畫家意匠家鑑定家ト云フカ如キ業態ノ間ニハ今尙存在シ今後モ徒弟學校若ハ補習教育ノ普及ノ爲多少ノ輕減ハ見ルナルヘシト雖而カモ全然其ノ關係ヲ絶ツニ至ルハ惟フニ數十箇年ヲ要スヘシ然レトモ斯ノ如キハ工業上ニ於ケル徒弟ニ非ス工業ハ今ヤ家内工業ヨリ工場工業ニ遷移シツツアリ工業主ハ徒弟學校若ハ職工學校又ハ工業學校ヨリ相當熟練シタル職工ノ供給ヲ受クルニ苦マス而シテ職工其ノ他ノ子弟モ舊式ノ弟子入りヲ爲サシムヨリハ此等ノ教育設備ヲ利用シテ急速且秩序的合理的ニ一人前ノ仕事師ト爲ルコトヲ計ルヘシ論者カ精巧工業ヲ云爲シテ徒弟制度ノ保存ヲ主張スルハ聊カ時代後レノ論議タルヲ免レス云々。

徒弟ニ關シテハ大要以上陳フルカ如キ論議カ數年ニ亘リテ繰返サレタル後遂ニ獨立ノ徒弟制度ヲ認ムルノ議勝ヲ制シ令第二十八條乃至三十二條ノ規定ヲ見ルニ至リタルモノナリ。而シテ工場法施行後ノ實歴ニ徴スルニ施行令ノ徒弟制

度ノ適用ハ豫期セラレタルカ如ク極メテ狭少ニシテ徒弟收容ノ認可ヲ得タルモノハ僅々數箇ノ工場アルニ過キスト聞ク蓋シ工業主ハ繁雜ナル手續ヲ經テ徒弟ノ認可ヲ受クルモ之ニ依リテ受クル實益極メテ少キニ依ルヘシ。然レトモ篤志ナル工業主カ其ノ工場ニ譜代ノ良職工ヲ養成センカ爲技術上及道德上篤キ教養ヲ施シ以テ師弟間ノ美風ノ存續ニ努メンコトハ我國ノ工業ノ發達上慶スヘキコトナレハ余輩ハ斯ノ如キ工業家ノ輩出ヲ熱心ニ翹望セスンハアラサルナリ。

二 獨英ノ徒弟制度

(一) 獨逸 歐洲諸國中奧太利瑞西及佛蘭西等ハ皆徒弟制度ヲ認メテ之ニ關スル法律上ノ規定アリ然レトモ徒弟ニ關シ最モ系統的規定ヲ有スルモノハ獨逸ニシテ營業條例第七編ハ五十箇條ニ亘リ詳細ナル規定ヲ設ケタリ。

獨逸ニ於テハ徒弟 (Törling) ノ收容 (Halten) 及教習 (Anleitung) ニ付テハ認可主義ヲ採ラス準則主義ニ依リテ資格ヲ制限シタリ公權ヲ剝奪セラレタル者徒弟ニ對シ數回重大ナル義務違反ヲ爲シタル者行狀不良ナル者ハ徒弟ヲ收容及教習スルコトヲ得ス又身體精神上ノ缺點ニ依リ徒弟教習ニ不適當ナル者ハ徒弟ノ教習ヲ爲

スコトヲ得ス。手工業ニ在リテハ年齡二十四歲以上ニシテ師匠試験ニ合格シタル者ニ非サレハ原則トシテ徒弟ヲ教習スルコトヲ得ス(營業條例第百二十六條、第百二十七條甲及第百二十九條)

徒弟所定ノ徒弟關係ヲ終了シタルトキハ師匠ハ徒弟ニ其ノ教習シタル職業習業ノ期間及其ノ間ニ習得シタル知識技能及行狀ニ付證明ヲ與フルコトヲ要ス。又手工場ニ收容セラルル徒弟ハ徒弟期間ヲ經過シタル後手工業會議所ニ於テ助手試験ヲ受クルモノトス此ノ試験ニ合格シタル者ハ助手トシテ三箇年以上業務ニ従事シ更ニ師匠ノ試験ヲ受クルコトヲ得ヘシ此ノ師匠ノ資格ハ其ノ社會上ノ地位ニ於テハ吾人ノ想像スル能ハサル程尊キモノニシテ或ハ之ヲ門札ニ或ハ之ヲ名刺ニ記載スル者アルハ獨逸ニ於テ數々見ル所ナリ。

徒弟ノ就業時間、休日、休憩時間、就業方法、扶助、災害保險等ニ付テハ何等職工ト異ル所ナシ(營業條例第百三十三條、第百三十四條、第百三十五條、第百三十六條、第百三十七條、第百三十八條、第百三十九條)賃金ノ支拂ニ付テモ一般職工ノ場合ト同シク未成年者ニ對シテハ支拂簿ヲ備ヘ之レニ記入スルコトヲ要ス。而シテ獨逸ニ於ケル實際ノ狀況トシテハ徒弟ヲ收容シテヨリ始メノ一箇年半ハ或ハ材料ノ浪費、或ハ工具ノ損傷等ノ爲工業主ハ却テ損失ヲ被リ其ノ後ノ一箇年ニ付テモ尙賃

金ヲ支拂フトキハ其ノ賃金丈ケハ工業主ノ損失ニ歸スルヲ以テ徒弟カ實際ニ賃金支拂ニ値スル勞働ヲ爲スニ至ルハ二年以後ナリト云フ。

徒弟ノ員數ニ付テハ師匠カ自己ノ工業ノ範圍及種類ニ對シ過多ノ徒弟ヲ收容シ因テ教習ヲ困難ナラシムト認ムヘキ場合ニ於テハ下級行政官廳ハ之ヲ相當ニ減少セシメ又ハ一定ノ員數ヲ超エテ收容スルヲ禁スルコトヲ得而シテ聯邦參議院ハ其ノ決議ヲ以テ特定ノ工業ニ就キ師匠カ收容スルコトヲ得ヘキ徒弟ノ最高員數ニ關シテ規則ヲ定ムルコトヲ得。聯邦參議院カ此ノ規則ヲ發セサルトキハ各聯邦政府ハ之ニ關スル命令ヲ發スルコトヲ得ルナリ。(營業條例第百二十八條)

徒弟ノ業務ノ種類及男女ニ付テハ營業條例ハ何等ノ制限ヲ設ケスト雖其ノ大部分ハ男子タルヤ言フ俟タス。一八九五年ノ統計ニ依レハ徒弟總數七〇一、〇三三人中男六三四、五二五女六六、五〇八ナリ尙業務別及男女別ニ依リ之ヲ表示スレハ左ノ如シ。

(一) 業務ノ種類	男女各労働者百人ニ對スル徒弟數		工業主百人ニ對スル労働者及徒弟數	
	男	女	計	労働者 徒弟數
(一) 園藝	二六、八	二二、二	二〇、七	二六、五、八
(二) 動物飼育其ノ他	三、四	—	三、三	—
(三) 鑛山	〇、三	—	〇、三	—
(四) 石工其ノ他	四、一	〇、六	三、八	—
(五) 金屬製品	二、三、九	四、〇	二二、二	九、八、四、六、四
(六) 機械器具	一、二、八	〇、九	一二、五	三、七、六、一
(七) 化學工業	三、三	〇、二	二、八	九、八、一、〇
(八) 石鹼其ノ他	〇、九	〇、四	〇、九	一、二、六、六、〇
(九) 纖維工業	二、四	〇、六	一、五	一、〇、四、六、〇
(十) 製紙	八、六	〇、九	五、八	一、三、七、八、八
(十一) 製革	一、八、〇	〇、六	一、六、四	一、一、六、三、八
(十二) 製材其ノ他	一、八、八	一、七	一、七、八	三、五、五、一
(十三) 食料品其ノ他	一、五、〇	一、九	一、二、四	三、二、八、六
(十四) 衣服其ノ他	二、八、三	一、九、二	二、四、九	三、四、六、九
(十五) 建築	一、〇、九	〇、一	一、〇、八	二、〇、一、二
(十六) 複寫器	二、四、三	〇、九	一、九、九	八、一、七、八
(十七) 美術工藝	三、〇、二	八、八	二、八、七	八、三、五、六
第四章 工場法令ノ内容				三、六、四、〇

(大) 商業	一四、四	一〇、三	一三、二	一〇六、四	二五、三
(九) 保險	〇、九	一	〇、八	四六、二	〇、四
(字) 運輸	一、八	〇、一	一、八	四三八、七	七、九
(世) 宿屋	一、二	四、三	六、六	二一〇、九	一四、九
計	一二、二	五、二	一〇、八	四六七、七	五六、八

徒弟ノ教習期間ハ三年乃至四年(營業條例第百三十條甲)ニシテ、此ノ期間中師匠ハ其ノ徒弟ヲ指導監督シテ之ニ技能ヲ授クル爲習業ニ適スル順序方法ヲ以テ就業セシムルノ外、徒弟ヲ補習學校又ハ實科學校ニ通學セシムルノ義務ヲ負フ。(營業條例第百二十七條) 補習學校又ハ實科學校ニ於ケル教育ノ目的ハ、進ンテ高等ノ工業學校ニ入ル豫備教育ヲ爲スモノニ非スシテ、品メテ徒弟トシテ現在修得スル職業ヲ會得シ將來有用ナル職人タラントスル者ニ對シテ必要不可缺ノモノニ限ル、今試ニ獨逸ニ於ケル機械組立工學校ノ教育科目及每週授業時間ノ一例ヲ舉クレハ左ノ如シ。

科目	一年級	二年級	三年級	四年級
宗教	一時間	一時間	ナシ	ナシ

作文並讀書	一	一	ナシ	ナシ
數學	一	一	一	一
處生及公民心得	一	一	一	一
物理學	一、五	一、五	一	一
機械學	ナシ	ナシ	二	二
圖書	二	二	二	二
實驗	一、五	一、五	二	二
計	九	九	九	九

即チ實科學校ニ於ケル教授科目ハ前掲ノ如ク其ノ内容ハ切實豐富ニシテ、徒弟ヲシテ單ニ其ノ技術ニ必要ナル新知識ヲ獲得セシムルノミナラス、又健全ナル國民トシテ具備スヘキ常識ヲ與ヘ且其ノ職業ノ沿革並性質ヲ授ケテ、國ヲ愛シ業ニ親マシムルコトニ努ムル等用意ノ周到ナル賞讃スヘキモノアリ。而カモ工業主中較モスレハ徒弟ヲシテ此ノ種ノ學校ニ通學セシムルヲ悦ハス、職工ト同シク十時間以上ノ勞働ニ從事セシメ、爲ニ此ノ種ノ學校ニ對スル就學歩合ノ六割以下ニ

下ル所ナキニ非スト云フ。

獨逸ニ於ケル徒弟制度ノ特徴ハ特ニ重キヲ手工業ニ置キタルニ在リ、蓋シ徒弟制度ハ往昔産業不自由時代ニ於ケル同業組合制度ノ盛ナリシ時代ニ於テ行ハレタル制度ノ復舊セラレタルモノナレハナリ。即チ産業改革ノ新風潮ニ促サレ、一八六九年ノ立法カ一旦徒弟契約ニ自由主義ヲ認メタルノ結果トシテ徒弟ハ其ノ自由ヲ濫用シ、又工業主中徒弟ヲ養成スル者ヲ減少シ不熟練工ノ多數ナルコト殆ント前代未聞ノ狀況ヲ呈シ、職工數ニ比シ徒弟ノ數ハ誠ニ僅少トナルニ至レリ。此ニ於テ從來總同業者共存ノ爲ニスル目的ヲ有シタル徒弟制度ハ全然破壊セラレテ、徒弟對工業主間ノ私法上ノ契約タルニ過キササルニ至レリ、然レトモ工業主トシテハ尙熟練工ノ必要ヲ感スル者甚タ多ク、而シテ此ノ必要ハ手工業ニ於テ特ニ痛切ナルモノアリシト謂フ。

左レハ工業主ハ或ハ前借金ヲ與ヘ、或ハ年期ヲ終了セル者ニ對シテハ利益ノ分配ヲ約シ、或ハ賃金昇給ノ道ヲ拓キテ年期ヲ終フル迄習業セシメント務ムルモ尙之ヲ引キ留ムル能ハサルノ狀勢トナレリ。此ニ於テカ徒弟制度復舊ノ論漸ク喧

シク遂ニ一八七八年ノ改正トナリ、徒弟ト工業主トノ關係ハ法律ヲ以テ之ヲ律シ爾後數次ノ改正ヲ經テ現行法ノ規定ヲ見ルニ至リタルモ、要スルニ現行營業條例ハ徒弟ニ付テハ特ニ手工業ニ重キヲ置キ、舊時代ノ組合(Tariffs)ノ制度ヲ復活シテ熟練工ノ養成ヲ可能ナラシメ以テ手工業ヲ保護セントスルニアリ。而シテ現在ノ徒弟ハ其ノ形態ニ於テハ舊時代ノ徒弟ニ相似タリト雖、其ノ實質ニ於テハ更ニ新ラシキヲ加ヘタルモノニシテ、品性技能ノ習得等ニ關シテ師匠ノ指導ヲ受クルノ外學科ノ教育ニ付テハ補習學校又ハ實業學ニ通學スルコトヲ強要セラルルコト前述ノ如ク、徒弟教育ノ一部分ハ組合又ハ市町村ノ施設ニ依ルモノトス。

(二)英國 英國工場法ハ第一百五十二條ニ於テ、徒弟ハ工業主ノ傭使スルモノト見做ストノ簡單ナル一項ヲ存スルノ外何等徒弟ニ關スル特別ノ規定ヲ設ケス、是レ即チ徒弟ハ凡テ工場法ノ適用ニ付テハ之ヲ職工ト見做スノ主義ナリ。元來徒弟ノ業務習得ノ目的ハ英國モ亦獨逸ト同ク或ル種ノ職業ニ付其ノ職業全般ニ互リテ一切ノ技能ヲ習得シ一人前ノ熟練工タラント期スルニ在リタリ。(現今ニ於テハ或ル分科ニ付テモ之ヲ認ム) 然レトモ近世工業ノ發達顯著ナルニ從ヒ分

業ノ行ハルルコト益廣ク、機械ハ愈精巧トナリ、幼年者又ハ女子ニシテ別ニ長年月
訓ノ練ヲ要セスシテ相當ノ賃金ヲ得ルノ途啓カレタルニ依リ、將來熟練工トシテ
永續的職業ヲ獲ントノ思慮ナク、又其ノ餘裕ナク、目前ノ利ヲ逐ヒ相競ウテ賃金本
位ノ平職工トナリ、敢テ僅少ノ手當ニ安シテ永年ノ教習ヲ受ケ將來ノ計ヲ爲サン
トスル者多カラス、是レ中古以來ノ徒弟制度ハ漸次衰運ニ向ヒテ今ヤ英國ニ於テ
ハ僅ニ印刷、寶石及機械工場等ニ於テ其ノ殘影ヲ留ムルニ過キサル所以ナリ。

此ヲ以テ英國ニ於テモ徒弟問題ハ重大ナル勞働問題トシテ識者ノ注意ヲ喚起
シ、甲ハ舊時代ノ徒弟制度ヲ復活シテ熟練工ノ養成ヲ爲スヘシト主張シ、小工場中
事實ニ於テ其ノ復活ヲ實行セルモノモナキニハ非ス。乙ハ反之、斯ノ如キハ産業
發達ノ趨勢ヲ解セサルモノニシテ到底時世ノ要求ニ應スルヲ得ヘキモノニ非ス
ト爲シ、寧ロ義務教育ノ年限ヲ一箇年間延長シテ義務教育トシテ職業教育ヲ授ケ、
加フルニ爾後數年ニ互リテ義務的補習教育ヲ施スコト恰カモ獨逸ニ於ケルカ如
クスヘシト主張シ、本問題ニ付テハ尙全然之ヲ解決スルニ至ラサルモノノ如シ。

三 徒弟制度ト實業補習教育

徒弟制度ニ付最モ嚴格ナル法規ヲ有スルモノハ獨逸ニシテ、最モ簡單ナル規定
ヲ設ケタルハ英國ナリ。其ノ他ノ諸國ハ其ノ中間ニ位スルモノト謂フヲ得ヘシ。
而シテ茲ニ最モ注意ヲ要スルハ獨逸ノ徒弟制度ニ於テハ徒弟ノ教育亦舊時ノ如
ク全然之ヲ師匠ニ一任スヘキニ非ストナシ、其ノ一部ハ學校組織ニ依ル強制教育
ヲ加味セシムルニ在リ。斯ノ如キ組織ノ必要ナルハ英國ニ於テモ識者ノ之ヲ認
容セルモノ多ク、倫敦府會ノ教育調査委員會ノ如キ亦斯ノ如キ意見ヲ公表セリ。
米國ニ於テモ新ニ徒弟制度ノ復舊ヲ計ル者多クハ其ノ教育ノ一部ハ之ヲ學校組
織ニ依リテ行フト謂フ。我國ニ於テモ大工場中ニハ製鐵所ノ如キ方法ニ依リ徒
弟ノ養成ヲ爲シ其ノ成績見ルヘキモノナキニ非スト雖、尙之ヲ一般的ニ觀察スレ
ハ業務上必要ナル智識ノ組織的教育ヲ爲スモノ稀ニシテ、偶、斯ノ如キ施設ヲ有ス
ルモ工場ニ於ケル實習トノ連鎖其ノ宜シキヲ得サルモノ多キヲ遺憾トス。

惟フニ我國ニ於テハ古來「座」ノ制度等アリテ多少歐洲ノ「インテング」又ハ「ツンフ
ト」ニ類似ノ慣習アリ、又小僧丁稚ノ制度ノ如キ舊時ノ遺物トシテ尙其ノ跡ヲ絶タ
サルモノナキニ非スト雖、彼我ノ産業制度ハ其ノ發達ノ本原ヲ異ニスルヲ以テ我

工場法ニ所謂徒弟ノ制度ハ必スシモ獨逸ニ於テ手工業者ノ強制組合(Zwangshinn-
 徒)ノ制度ト相俟テ主トシテ手工業ニ於ケル徒弟制度ノ復舊保存ヲ期スルカ如キ
 制度ヲ我國ニ移サントシタルモノニ非サルヘシト雖、尙彼ノ施設ニ學フヘキモノ
 亦少カラサルヘシト信ス。而シテ我國徒弟問題ノ將來ニ付テハ徒弟ト工業主ト
 ノ關係、實習ト智能習得ノ方法、徒弟ノ教育ト實業補習教育トノ關係等研究ヲ要ス
 ヘキ點甚多カルヘシ。

第二項 徒弟ノ要件

工場法ニ所謂徒弟ハ工場法ノ規定スル所ニ依ラサルヘカラス、工場法上ノ徒弟
 タルコトヲ得ルモノノ要件ハ令第二十八條ノ規定ニ依リテ定マル今之ヲ説明ス
 レハ左ノ如シ。

一 一定ノ職業ニ必要ナル智識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト

徒弟ハ業務ニ就クモノナリ、此ノ點ニ於テハ普通ノ職工及見習工等ト異ルコト
 ナシ。徒弟ハ一定ノ職業ニ必要ナル智識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就
 クモノナリ、此ノ點ニ於テ見習工ト性質ヲ同ウシ普通ノ職工ト其ノ性質ヲ異ニス、

見習者ニハ單ニ技能ノミノ習得ヲ目的トスルモノト此ニ關スル基礎的知識ヲモ
 習得スルヲ目的トスルモノトアリ、徒弟ハ必ラス二者ヲ併セ習得スルヲ以テ目的
 トセサルヘカラス。

二 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト

職工亦時ニ教習ヲ受クルコトナキニ非スト雖、職工ノ教習ヲ受タルハ其ノ職工
 タルノ要件ニ非ス、然レトモ徒弟ハ教習ヲ受ルヲ以テ其ノ要件トナス、此ノ點ニ於
 テ見習工ト其ノ性質ヲ同ウス、一定ノ指導者ノ指導監督ノ下ニ教習ヲ受クルハ徒
 弟タルノ要件ナリ、見習工亦時ニ一定ノ指導者ノ指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコ
 トアルヘシト雖之ハ見習工ノ要件ニ非サルナリ、徒弟ノ指導者ハ相當ノ資格アル
 モノタルコトヲ要ス、其ノ員數ニ付テハ法條ナシ、地方長官ノ認定ニ依リテ定マル。

三 品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト

徒弟ハ單ニ一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルヲ以テ足レリトセス、將
 來優秀ナル職工又ハ職工ト爲リテ他ノ職工又ハ徒弟ヲ指導スルノ位置ニ立ツ
 ヘキモノナリ、是レ徒弟ハ其ノ品性ノ修養ニ關シ常時一定ノ監督ヲ受クルコトヲ

要スル所以ナリ。常時一定ノ監督ヲ受クルトハ修身講話其ノ他ノ訓話又ハ修養談等ノ方法ニ更ニ一步ヲ進メ工業主ハ之ニ對シ師弟間ノ充實シタル情誼ヲ以テ監督權ヲ行フコトヲ要ス。常時トハ此ノ場合ニ於テハ常住坐臥間斷ナキノ意ナリ。此ノ點ニ於テ徒弟ハ職工又ハ見習工ト異ル。

四 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ收容セララルコト

徒弟ハ工場ニ收容セララルモノナリ。收容トハ工業主ノ監督權内ニ置カルルノ意ナリ。收容ト謂ヒテ使用ト謂ハス又雇傭ト謂ハス。注意ノ在ル所ヲ知ルヘシ。職工ハ單ニ工場規則等個々ノ契約ノ範圍内ニ於テ業務ノ遂行ニ付工業主ノ監督ヲ受クルニ過キサルモ。徒弟ハ業務ノ遂行ノミナラス其ノ品性ノ修養ニ關スル事項ニ至ル迄日常百般ノ事項ニ付包括的ニ工業主ノ監督權ニ服スルモノトス。見習工ニシテ斯ノ如キ監督權ニ服スルコトアルモ是レ見習工ノ要件ニハアラス。徒弟ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル規定ニ依リテ工場ニ收容セララルコトヲ要ス。是レ徒弟カ職工及見習工ト異ル最モ顯著ナル點ナリ。

徒弟ノ收容規程ニ關スル説述ハ之ヲ次項ニ讓ル。尙茲ニ一言スヘキハ徒弟ノ

收容ヲ認可セラレタル結果工場法ノ適用ヲ受ケサルニ至ル場合是レナリ。惟フニ工場法ノ徒弟ハ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニ收容スルモノタルコトヲ前提セラルコトハ解釋上明ナルノミナラス。實質上ヨリ考フルモ。徒弟收容認可ノ結果工場法ノ適用ナキニ至ル工場ニ對シ徒弟ノ收容ヲ認可スルモ。通常徒弟教養ノ義務ヲ完全ニ履行シ難キヲ以テ斯ノ如キ小工場ニハ徒弟ノ收容ヲ認めサルモノト解スヘキモノトス。

惟フニ我國ノ工業組織ハ益大仕掛ノ工業トナリ。職工ノ數亦日ニ月ニ増加シ自由競争ノ結果職工徒弟ノ去就亦頗ル頻繁ト爲レリ。此ノ渦中ニ在リテ篤志ナル大工業主カ遠大ノ考ヲ以テ徒弟ヲ收容シ其ノ工場獨特ノ美風ヲ以テ熟練職工ヲ養成スルカ如キ希圖ヲ立ツルハ最モ推賞スヘキ美舉タルヘシ。然レトモ前ニモ述ヘタルカ如ク法令ノ規定ヲ以テ工業主ト徒弟トノ間ニ主從的關係ヲ公認強制シ其ノ去就ノ自由ヲ束縛セントスルカ如キハ時勢ノ要求ニ逆行スルノ嫌ナキ能ハス。獨逸ノ如キ徒弟制度ノ盛大ヲ極メタル所ニ於テモ近時徒弟ノ制度ノ實質漸次弛緩シ國家ノ義務教育ノ勵行又ハ實業補習教育ノ強制等ノ方法益々重キヲ爲サン

トスルニ見ルモ一般趨勢ノ歸嚮スル所ヲ察スルニ難カラサルヘシ。

第三項 徒弟ノ收容

徒弟ヲ收容スル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ具備シタル書面ヲ以テ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ。(令第二十八條第四號、令第二十九條)

- 一 徒弟ノ員數
- 二 徒弟ノ年齢
- 三 指導者ノ資格
- 四 教習ノ事項及期間
- 五 就業ノ方法及一日ニ於ケル就業ノ時間
- 六 休日及休憩ニ關スル事項
- 七 品性修養ニ關スル監督ノ方法
- 八 給與ノ方法
- 九 第三十條ノ規定ニ依リ設クル規程
- 十 徒弟契約ノ條項

徒弟ノ員數 施行令ハ徒弟ノ員數ニ付明文ヲ以テ制限ヲ加ヘス只認可ノ條件タラシムルニ止メタリト雖、工場ノ規模、指導者ノ員數等諸般ノ事情ヲ參酌シ教習ノ目的ヲ達スルニ適當ナル員數タルコトヲ要スルヤ勿論ナリ。

徒弟ノ年齢 通常、法第二條ノ制限ニ從ヒ十二歳以上タルコト(第四項參照)

指導者ノ資格 獨逸營業條例ハ前ニモ述ヘタルカ如ク手工業ニ付テハ一般ニ師匠ノ資格アル者タルコトヲ要ス、埃太利ハ唯當該徒弟教育ニ關シ必要ナル技術上ノ知識ヲ有スル工業主若ハ其ノ代理人タルコトヲ要スト規定スルノミ、我現行法ノ解釋トシテハ徒弟ノ知識技能ノ教習ヲ爲シ得ルニ足ル品性、知識及材能アル者ト解スヘシ、然レトモ此ノ點ニ付テハ具體的ノ準則ヲ定メラルルコト望マシ。

教習ノ事項 ニ付テハ鍛冶、鑄造等ノ實地ノ技能ノ外此等ノ技術ニ必要ナル製圖、鑄造法、冶金學等ノ學科ヲ教習スルコトヲ要スヘク、且修身國語等基本的學科ヲ或範圍ニ於テ教習スルノ要アルヘシ。學科ハ工業主ニ於テ直轄的ニ之ヲ教習スルヲ要スルヤ或ハ他ノ學校ヲ利用シ得ルヤ、此ノ點ニ關シテハ明文ナシト雖若シ工業主ニ於テ其ノ目的ニ適應セル他ノ學校ニ教習ヲ囑託セル場合ニ於テハ必ス

シモ自ラ之ヲ教習セサルモ可ナルヘシ。獨逸ノ如キハ此ノ點ニ關シテハ明文ヲ設ケ、師匠ハ徒弟ヲ補習學校又ハ實科學校ニ通學セシメ且其ノ通學ヲ監督スル義務ヲ負フト規定セリ。(營業條例第百二十七條)

教習ノ期間 從來本邦ニ於ケル徒弟又ハ見習職工ノ期間ハ多クハ三年乃至五年ニシテ稀ニハ七年ニ達スルモアリ、而シテ十四五歳ヨリ徵兵適齡ニ至ル迄トスルモノ最モ多キカ如シ、埃國ハ三年以上、獨逸ハ前ニモ述ヘタルカ如ク工業ニ付テハ三年乃至四年トナシ御禮奉公ノ期間ニ關スル規定ナシ。何年ヲ以テ徒弟ニ適當ナル期間ト認ムヘキヤハ俄カニ斷言シ難シト雖、三年以上五年以內トセハ大約我國ノ舊慣及現狀ニ對シ支障無カルヘシ、一年又ハ二年位ノ短期間ヲ以テ教習ヲ了リ得ルカ如キ簡易ナル業務ニ對シテハ徒弟ヲ收容スルノ要ナク、又五年以上ノ長期間ノ契約ヲ公認スルハ宜カラス。民法ハ商工業見習ヲ爲スモノニ對シテハ十年ノ長期ヲ認ムト雖徒弟制度トシテ之ヲ公認スルニハ七年ノ期間ト雖稍長キニ失スルノ感アリ、蓋シ是レ以上ノ長期ヲ公認スルハ甚シク徒弟ノ自由ヲ束縛スルニ非サレハ何等公認ノ實益ナキニ終ルヘシ。

就業ノ方法 徒弟ハ業務ノ教習ヲ受クルノ目的ヲ以テ業務ニ就クモノナリ、故ニ此ノ目的カ實際上如何ニシテ實現セラルルヤヲ明カニスルハ徒弟ノ收容ヲ認可スルニ付緊要ノ事タリ、就中徒弟ヲ就業セシムルニ當リ如何ナル順序ニ於テ業務ヲ之ニ授ケ、如何ナル方法ニ依リ之ヲ指導スルカ又如何ナル方法ニ依リ知能ヲ習得セシムルカ等ノ事實ヲ明確ナラシムハ最モ必要ナリ。

一日ニ於ケル就業時間、休日及休憩ニ關スル事項 年齢ニ付テ述ヘタルト同様法第七條乃至第十二條ノ規定ノ最低限度ニ從フコト要ス。(第四項參照)

品性ノ修養ニ關スル監督方法 品性ノ修養ニ關シテハ常時一定ノ監督ヲ受クルコトヲ要ス、故ニ工業主又ハ其ノ代理人等ニシテ相當ノ教育アリテ高等ナル品性ヲ具備スル者ニ於テ常時之カ監督ノ任ニ當ルコトヲ要ス、徒弟ハ工業主ノ宅又ハ工場ノ寄宿舎ニ居住スルコトヲ通常トスルモ、稀ニハ工場外ニ居住シ工場ニ通勤スル者モアルヘシ。而シテ自宅ヨリ通勤シ自宅ニ於テ親權者ノ監督ヲ受クルカ如キ者ニ對シテハ工場外ノ起居ニ關シ格別ノ監督方法ヲ設クルヲ要セサルヘキモ、其ノ然ラサル者ニ付テハ工場ニ於ケルト同シク工場主ノ監督ヲ及ホスヲ要

スヘシ、尙工場外ヨリ通勤スル徒弟ヲ認ムヘキヤ否ヤニ付テハ根本ニ於テ疑問アルモ、工業主ノ監督カ工場外迄行届キタル場合ニ於テハ一概ニ之ヲ排除スルノ要ナキカ如シ、然レトモ其ノ決論ハ他日ノ研究ニ留保セムトス。

給與ノ方法 獨逸ニ於テハ徒弟モ一般ニ賃金ヲ受クルコトヲ認ム(營業條例第百三十三條第百三十四條乙)、埃太利ニ於テハ賃金ノ支給ヲ受クルト否トハ徒弟タルト否トニ何等關係ナキコトヲ明言ス。(營業條例第百九十七條)施行令カ給與ト規定シタルハ賃金ヲ受クルト賃金以外ノ給與ヲ受クルトニ拘ラス廣ク物品金錢等ノ支給ヲ受クル場合ハ其ノ方法ヲ明示スヘキコトヲ命シタルモノト解スヘシ、單ニ給與ノ方法ト謂フト雖支給ノ額ヲモ包含スト解スヘシ。

徒弟契約ノ條項 徒弟契約ノ條項ヲ説明スルニ先チ徒弟契約ノ性質ニ付一言スヘシ、徒弟契約ハ當事者ノ一方カ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ對シテ教習ヲ施スコトヲ約スル雇傭契約ヲ主要ナル部分トシ、之ニ徒弟カ工業主ノ監督權ニ服スルコトヲ約スル契約ヲ加味シタル一種ノ特別契約ナリ、故ニ徒弟契約ハ有償不要式ノ諾成契約ナリ、然レトモ徒弟契約中ニハ法定ノ要件ヲ具備スルヲ要

ス、法定ノ要件ヲ具備セサル徒弟契約ハ法令ニ違反セサル限度ニ於テ當事者間ニハ有効ナリト雖、工場法上ニ於テハ徒弟關係ヲ設定スルノ効力ヲ生セサルナリ。

徒弟契約ノ條項ハ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要ス、施行令ハ必スシモ徒弟契約ハ書面ヲ以テスヘキコトヲ命セスト雖、實際上ハ認可ヲ受ケタル條項ニ依リ書面ヲ以テ契約ヲ締結スルヲ便トスヘシ、徒弟契約ノ條項中主要ナルモノハ令第二十九條第四號乃至第八號ニ關スル事項、徒弟ノ扶助ニ關スル事項、契約カ解除條件付ナルトキハ其ノ條件、積立金ヲ爲サシムルトキハ之ニ關スル事項等ナルヘシ。

徒弟カ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ナル時ハ工業主ハ其ノ就業ニ關シ必要ナル事項ヲ定メテ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス。(令第三十條第二項)

令第二十八條ニ揚クル條件ヲ具備セサル者工場内ニ於テ勞務ニ従事スルトキハ假令工業主之ヲ徒弟ト稱スルモ凡テ之ヲ職工トシテ取扱フヘキモノトス。

一旦徒弟トシテ認可ヲ受ケタル者ト雖其ノ認可ヲ取消サレタルトキ亦同シ。(令第三條)施行令ハ徒弟ノ收容ニ付認可主義ヲ採リ事前ノ監督ヲ爲スノ外、認可後ニ於テモ地方長官ニ於テ工業主カ徒弟規程ニ違反シ、又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコ

ト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル爲必要ナル事項ヲ命シ又ハ徒弟ノ認可ヲ取消スコトヲ得ルモノトシ事後ノ監督モ亦之ヲ怠ラサルナリ。(令第三十一條)

第四項 徒弟ノ就業

徒弟ヲシテ業務ニ就カシムルニハ令第二十八條第四號ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ從フコトヲ要ス、令第二十八條乃至第三十條ノ規程ハ徒弟ノ年齢、就業時間、休憩時間、及休日竝其ノ就業條件ニ付テハ特ニ地方長官ノ認可ヲ受クヘキコトヲ定メタリ。獨逸營業條例ハ此等ノ點ニ關シテハ明文ヲ以テ凡テ職工ト同様ノ制限ニ從フヘキコトヲ規定セリ。(第三百三十條) 奧國營業條例亦然リ、然ルニ我施行令第三十條ハ徒弟ノ危害豫防及衛生上ノ除害方法ニ付テハ普通ノ職工ニ在リテハ十五歳未滿ノ者及女子ノ一部ニノミ適用アルヘキ規定ヲ徒弟ニ對シテハ未成年者及女子ノ全部ニ及ホサシメタリ。斯ノ如キハ獨逸ノ立法例ニモ見サル所ニシテ此等ノ國ニ於テハ未成年徒弟ニ付テハ契約ノ效力ニ付多少ノ特別規定ヲ存スルニ過サルナリ。(獨逸營業條例第二百二十七條皮、奧國營業條例第九十九條) 要スルニ施行令第三十條ノ趣旨ハ徒弟ニハ指導者アルヲ以テ普通ノ保護職工

ニハ禁止シタル事項ト雖特ニ之ヲ許容スヘシトスル主義ノ正反對ニ出テタルモノニシテ徒弟ニ限リ特ニ斯ノ如キ鄭重ナル保護ヲ爲サムトスルノ必要ヲ認メタルニ出ツルモノナルヘシ、既ニ此ノ規定アリ故ニ未成年徒弟及女子徒弟ニ對シテハ其ノ就業時間、休憩時間、及休日竝就業ノ條件等ニ付少クトモ工場法第二條乃至第十二條及之カ施行命令ノ規定ニ從フヘキモノト解セサルヘカラス、而シテ之ニ違反セル事項ヲ認可スルカ如キハ失當ト云ハサルヘカラサルナリ。

徒弟ノ年齢ニ付テハ既ニ述フル所ノ外施行令ハ特ニ明文ヲ以テ制限ヲ加ヘス、故ニ徒弟ハ必スシモ未成年者タルコトヲ要セスト解ス、此ノ點ニ關スル外國ノ立法ハ區々ナリ或ハ十四歳以上ノ者ヲ徒弟トナスコトヲ禁スルアリ、或ハ十八歳未滿ニ於テ徒弟期間ヲ終了セシムルコトヲ禁止スルモノアリ。獨逸及奧太利ハ何等ノ制限ヲ設ケス只二十歳以上ノ徒弟ニ對シテハ其ノ取締方ヲ寬ニセリ。我施行令ハ獨逸ノ如ク徒弟ノ年齢ニハ制限ヲ加ヘスト雖徒弟ノ性質上實際ニ於テハ未成年者タルコト最モ多カルヘキハ勿論ナリ。

施行令ハ女子ノ徒弟タルコトヲ禁止セサルノミナラス女子ノ徒弟タルコトア

ルヘキコトヲ認メタリ。令第三十條）然レトモ女子ニ付テハ現在我國ノ社會狀態ニ於テハ未タ一定ノ職業ヲ習得シ之レニ依リテ獨立シテ生計ヲ維持スル迄ノ域ニ達セス。從テ徒弟トシテ公認スヘキ場合ハ實際ニ於テハ極メテ稀ナルヘシ。

第五項 徒弟ノ扶助

施行令ハ徒弟ノ扶助ニ關スル規程ヲ設ケスト雖何等ノ扶助ヲ爲スノ要ナシトセルニハ非ス。工業主ノ其ノ徒弟ニ對スルハ恰カモ親子又ハ兄弟ノ如ク其ノ關係職工ト工業主間ノ關係ヨリモ更ニ密接ナルヘキモノアルハ固ヨリ當然ナリ。從テ工業主ハ令第二十九條徒弟契約ノ條項中ニ扶助ニ關スル事項ヲ記載シ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ至當トス。地方長官ハ個々ノ事情ヲ審査シ扶助ノ程度ノ適否ヲ稽ヘ拒否ヲ決スヘキモ大體ニ於テ施行令中扶助ニ關スル規定ニ準據スヘキヤ言ヲ俟タサルナリ。

第九節 臨檢及制裁

工場法ノ實施ヲ監督スル爲監督官吏ヲシテ工場ニ臨檢セシムルノ必要アリ。法

第十四條カ證票ヲ携帶シタル官吏ノ臨檢ヲ拒妨スルコトヲ得スト規定セルハ之カ爲ナリ。此ノ種ノ規定ハ多クノ行政法規中常見ル所ニシテ嘗テ之ニ關シ何等論議アリタルヲ聞カス。英獨諸國ニ於テモ監督官吏ハ晝夜ノ別ナク工場ニ臨檢スルコトヲ得ルナリ。然ルニ工場法制定當時ニ在リテハ此ノ規定ニ關シテモ種々ノ難問題ヲ惹起シ其ノ存廢問題迄モ論議セラレタルコトアリ。而シテ其ノ由來スル所ハ左ノ二點ニ在リタルモノノ如シ。

(一) 工場ハ從來警察署ノ監督ノ下ニ在リタルヲ以テ從來ハ專門技術家ニ非サル警察官吏之ニ臨檢シ時ニ或ハ不當又ハ過重ナル命令ヲ發セラレ。若シ之ニ服從セズンハ刑罰ヲ以テ威嚇セララルコトナキニ非ス。爾後又同様ノ運命ニ際會スルコトナキヤ。

(二) 工場ニハ作業上ニ關シ數多ノ秘密存在シ關係技術者ノ外何人モ其ノ秘密ノ場所ニ立入ルヲ禁ス。而シテ此ノ秘密ハ工業ノ生命トモ云フヘキ作業ニ存スルヲ以テ其ノ一部ニテモ外部ニ漏洩センカ是レ工場トシテ由々敷大事ナリ。然ルニ工場監督ノ官吏ナレハ工場ノ如何ナル部分ト雖臨檢スルコトヲ得ルモノトス

レハ、如斯部分ニモ亦立入ルコトヲ得ヘキコトトナルヘシ。而シテ監督官吏ハ何時ニテモ其ノ職ヲ辭スルヲ得ルヲ以テ、秘密ヲ探知シタル後、職ヲ辭シテ自他ノ利益ニ供用スルカ如キコトナキヲ保セス。

此等ノ理由ヲ以テ當業者ノ提出シタル希望ハ普通警察官ノ監督ヲ排斥スルコト及、秘密ノ場所ニハ臨檢スルヲ得ストノ例外規定ヲ設ケント謂フニ在リタリ。第一點ニ對シテハ主トシテ専門ノ知識ヲ有スル工場監督官ヲシテ工場法施行ノ衝ニ當ラシメ警察官吏ヲシテ監督官吏ニ協力セシムルノ組織ト爲スニ依リテ之ヲ救済シ得ヘシ。(第五章工場監
督ノ組織參照) 第二ノ點ニ關シテハ秘密ノ場所ニハ臨檢スヘカラサルモノト爲サハ工業主ハ秘密ニ籍口シテ工場ノ一部又ハ全部ノ臨檢ヲ拒ムカ如キコトアルヘシ。而シテ或作業ノ秘密ナルヤ否ヤヲ決定スルハ餘程ノ難問題ナルヲ以テ、此ノ例外規定ヲ設クルコトハ法ノ施行上少カラサル障害ヲ來スモノナリ。依テ秘密ノ尊重ニ付テハ行政官衙ノ德義ニ信賴スルノ外ナキコトヲ辯明シタルモ容易ニ當業者ヲシテ首肯セシムルニ至ラス。日本工業協會其ノ他數多ノ實業團體ハ公然前記ノ意見ヲ提出セリ。生産調査會ニ於テモ亦此ノ點ニ關

シテ數々論議ヲ重ネタルカ兩説何レモ相當ノ理由アルモノトシ折衷案トシテ法第二十一條ニ於テ臨檢拒妨者ニ對スル制裁ヲ規定スルニ當リ、正當ノ理由ナクシテ附加スルコトトナリタリ、議會ニ於テハ此ノ點ニ關シ別段ノ論議ナカリシモ臨檢官吏ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ヲ罰ストアルハ不可ナリトシテ之ヲ削除セリ。其ノ理由トスル所ハ宣誓ヲ爲シタル場合ニ非サレハ虛偽ノ陳述ヲ罰セサルハ刑法ノ原則ナリ。然ルニ普通ノ臨檢官吏ニ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルカ爲之ヲ罰スルハ酷ナリト謂フニ在リ。從來ノ立法例ハ虛偽ノ陳述ニ對シ之ヲ罰スル例アルニ拘ラス偶々工場法ニ限り之ヲ削除シタルハ如何ニ本法ノ施行ニ關シ至大ノ注意カ拂ハレタルヤヲ見ルニ足ルナリ。

此ノ際正當ノ理由ノ解釋ニ付一言セムニ正當ノ理由トハ臨檢ヲ拒ミタルノ事實ヲ合理的ナラシムル事由ニシテ斯ノ如キ事由ノ存否ハ客觀的ニ之ヲ判定スルコトヲ要ス、單ニ作業上ノ秘密カ存在スト云フコトヲ以テ正當ノ理由アリタリト爲スコトヲ得ス、當該官吏ノ臨檢ノ必要ニ打勝ツニ足ルヘキ重大ナル事由ナカルヘカラス、故ニ、正當ノ理由ナクシテ「ナル形容詞ヲ加ヘタルコトハ工場監督官ノ臨

檢ノ權限ニ對シテ事實ニ於テ大ナル制限ヲ加フルモノニ非サルヘシ。

當該官吏トハ工場法ノ施行ニ關シ職權ヲ有スル者ヲ謂フ。當該官吏工場ニ臨檢スルトキハ一定ノ様式ニ依ル證票ヲ携帯スルコトヲ要ス。(法第十四條) 官吏ノ身分證明ノ方法トシテハ歐洲諸國ニ於テモ證票携帯ノ方法ニ依ルモノ多シ。

第十節 工場管理人

第一項 概論

工業主カ工場ヲ經營スルニ際シ親ラ其ノ衝ニ當ルコト無ク他人ヲシテ自己ニ代リテ其ノ任ニ當ラシムル場合少カラス、是レ會社其ノ他ノ大企業家カ多數ノ工場ヲ諸所ニ所有スル場合ニ於テ特ニ然リトス、彼ノ紡績業製絲業等ヲ營ム者ノ如キハ最モ顯著ナル例ナリ。斯ノ如キ場合ニ於テモ本來ヲ言ヘハ工業主カ自ラ管理スル工場ニ於ケルト同一ノ責任ヲ負フヘキハ勿論ナリ雖、各工場ニ一切ノ權限ヲ委任セラレタル管理者カ存立スル場合ニ於テハ工場法規ヲ遵奉スルト否トハ事實上其ノ管理者ノ責任ノ範圍内ニ在ルモノト謂ハサルヘカラス、是レ法第十八

條及第十九條カ斯ノ如キ場合ニ於テハ法律ノ適用ニ付テハ工場管理人ヲシテ工業主ニ代ハラシムルコトヲ認メタル所以ナリ。

工場法中ニ工場管理人ヲ認ムルコトニ付テハ工業主側ノ希望アリ、政府ニ於テハ稍之ヲ躊躇シタル如キ形跡無キニ非サリシト雖、法令運用ノ實際ヨリ云フトキハ管理人ヲ認ムル方却テ便宜ナル點多カルヘシ。

第二項 工場管理人ノ選任

工業主カ工場法ノ施行區域内即チ臺灣朝鮮及樺太ヲ除キタル日本ノ領土内ニ居住セサルトキハ必ス工場管理人ヲ選任セサルヘカラス。(法第十八條) 其ノ他ノ場合ニ於テハ工業主ハ自己ノ便宜ニ從ヒ工場管理人ヲ選任スルコトヲ得。(法第十八條) 工場管理人ハ工場法關係ニ於ケル工場ノ管理ニ關スル限り工業主ニ代ルヘキ一切ノ權限ヲ有セサルヘカラス、故ニ其ノ選任ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルヲ原則トス。(法第十八條) 而シテ地方長官ハ工業主ノ授權行爲ノ内容管理人ノ閱歴、人格等ヲ審査シ差支ナシト認メタルトキハ之ニ認可ヲ與フルモノトス。

工場管理人ノ認可ハ固ヨリ地方長官ノ自由裁量ノ範圍ニ屬スト雖、少クトモ左記ニ該當スル者ノ如キハ認可ヲ與ヘララルコトナカルヘシ。

- (一) 工場ノ管理ニ付管理人ニ附與シタル權限完全ナラスト認ムルモノ
 - (二) 未成年者、復權セサル家資分散者、破産者、禁治産者、準禁治産者竝認可ヲ取消サレタル日ヨリ一定ノ年限(例ヘハ二年)ヲ經過セサル者
 - (三) 禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ一定期間(例ヘハ三年)ヲ經過セサル者
 - (四) 其ノ他本人ノ性行又ハ經歷上工場管理人タルニ適セスト認ムルトキ
- 前記事項ハ府縣令ヲ以テ之ヲ規定シタルモノナキニ非ス。
- 左ニ掲クル者ノ内ヨリ工場管理人ヲ選任シタル時ハ認可ヲ受クルコトヲ要セス。但シ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ届出ツルコトヲ要ス。(法第十八條第三項後段)
- 法人ノ理事
 會社ノ業務ヲ執行スル社員
 會社ヲ代表スル社員
- (民法上ノ公益法人、産業組合等)
 (合名會社、合資會社)
 (合名會社、合資會社、株式合資會社)

取締役

業務擔當社員

法令ノ規程ニ依リ法人ヲ代表スル者
支配人

(株式會社)
(舊商法ニ依ル合資會社)
(清算人、耕地整理組合ノ組合長)
(個人又ハ會社)

蓋シ此等ノ者ハ凡テ法律上一定ノ權限ヲ公認セラレ居ルカ故ニ敢テ行政上ノ認可ヲ要セサルモノト認メタルニ依ルヘシ。

工場管理人カ死亡シタルトキ又ハ之ヲ解任シタル時ハ遲滯ナク地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス。

第三項 工場管理人ノ性質及權限

一 工場管理人ハ工場法關係事項ニ關シ其ノ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スルコトヲ要ス。(法第十八條第一項)

工場管理人ハ其ノ工場ニ於ケル職工ノ雇入、解雇、賃金ノ支拂、休日、休憩及就業時間、工場及附屬建設物竝設備ノ管理等ニ付一切ノ權限ヲ委任セラレ居ルコトヲ要ス、然ラサレバ實際上法ヲ遵奉スルノ責ニ任スルヲ得サルコト有ルヘケレハナリ。

二 工場管理人ハ工場法令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス。(法第十九條第一項)

工場管理人ハ其ノ工場ニ付一切ノ權限ヲ有ストノ事實ニ基キ工場法令ノ規定ニシテ工業主ニ適用アルヘキモノハ之ニ代テ其ノ適用ヲ受クヘキモノトス、代ルト云ヒテ看做スト爲ササリシハ若シ看做ストスルトキハ尙固有ノ工業主カ當然義務ヲ負フモノナルカ如キ感アルニ依ル。

三 工場管理人ハ職工ヲ扶助スルノ義務ヲ負フコトナシ。(法第十九條第一項但シ書)

工場管理人ハ職工ノ雇傭並工場及附屬建設物若ハ設備等工場業務ノ經營ニ關係アル一切ノ事項ニ付テハ全責任ヲ負フト雖、是レ唯業務經營上ノ便宜ニ基キ工業主本來ノ義務ヲ代テ負擔スルニ過ス、而シテ扶助義務ニ付テハ工業主ニ代リテ之カ責ニ任セシメサル所以ハ扶助義務ノ發生ハ業務ノ經營ニ基クト雖其ノ一旦發生シタル以上ハ業務ノ經營ト必然的ノ關聯ナク、純然タル債權債務ノ關係ト爲ルヘキヲ以テ其ノ義務者ハ當然工業主其ノ人ト爲ス方ヲ以テ當然ト認メタルカ爲ナルヘシ。

工場管理人ハ職工ノ扶助ニ付テハ法律ノ明文上ニ於テハ全然責任ヲ負フコト

ナシト雖、工業主ノ委任アルトキハ扶助ニ關スル工場ノ事務ヲ處理スルコトヲ得ヘキハ論ヲ俟タサルナリ。

以上述フル所ノ工業主ニ代ハルノ關係ハ工場管理人以外ニ於テモ亦之アリ、即チ工業主カ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者(一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレ又ハ會社ノ無限責任社員トナルコトヲ許サレタル未成年者ハ營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス)若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ管理人アルトキハ管理人ニ於テ之ニ代ハル(其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ハ何レモ工業主ニ代ハリテ工場法上ノ責任ニ當ルモノトス。(法第十九條第二項))

第十一節 認可、許可、届出及其ノ他ノ事項

第一項 概論

工場法施行令及施行規則ニ於テハ、工場法令ニ基キ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ

受ケ又ハ之ニ届出ヲ爲スヘキ場合ハ、凡テ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ノ認可又ハ許可ヲ受ケ又ハ之ニ届出ヲ爲スヘキモノト定メタリ、而シテ施行令又ハ施行規則ニ於テ様式ヲ定メタルモノ甚タ少シ。地方長官ハ其ノ地方ノ實情ト法令施行上ノ必要ニ鑑ミ、法令則ノ外府縣令ヲ以テ各般ノ手續ヲ定ムヘク、此等ニ關シテハ今一々之ヲ説明セス、唯茲ニハ法令則ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケ若ハ届出ヲ爲スヘキ事項其ノ他工場ニ備付クヘキ書類ニ付其ノ概要ヲ略記スルニ止ムヘシ。

第二項 認可、許可及届出

一 認可事項

(一) 季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付就業時間ヲ延長セントスルトキ(法第八條第四項、此ノ認可ハ繁忙ナル期間及其ノ期間中就業時間ヲ延長スヘキ期間ニ付之ヲ受クルコトヲ要ス。)

(二) 工場管理人ヲ選任シタルトキ 工業主カ個人ナルトキ支配人以外ノ者ヨリ選任シタル場合、工業主カ法人ナルトキ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表ス

ル者及支配人以外ノ者ヨリ選任シタル場合(法第十八條各)

(三) 職工ノ貯蓄金ヲ管理スルトキ(令第二十五條、第三十九條、第一項及第二項、本章第七節第四項)

(四) 就學義務アル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ就學ニ關シ必要ナル事項(令

二十六條、第三十九條第一項及第二項、本章第七節第七項)

(五) 徒弟ヲ收容スル場合ニ於テハ徒弟規程(令第二十八條、第二十九條、第三章第八節第三項)

徒弟カ就學義務アル學齡兒童ナルトキハ就學ニ關ル事項(令第三十條、第三項)

二 許可事項

(一) 十歳以上十二歳未滿ノ者ヲ輕易ナル業務ニ就カシムルトキ(法第二條、則第二條)

(二) 避ク可カラサル事由ニ依リ臨時必要アル場合ニ於テ就業時間ヲ延長シ、休日及休憩時間ヲ短縮又ハ廢止セントスルトキ(法第八條第二項、則第二項)

(三) 賃金通貨拂ノ原則ニ從ハス職工ノ利益ノ爲賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲

ストキ(令第二十二條、令第二十四條第一號前段、令第三十八條第一項及第二項、令第三十九條第一項、本章第七節第四項)

(四) 賃金ヲ一月一回以上支拂ハサル慣習アル場合ニ於テ延拂ノ契約ヲ爲ストキ

(令第二十二條、令第二十八條第二項、本章第七節第四項)

(五) 職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ責ニ爲ルヘキ事由ニ依リ職工解雇ノ場合貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ交付セサルトキ(令第二十四條第一號前段令第三十八條第一項、令第三十九條第二項、本章第七節第五項)

三許可又ハ認可ノ取消

取消ニハ二ノ場合アリ。(一)ハ完全ニ有效ニ成立セル許可又ハ認可ニ對シ後ニ發生シタル理由ニ依リテ之ヲ取消スモノニシテ、唯將來ニ向テ其ノ效果ヲ失ハシムルニ過キス、徒弟認可ノ取消(令第三十一條)ノ如キ即チ是レナリ、此ノ取消ハ法令ニ規定アル場合並許可又ハ認可ノ條件トシテ取消權ヲ留保スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス。(二)ハ許可又ハ認可ヲ爲シタル當時其ノ成立ニ瑕疵アルニ依リ、既往ニ溯リテ當初ヨリ許可又ハ認可ナカリシモノト同様全然無効ナラシムニ在リテ、法令ノ規定又ハ取消權ノ留保ナキ場合ト雖、處分ノ當時形式ノ缺欠、違法、不能錯誤等一定ノ事由ノ存スル場合ニハ取消スコトヲ得ルモノトス。

四届出事項

(一) 臨時ノ必要ニ依リ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ延長スルトキ

(法第三十八條本章第四項、則第二條第四節第四項)

(二) 工場管理人ヲ選任シタルトキ、工業主カ個人ナルトキ支配人ヲ選任シタル場合、工業主カ法人ナルトキ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ内ヨリ選任シタルトキ(法第十八條各項、則第二十條、本章第十節第二項)

(三) 工場管理人死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキ(則第二十二條、本章第十節第二項)

(四) 扶助規則ヲ作成シタルトキ又ハ之ヲ變更セントスルトキ(令第十九條、則第二十三條、本章第六節第八項)

(五) 則第十七條ニ依リ保存スヘキ職工名簿、則第十九條ニ依リ保存スヘキ雇入、及扶助ニ關スル書類ヲ滅失シタルトキ(則第二十二條、則第三號)

(六) 職工負傷疾病月報 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病負傷又ハ死亡ニ付テハ施行規則様式第三號ニ依リ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ届出ツルコト(則第二十四條)、常時五十人未満ノ職工ヲ使用スル工場ニ付テハ此ノ届出ヲ爲スニ及ハス。(但シ府縣令ニ依リ届出テヲ要スル場合アルトキハ届出ツヘキハ勿論トス)

(七) 工場法施行ノ際十歳以上十二歳未満ノ者ヲ使用シ尙引續キ使用セントスル

者ハ大正五年九月三十日迄ニ届出ツルコト(則第三十條)

第三項 其ノ他ノ事項

- (一) 工場内ニ揭示スヘキ事項 工業主ハ就業時間、休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場内ノ見易キ場所ニ揭示スルコトヲ要ス(則第十二條、第二十九條、本章第四節第二項)
- (二) 扶助規則 工業主ハ扶助規則ヲ作成シ扶助ノ金額、手續其ノ他扶助ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ届出ヲ爲スト共ニ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムルコトヲ要ス(令第十九條、令第三十九條、本章第六條、第八條)
- (三) 職工名簿 工業主ハ施行規則様式第二號ニ依リ職工名簿ヲ調製シ工場毎ニ備付クルコトヲ要ス(令第二十一條、令第三十九條、則第十條、第六條、則第十九條、本章第七節第二項)
- (四) 雇入及扶助ニ關スル書類 工業主ハ職工ノ雇入及扶助ニ關スル一切ノ書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ(則第十條、九條)
- (五) 書類ノ保存
 - (1) 職工名簿ノ用紙 職工死亡シ又ハ之ヲ解雇シタルトキハ職工名簿ノ相當

欄ニ必要ナル事項(職工名簿記載心得方)ヲ記入シ且其ノ用紙ハ死亡又ハ解雇後五年間保存スルコトヲ要ス(則第七條、本章第七節第二項)死亡又ハ解雇シタル者ノ用紙ハ之ヲ別冊ニシテ整理スルト否トハ工業主ノ隨意ナリ。

(2) 雇入及扶助ニ關スル書類 雇入ニ關スル書類ハ死亡又ハ解雇ノ日ヨリ扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間保存スヘシ(則第十九條、本章第六節第八項)

第十二節 罰 則

一 刑事責任者 工場法カ工業主ヲ處罰スヘキ旨ヲ定メタル場合ハ工業主ヲ處罰スルヲ原則トスルハ勿論ナルモ而カモ法第十九條ノ特別規定ニ依リ工場法令ノ罰則ノ適用ヲ受クル者左ノ如シ。

(一) 工場法令ニ依リ工業主ヲ所罰スヘキ場合 二於テ工場管理人ヲ置キタル場合ハ工場管理人ヲ所罰ス。

工場管理人ハ扶助ニ關スル法令違反ニ付テハ工業主ニ代テ刑事責任ヲ負フコトナシ(法第十條、九條) 從テ管理人カ工業主ヨリ特別ノ委任ヲ受ケテ扶助ニ關スル事務

ヲ所理スル場合ニ於テモ、工場法規ニ關スル刑事上ノ責任者ハ常ニ工業主ニ限ルモノトス、但シ管理人カ工業主ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部若ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメントシタル場合處罰セラルルコトアルハ勿論トス(令第三十三條第二項)

(二)工業主カ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合工場管理人アル時(ハ)一ニ依リ扶助ニ關スル事項ノ外工場管理人カ所罰セラルルコト勿論ナリ。然レトモ若シ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人ヲ以テ工場管理人ニ準シ扶助ニ關スル事項ヲ除キ法定代理人ニ罰則ヲ適用ス(法第十九條第二項前段)扶助ニ關スル事項ニ付テハ工場管理人ノ有無ニ拘ラス本人ニ對シテ罰則ノ適用アルモノトス、但シ本人カ刑法總則ノ規定ニ依リ犯罪無能力者タル場合ニ於テハ處罰ヲ受クヘキ者ナシ。(令第三十三條第二項)ニ依リ本人以外ノ者ノ所罰セララルコトアルヘキハ勿論ナリ

(三)工業主カ法人ナル場合 工場管理人アルトキハ其ノ工場管理人、工場管理人ナキ場合ニ於テハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、其ノ他法令ニ依リ法人ヲ代表スル者カ(二)ニ依リ、扶助ニ關スル事項ヲ除キ罰

則ノ適用ヲ受ヘキモノトス(法第十九條第二項後段)故ニ法人ニ付テハ管理人ノ有無ニ拘ラス扶助ニ關スル法令違反ノ場合ニ於テ何人ヲ所罰スヘキヤノ問題ヲ生スヘシ、而シテ現行刑法ノ解釋トシテハ法人ヲ處罰スルハ特別ノ明文アル場合ニ限ルカ故ニ、明治四十二年案ノ如ク明治三十三年法律第五十二號ヲ適用スルノ明文ナキ限リ法人處罰ノ途ナキモノト解セサルヘカラス。故ニ此ノ場合ニ於テ管理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員、其ノ他法令ノ規定ニ法人ヲ代表スル者カ、令第三十三條第二項ニ依リ法人ヲシテ不正ニ扶助義務ノ全部又ハ一部ヲ免レシメ又ハ免レシメントシタルニ由リ、此ノ點ニ付自ラ別個ノ刑罰ノ責任者ト爲ルヘキ場合アルノ外、當面ノ問題ニ關シテハ刑事責任者ナキモノト解スルノ外ナシ。

惟フニ工場法制定當時第十九條ニ但シ書ヲ付シタルハ、工場管理人ハ私法上ノ關係ニ於テ扶助ノ義務ナキコトヲ明ニセントスルノ全然無用ナル一種ノ老婆心ニ胚胎シタルモノナルヤノ疑アリ、當時此ノ規定カ第二項ニ於テ亦前項ニ同シトシテ援用セラレタル結果法人代表者ニ對スル公法上ノ制裁規定ヲモ亦管理人同

様不適用ニ終ラシムルニ至ルト云フカ如キコトニハ想到セサリシナラン乎、果シテ然リトセハ他日工場法改正ノ機ニ於テ何等カノ改正ヲ爲スヘキモノナリ。

二 刑事責任ノ擴張 工場法令カ工業主又ハ工業主ニ代ハル者ニ罰則ノ規定ヲ適用スルハ工業主又ハ之ニ代ハル者ニ故意アル場合ニ限ルヲ原則トス、然レトモ次ニ掲タル場合ニ於テ特別ノ明文ヲ設ケテ故意ナキノ故ヲ以テ罰則ノ適用ヲ免レサルモノトセリ、蓋シ工場ニ於ケル諸般ノ業務ハ事細大トナク工業主又ハ之ニ代ハル者ノ指揮ニ依ルコト難ク、各員所定ノ分擔ニ依リ業務ヲ處理スルカ故ニ、若シ斯ノ如キ場合ニ於テ工業主ニ故意ナキノ故ヲ以テ其ノ責任ヲ問ハサルモノトスルトキハ到底法ノ勵行ヲ期スルコトヲ得サルニ依ル。

工業主及工業主ニ代ハル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者カ工場法令ニ違反スル所爲ヲ爲シタル場合ニ於テハ、假令自ラ之ヲ指揮シタルニ非スト雖罰則ノ適用ヲ免ルハコトヲ得ス、但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス(法第二十二條第一項)

右ノ場合ニ於テ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ハ本來工場法令ニ

依リテ刑事責任ヲ負フモノニ非サルカ故ニ、若シ工業主又ハ之ニ代ハル者カ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルニモ拘ラス、其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者カ工場法令ニ違反シタル所爲ヲ爲シタルトキハ何人モ法ノ制裁ヲ受ケサルニ至ルヘシ(法第二十二條)尤モ臨檢ノ拒否又ハ臨檢ノトキ訊問ニ對シ答辯ヲ爲ササルカ如キハ獨工業主ニ限ラス一般的ノ制裁規定アルモノニ付テハ(法第二十一條)其ノ所爲ヲ爲シタル者モ刑責ヲ免ルハコトヲ得サルコト勿論ニシテ工業主ニ不注意アルトキハ其ニ罰セラルヘキモノトス。

工業主又ハ之ニ代ハル者ノ代理人、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者等ノ所爲カ施行令ニ觸ルルト同時ニ他ノ特別規定又ハ刑法ノ規定ニ依リ犯罪ヲ構成スル場合ニ於テハ刑法第五十四條ノ規定ニ依リ其ノ重キ方ノ刑ヲ以テ處斷セサルヘカラス、而シテ特別規定又ハ刑法ノ方重キトキハ當該所爲ノ刑名ハ施行令以外ノモノト爲ルカ爲ニ工場法第二十二條ニ依リ當該行爲ノ法律上ノ責任歸着者タル工業主又ハ之ニ代ハル者ヲ施行令ニ依リテ罰スルヲ得サルニ至ルヘキヲ以テ、令第三十六條及則第二十七條ハ明文ヲ以テ斯ノ如キ場合ト雖、背後ノ責任者ニハ他ノ

特別規定又ハ刑法トノ吸收關係ヲ認メスシテ令又ハ則ノ明文ヲ其ノ儘適用シテ工業主又ハ之ニ代ハル者ヲ處斷スヘキ旨ヲ明ニシタリ。

工業主又ハ工業主ニ代ハリテ工場法令ノ適用ヲ受クヘキ者ハ假令職工ノ年齢ヲ知ラサル場合ト雖之ヲ以テ所罰ヲ免ルルコトヲ得ス、但シ工業主又ハ工業主ニ代ハル者ニ過失ナカリシ場合ハ此ノ限ニ在ラス。(法第二十二條第二項)本條ハ刑法第三十條ニ所謂罪ヲ犯ス意ナキ行爲ハ之ヲ罰セストノ原則ニ對シ、例外規定ヲ設ケ職工ノ年齢ニ關スル工業主ノ注意ノ義務ヲ規定シタルモノナリ。

(三) 刑罰規定 工場法令中刑罰規定ハ法第二十條及第二十一條、令第三十三條乃至第三十五條、則第二十五條、第二十六條及第三十條ノ規定スル所ニシテ、法律ニ規定スルモノハ年齢制限、時間制限、就業制限及設備命令ノ違反ニ對シテハ五百圓以下ノ罰金ヲ科シ、臨檢拒否ニ對シテハ三百圓以下ノ罰金ヲ科ス。施行令ニ依ルモノハ扶助規則ノ變更命令、扶助義務賃金ノ支拂貯蓄金ノ返還、歸郷旅費ノ支給、學齡兒童ノ雇傭、徒弟ノ收容、雇傭周旋職工名簿、扶助規則ノ作成等ニ關スル違反者ハ二百圓以下又ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ。施行規則ニ依ルモノハ病者及産

婦ノ就業制限、就業時間、休日、休憩ノ揭示、扶助規則ノ周知、工場内ニ於ケル死傷病者ノ診斷職工名簿ノ記載及保存、雇入及扶助ニ關スル書類ノ保管、工場管理人ノ選任、解任ノ届出等ニ關スル規定ニ違反シタル者ニ對シ百圓以下又ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ科スルモノトス。

第十三節 訴願及訴訟

法第二十三條ハ本法ニ依ル行政處分ニ不服ナル者ハ訴願ヲ提起シ又違法ニ權利ノ毀損ヲ受ケタル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ト規定シタリ。是レ全ク行政官廳ノ不當又ハ違法ノ處分ニ對シテ工業主ヲ救済セントスル趣旨ニ出テタルモノニ外ナラス。

第一項 訴 願

訴願トハ行政處分アリタル場合ニ於テ其ノ處分ヲ不適當若ハ違法ナリトシ、之ニ不服アル者カ行政官廳ニ對シ法律ノ規定ニ基キ其ノ行政處分ノ再査ヲ請求スル手續ヲ云フ。故ニ訴願ヲ提起スルニハ行政處分有リタルコトヲ要ス、單純ナル

不行爲又ハ事實上ノ行政作用ニ對シテハ訴願ヲ提起スルコトヲ得ス、訴願ハ行政處分ニ不服アル者ヨリ提起スルコトヲ得、不服有ルモノトハ直接其ノ處分ニ服従スルノ義務アルモノニシテ而カモ其ノ處分ヲ不適當若ハ不法ナリト爲ス者ニ限ル。訴願ハ行政處分ヲ爲シタル官廳ヲ經由シ直接上級ノ官廳ニ對シテ處分アリタル日ヨリ六十日以内ニ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス。訴願書ニハ不服ノ理由及一定ノ要求等ヲ明記スルコトヲ要ス、(訴願法參照)故ニ地方長官ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ農商務大臣ニ訴願ヲ提起スルコトヲ得ルモ、監督官吏ノ事實上ノ行政行爲ニ對シテハ訴願ヲ提起スルコトヲ得ス。

第二項 行政訴訟

- 行政訴訟ヲ提起スルニハ
- (一) 行政處分アリタルコト
 - (二) 行政處分ヲ違法ナリトナスコト
 - (三) 行政處分ニ依リ權利ヲ侵害セラレタリトナスコト
 - (四) 各省大臣又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルモノナラサルコト

- (五) 處分書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スルコト
 - (六) 一定ノ形式ヲ以テスルコト
- 等ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス、而シテ訴訟ヲ提起シ得ル者ハ處分ニ依リ違法ニ權利ヲ侵害セラレタル者ナルコトヲ要ス。(行政裁判法參照)
- 工場法ノ施行ニ關スル地方長官ノ處分ニ付テハ農商務大臣ニ訴願スルカ又ハ直ニ行政裁判所ニ出訴スルカ何レカ一ツヲ擇ハサルヘカラス。

第五章 工場設備

第一節 概論

工場組織ニ依ル工業カ益々隆盛ナルニ從ヒ各種弊害ノ之ニ伴フテ生スルハ免レサル所ナリ、工場組織ノ工業ニ伴フ弊害ノ中其ノ最モ顯著ナルモノノ第一ハ勞働條件ニ關スルモノニシテ、之ニ關スル法律上ノ取締ニ付テハ既ニ前章ニ述フル所ノ如シ、第二ハ工場ノ設備ニ關スルモノニシテ是レ本章ニ於テ述ヘントスル所ナリ。

工場労働者ノ就業中不慮ノ災害ニ罹リ爲ニ身體ヲ傷害シ、一時的若ハ永久的ニ勞働能力ヲ失ヒ甚シキハ遂ニ死ニ至ル者、若ハ就業後幾モナク諸種ノ疾病ニ冒サレ工場ヲ去リ又ハ死亡スル者年々幾萬人ノ多キニ達スヘシ、此等ハ戰爭ニ依ル死傷者ノ如ク世人ノ耳目ヲ聳動スルコト多カラスト雖、實ハ平和的生產戰爭ニ於ケル犠牲者ニシテ最モ同情ヲ寄スヘキモノニ屬ス。而シテ此等ノ死傷ハ工場設備ノ不完全ニ起因スルモノ多キヲ以テ、工場災害及疾病ハ工業ノ發達ニ伴フ避クヘ

カラサル當然ノ弊害トシテ是レヲ放置スヘキニ非サルハ勿論ナリ、是レ歐洲先進諸國カ何レモ法令ヲ以テ之カ防止ニ關スル規定ヲ設ケ其ノ規定ノ實行ヲ強制シ、専門學者亦其ノ研究ヲ怠ラス、工業主モ亦或ハ組合ノ規約ヲ以テ或ハ個人的ニ工場設備ノ完成ヲ期センコトニ努力スル所以ナリ。而シテ工場設備ノ改善ハ獨リ職工ノ身體生命ヲ保存シテ職工竝其ノ家族ノ福祉ヲ増進スルノミナラス、工業主ニ於テモ亦職工ニ對スル扶助其ノ他ノ支出ヲ節約シ、且工場竝機械ノ保存期間ヲ延長シ併セテ職工ノ勞働效果ヲ増加スルノ利益ヲ最モ大ナラシムルモノニシテ、工業主ハ終局ニ於テ之カ爲ニ損失ヲ被ムルモノニ非サルナリ。

惟フニ工場法ノ規定中ニハ就業時間、休日、休憩時間、年齡制限等勞働條件ニ關スルモノニシテ唯法規ノ命スル所ニ從テ、形式的ノ取締ヲ爲スヘキモノト、危害、疾病又ハ公害ノ豫防等ノ如ク工場ノ設備ニ關スルモノニシテ實體的ニ取締ヲ要スルモノトアリ、而シテ此ノ二者カ恰カモ車ノ兩輪ノ如ク鳥ノ兩翼ノ如ク等シク必要ニシテ缺クヘカラサルハ言ヲ俟タス。唯工場ノ設備ニ關スル實體上ノ取締ニ付テハ工場ノ採光、換氣、除塵、危害豫防裝置等衛生竝除害ノ爲ニ施設ヲ要スルモノ多

キカ故ニ若シ其ノ取締方法ニシテ嚴ニ失センカ巨額ノ資本ヲ固定セシメ工業主ノ利益ヲ害スルコト大ニ而カモ之カ取締ノ緩ニ流レンカ職工ノ身體生命ヲ危クシ其ノ健康ヲ害スノ恐アリ。此ヲ以テ諸外國ニ於テハ此ノ種ノ取締ニ付テモ法令又ハ取扱上可成ク具體的ノ標準ヲ定メ大體ニ於テ之ニ準據シテ取締ノ統一ト勵行トヲ期セントスルモノ少カラス。例ヘハ獨逸ニ於テハ工場監督官ハ自然採光ノ標準ヲ窓面積ト室内容積床面積作業場數及室面積トノ割合ニ依リテ定メ、ウキスコンシン州ノ規則カ照明ノ光度ヲ作業場及倉庫ニ對シ夫々一定ノ光度タルコトヲ要スト定メ、英國工場法カ纖維工場ニ對シテ各濕度ニ對シ溫度ノ最高限度ヲ定メ又一人ニ對スル氣積ハ工業ノ種類ト其ノ狀況トニ依リ二百五十立方呎乃至五百立方呎ト定メ、人工的ニ濕度ヲ調節スル纖維工業ニ對シテハ機械換氣ノ裝置ヲ強要シ、佛蘭西法カ機械間ノ通路ノ幅ヲ八十糎以上トシ、十四歲未滿ノ少年男工ヲシテ十糎ヲ超ユル重量物體ヲ運搬セシムヘカラスト定メ、埃太利法カ職工五十人以下ニ對シ幅一米突五分ノ一以上ノ出入口一組ヲ要求シ又深八十五糎ヲ超ユル槽其ノ他ノ無蓋ノ容器ニシテ腐蝕性可燃性又ハ有害料品ヲ容ルルモノニハ

完全ナル蓋ヲ設ケ又ハ適當ナル柵圍ヲ施スヘシト定メタルカ如キ即チ是レナリ。然レトモ斯ノ如キ規定ヲ設クルコトハ先進諸國ニ於テモ甚タ難シトスル所ニシテ、久シキニ亘ルノ研究及經驗ノ結果トシテ漸クニシテ或ル範圍ノ標準ヲ定メ得タルモノアルモ尙未タ其ノ標準ヲ定メ難ク、專ラ直接取締ノ任ニ當ル監督官吏ノ知能經驗ニ依ル判斷ニ一任セルモノ甚タ多シ、之ヲ我國ノ狀況ニ見ルニ恰カモ新舊工業相錯綜セル有様ニシテ、新式舊式ノ工場ハ雜然トシテ叢生シ、偶歐米流ノ設備完備セルモノナキニ非スト雖設備ノ不完全ナルモノ少ラス、而カモ各種ノ工業ニ對シテ取締ノ準則ナキヲ以テ工場設備ニ關スル實體上ノ取締ノ困難ナルハ我國ニ於テ殊ニ甚シキモノアリ。而シテ我工場法ハ其ノ第十三條ニ於テ工場設備ノ改善ヲ強要スヘキ概括的規定ヲ存スルノミニシテ本條ニ基ク設備命令ハ未タ發布セラルルコト無ク、只僅カニ工場設置ノ認可又ハ許可、汽機汽罐ノ取締其ノ他特殊ノ工業ニ關スル廳府縣令ノ存スルアルニ過キス、又専門家ニシテ自家ノ研鑽若ハ實地經驗ノ結果ヲ公ニスルモノ甚タ尠ク、工業主中之ニ關シ其ノ範ヲ示スモノ亦甚多カラス、是レ余輩カ現代工業ノ一大缺陷トシテ最モ遺憾ニ堪ヘサル所

ナリ。サレハ將來我國工業ノ經濟狀態其ノ他諸般ノ事情ヲ斟酌シ、漸ヲ追ヒテ適當ナル改良ヲ加ヘ歐米諸國ニ比シ特ニ多數ナル工場災害ヲ除去シ、工場疾病者ヲ減少セシムルコトニ付一般ノ注意ヲ喚起セサルヘカラス、而シテ是レ單ニ法律ノ力ノミヲ以テ克クスヘキニ非ス、工業主ハ勿論専門學者ノ努力竝一般國民ノ自覺ニ俟ツヘキモノ甚タ多シ。是レ本章ニ於テ工場監督ニ關シ最モ豊富ナル經驗ヲ有スルシ、エム、ブライス博士ノ近著、近世工場中ヨリ工場設備ノ改善ニ關スル部分ヲ抄録シ、之ニ管見ヲ加ヘテ讀者ノ參考ニ資セントスル所以ナリ。

第二節 工場災害

第一項 概論

職工カ其ノ業務ノ爲負傷シ或ハ死ニ至リ若ハ不具廢疾トナリ其ノ他一時的勞働不能トナル者、近時ノ工業國ニ於テハ其ノ數毎年幾萬人ノ多キニ達スヘシ、試ニ歐米諸國ノ工場監督年報ニ依リ其ノ二三ヲ例示スレハ左ノ如シ。

年次	國名	負傷者數
一九一一年	英國	一五六、二三二
一九一一年	白國	八七、二六一
一九一一年	佛國	四七四、三九六
一九一二年	獨國	六〇〇、〇〇〇
一九一二年	ニューヨーク州	五一、〇八四

災害統計ノ基礎ハ國ニ依リテ異同アリ、從ツテ前表ニ依リ各國災害數ノ多少ヲ比較スルコトヲ得スト雖、各國トモ工業罹災者ノ數甚タ多クシテ若シ年々ニ亘リ之ヲ積算スルトキハ古來戰場ニ於ケル死傷ノ如キハ此ノ幾分一ニモ當ラサルヘシ、一念茲ニ想到セハ工業ノ隆盛ヲ希フ者誰カ此ノ生産戰場ノ殉難者ニ對シ一掬同情ノ涙ナキヲ得ンヤ、著者嘗テ某地ヲ過キリ某工場ニ於テ「ベルト」ニ捲キ上ケラレテ高處ヨリ墜落シ、頭部ニ傷キ足ヲ挫キ腕ヲ折リタル一少年カ血痕斑々紫色ヲ帶ヒタル顔容慘シク氣息奄々今ニモ生命ヲ絶タレントスルカ如キ苦シク恐ロシキ喚ノ聲ヲ擧ケツ、床上ニ蹠轉セルヲ目撃シ、近代ノ工業ニ缺クヘカラサル動力機械モ一步ヲ過レハ職工ヲシテ一瞬間ニ幽冥處ヲ異ニセシムルノ慘劇ヲ演セ

シテ文明ノ利器ハ忽ニシテ殺傷ノ兇器トナルコトヲ今更ラノ如ク考ヘ感慨ノ念ハ可憐不憫ノ情ト相俟テ工業主及世人カ工業隆盛ノ下ニハ斯ノ如キ不時ノ災害アルト共ニ又目ニ見ヘス耳ニハ聞ヘスト雖日月ノ經過ト共ニ人體ヲ腐爛セシムヘキ結核性疾患其ノ他ノ漸進的内科的災害ノ類至スルモノアルヲ覺知シ速カニ人道ノ大義ニ訴ヘ此ノ富國ノ源泉タル工業其ノモノヲシテ斯ノ如キ忌ムヘク恐ルヘキ危害ヨリ遠カラシムルコトニ新タナル努力ヲ爲サルルニ至ランコトヲ祈願シタリ。語ニ曰ク一將功成テ萬骨枯ルト希クハ此ノ語ヲシテ單ニ鐵火ノ戰爭ニノミ相合スヘキ警句タラシメンコトヲ。

尙上述セルカ如ク工業罹災者ノ數ハ工業ノ進歩ニ從ヒテ年ト共ニ益々増加ノ傾向アルハ數字ノ示ス所ノ如ク已ムヲ得サル所ナリト雖、獨逸ノ如ク工場監督ニ全力ヲ傾注スル國ニ於テモ之ヲ減少スルコト頗ル困難ナリト聞ク、獨逸帝國勞働保險局統計(一九一—一九一二)ニ依レハ。

年次	勞働者ノ數	罹災者數	一千ニ對スル罹災者數
一九〇二	六、七四二、八二〇	六一、〇六八	九、〇六

一九〇三	七、〇八四、〇九三	六四、六一六	九、一二
一九〇四	七、四二六、五三八	六九、二二〇	九、三二
一九〇五	七、七三五、一六二	七二、六三〇	九、三九
一九〇六	八、一二二、〇二五	七五、五八九	九、三一
一九〇七	八、五三一、六三二	七九、九〇七	九、三七
一九〇八	八、五四〇、六〇一	七九、三三九	九、二九
一九〇九	八、六一三、五五五	七五、六八四	八、七九
一九一〇	八、九六四、二二八	七三、四三一	八、一九
一九一一	九、三四二、八〇五	七四、六六二	九、九九

ニシテ工業勞働者ノ罹災數及罹卒ヲ減少スルノ容易ノ業ニ非サルコトヲ察知スルニ足ルヘシ。

然ラハ工場ノ災害ハ全然之ヲ除去スルコト到底不可能ナリヤ、歐洲ニ於テハ既往數十年ニ互リテ其ノ研究ヲ怠ラス、而シテ其ノ最モ效果多カリシモノハ一八八四年ノ獨逸帝國災害保險法ナルヘシ。此ノ法律ハ同業者ヲシテ保險組合ヲ組織セシメ、組合検査員ヲシテ組合規約ヲ勵行セシメ違反者ニ對シテハ高率ノ保險料

ヲ拂込マシムルノ外場合ニ依リテハ賠償責任ヲ負ハシメ以テ同業者ノ自治的豫防方法ヲ督勵スルモノニシテ此ノ點ハ他國ニ比シテ顯著ナル特色ヲ發揮セリ。蓋シ法律制度ノ如何ニ拘ハラス工業主カ危險豫防ノ必要ヲ自覺シ自ラ其ノ方法ヲ研究シ且之ヲ實際ニ利用スルハ危險豫防ノ實效ヲ舉クルニ於テ缺クヘカラサル要件ナルコトハ既ニ述フル所ノ如シ。近年米國ニ於テ諸種ノ大會社カ從來ニ於ケル如ク徒ラニ生産高ノ多カラシムコトヲ欲シテ人命ノ損傷ヲ考慮セサルハ單ニ人道ニ反スルノミナラス事業ノ經營上却テ不利ナルコトヲ自覺シ生産第一主義ヲ捨テ安全第一主義ヲ採ルニ至リタルハ最モ悅フヘキ現象ナリトス。

合衆國製鋼會社ノ經營シタル事蹟ヲ聞クニ過去八年間ニ約千萬圓ノ資本ヲ投シテ諸般ノ災害豫防施設ヲ爲シ三年間ニ於テ六三〇八人ノ罹災者ヲ減少スルヲ得タリ。是レ實ニ從來ノ罹災者ニ對シ四十パーセントノ減少ニシテ過去三年間ニ罹災者救助ノ爲ニ費シタル費用ヨリ安全裝置ニ對スル投資ノ缺損ヲ差引クモ尙救助費ニ於テ三十五パーセント以上ヲ減少シ得タルモノニシテ單ニ金錢上ノ損益計算上ヨリ云フモ收支相償フモノナリト云フ。而シテ災害ノ原因ヲ研究シ

タル一専門家ノ言ニ依レハ多數ノ實例ヨリ歸納スレハ普通ニ起ル災害ノ百分ノ三十八安全裝置ニ依リテ之ヲ除去シ其ノ百分ノ六十八勞働者ヲ教育誘導シテ安全施設ノ作用ニ協力セシムルニ依リテ其ノ目的ヲ成就スヘク結極人事ヲ盡スニ於テハ普通ノ災害中百分ノ九十八之ヲ除去スルニ難カラスト云ヘリ。

然レトモ現今ノ科學ノ力ヲ以テシテハ工場災害ヲ絶對的ニ除去スルコトハ到底不可能ノ事ニ屬ス故ニ危險豫防ニ付テハ必要ナル設備ヲ爲シテ其ノ検査ヲ怠ラス最善ノ方法ヲ盡スヘキハ勿論ナルモ尙且災害ノ發生セルモノニ付テハ罹災者又ハ遺族ニ對シ金錢上ノ扶助ヲ支給スルノ外ナシ。

第二項 工場災害ノ原因

工場災害防止ノ方法ヲ有效ナラシメンニハ其ノ原因ヲ明カニスルコトヲ要ス。工場災害ノ原因ハ大別シテ二トス曰ク工場設備ニ關スル物的原因曰ク職工自身ノ身體精神狀態ノ如何ニ因テ生スル人的原因是レナリ。

一人的原因 工場ノ災害カ工場設備ノ不完全ニ基ク場合頗ル多シト雖之ト同時ニ人的方面即チ職工ノ側ニ於ケル原因ノ之ト競合セサル場合ハ殆ント稀ナリ

工場災害ノ人的原因ノ主ナルモノヲ擧クレハ左ノ如シ。

- (一) 年齢 (二) 男女 (三) 無知 (四) 體力並健康ノ不適當 (五) 不注意 (六) 着衣其ノ他ノ不適合
- 二 物的原因 工場災害ノ分類方法亦國ニ依リテ同カラス。

英國 工場監督官ノ年報ハ左ノ十種ニ大別ス。

- (一) 動力ニ依リ運轉スル機械ニ因ルモノ
- (二) 熔融シタル金屬又ハ熱シタル液體ニ因ルモノ
- (三) 爆發ニ因ルモノ
- (四) 瓦斯又ハ蒸汽ノ爆發ニ因ルモノ
- (五) 電氣ニ因ルモノ
- (六) 動力ニ運轉セラレサル機械ニ因ルモノ
- (七) 墜落物體ノ打撲ニ因ルモノ
- (八) 職工ノ墜落ニ因ルモノ
- (九) 工具ノ打撲ニ因ルモノ
- (十) 其ノ他

英國各種工業ニ於ケル工場災害ノ原因別 (千九百十三年度)

工業ノ種類	原因別										計
	動力ニ依リ運轉セラル機械ニ因ルモノ	熔融シタル金屬又ハ熱シタル液體ニ因ルモノ	爆發ニ因ルモノ	瓦斯又ハ蒸汽ノ因ルモノ	電氣ニ因ルモノ	動力ニ依リ運轉セラル機械ニ因ルモノ	金屬製品製造用壓機ニ因ルモノ	墜落物體ノ打撲ニ因ルモノ	職工ノ墜落ニ因ルモノ	工具ノ打撲ニ因ルモノ	
織維工業	九〇九	三〇三	一八	一四	七	一〇	一	九	一〇	一	一〇〇
木綿紡績	三、三三三	一六	五	八	三	三	一	二	三〇	一	三、三三三
羊毛梳毛	一、〇一〇	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一、〇一〇
絹、レース、メ	一、一七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一七六
亞麻、麻、黃麻	一、一七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一七六
其ノ他	一、一七六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、一七六
非織維工業	三、三三三	六、九九五	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	三、三三三
形付、漂白、染色	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六
洗滌	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六
瓦斯	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六
發電所	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六	一、一七六

飲料 造水 其ノ他	炭酸水 造	食品 製造	家具 製造	製 藥	機械器具				金屬工業				硝 子	窯 業、 石 工	木 工	
					其ノ他	船舶 製造	機關 車 製造	鐵 道 車 製造	鑄 金 物	溶 鑄 物	精 鍊 物	精 鍊 物				
1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)

衣服 裁縫	印 刷	爆 發 物 製 造	其 ノ 他	手 工 場	工場 法 百 餘 又 五 條 適 用 場 所	船 渠	倉 庫	建 築	百 五 條 適 用 場 所	受 ク ル 建 築 場 所	計
1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)	1,190 (11)

備考 括弧内ノ數字ハ死亡者數ヲ示ス

獨逸 帝國勞働保險局ハ左ノ十四種ニ大別セリ

- (一) 原動機動力傳導裝置及機械類ニ因ルモノ
- (二) 昇降機ニ因ルモノ

- (三) 汽罐、汽管、其ノ他ノ煮沸機械ニ因ルモノ
- (四) 爆發ニ因ルモノ
- (五) 火災劇毒物、有害瓦斯及蒸汽ニ因ルモノ
- (六) 墜落物體ニ依ルモノ
- (七) 梯子、階段、其ノ他ノ高所ヨリノ墜落ニ因ルモノ
- (八) 物品ノ積卸及取扱ニ因ルモノ
- (九) 運搬(動物)ニ因ルモノ
- (一〇) 鐵道ニ因ルモノ
- (一一) 運送業ニ因ルモノ
- (一二) 航海業ニ因ルモノ
- (一三) 工具、其ノ他ノ器具ニ因ルモノ
- (一四) 雜

日本ニ於テハ左ノ諸種ニ區別ス

- (一) 運轉中ノ機械及動力傳導裝置ニ因ルモノ

- (イ) 原動機ニ因ルモノ
- (ロ) 調帶調索又ハ調帶車ニ因ルモノ
- (ハ) 齒輪ニ因ルモノ
- (ニ) 車軸ニ因ルモノ
- (ホ) 鋸機、其ノ他ノ齒物ニ因ルモノ
- (ヘ) 其ノ他
- (二) 工具ニ因ルモノ
- (三) 熱物體ニ因ルモノ
- (四) 電擊、其ノ他電氣ニ因ルモノ
- (五) 物體ノ墜落又ハ飛來ニ因ルモノ
- (六) 高所ヨリ墜落ニ因ルモノ
- (七) 爆發性又ハ引火性料品ニ因ルモノ
- (八) 毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ
- (九) 有害瓦斯ニ因ルモノ

- (十) 火災
- (十一) 工場及建設物ノ崩壊
- (十二) 汽罐ノ破裂
- (十三) 其ノ他

第三項 工場災害ノ防止

- 一人の原因ニ對スル豫防方法
- (一) 幼年工使用ノ禁止
- (二) 幼少者及女子ノ就業ノ制限
- (三) 幼少者及女子ノ就業時間ノ制限
- (四) 産婦並病者使用ノ禁止並就業ノ制限
- (五) 職工ノ教育

右諸種ノ事項ニ付法令ヲ以テ相當ノ取締規定ヲ設ケサルヘカラス、工場法及施行命令中ニモ夫々相當ナル規定ヲ存ス(第四節參照)
此ノ如キ法令ノ規定ヲ設クルノ外工業主カ誠心誠意法令ノ規定ヲ遵守スルハ

勿論職工ヲ訓練シテ克ク工場ノ規則ヲ格守セシメ其ノ業務ヲ行フニ付必要ナル事項ヲ熟知セシメ、業務ニ應ジテ夫々熟練ナル職工ヲ使用シ、職工ノ體格並ニ知能ニ應ジタル業務ヲ選定スルニ注意シ、適當ナル作業服ヲ給スル等各種ノ注意ヲ怠ラサルコトヲ要スルハ勿論ナリ。職工カ日曜日ニ於テ飲酒其ノ他ノ不攝生ナル生活ヲ爲ス爲月曜日ノ罹災者殊ニ多キコトハ統計ノ示ス所ナリ、獨逸帝國勞働保險局一九〇一年度ノ報告ニ依リ各週日ト罹災者數トヲ關係ヲ示セハ左表ノ如ク、罹災者ハ月曜日ニ於テ最も多ク其ノ後漸次減少シテ水曜日ハ最小ニ、爾後復其ノ數ハ増加シ土曜日ハ月曜日ノ次位ニ位スルニ至ルヲ見ルヘシ。

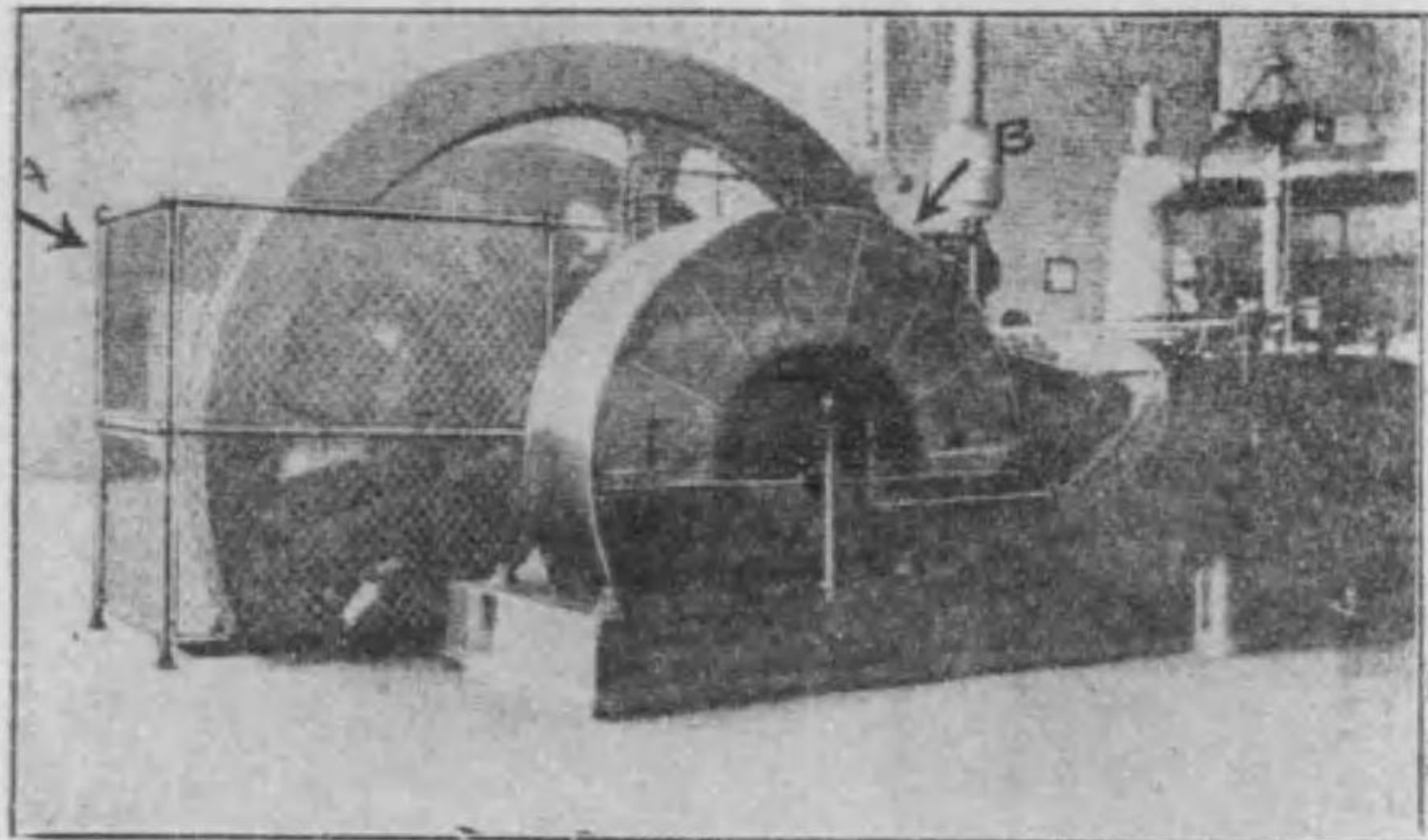
週日	罹災者百人ニ對スル災害發生ノ割合
日	四、一
月(最多)	一七、四
火	一五、三
水	一五、〇
木	一五、五

二物的原因ニ對スル豫防方法

是レ亦工業主及職工ノ協力ヲ要スルコト勿論ナリト雖、法律ヲ以テ特ニ工場及
附屬建設物並設備ノ危害ヲ生スル虞アルモノニ對シテ危害ノ豫防並其ノ除去ニ
關シ必要ナル規定ヲ設ケ指針ヲ與フルコト肝要ナリ。

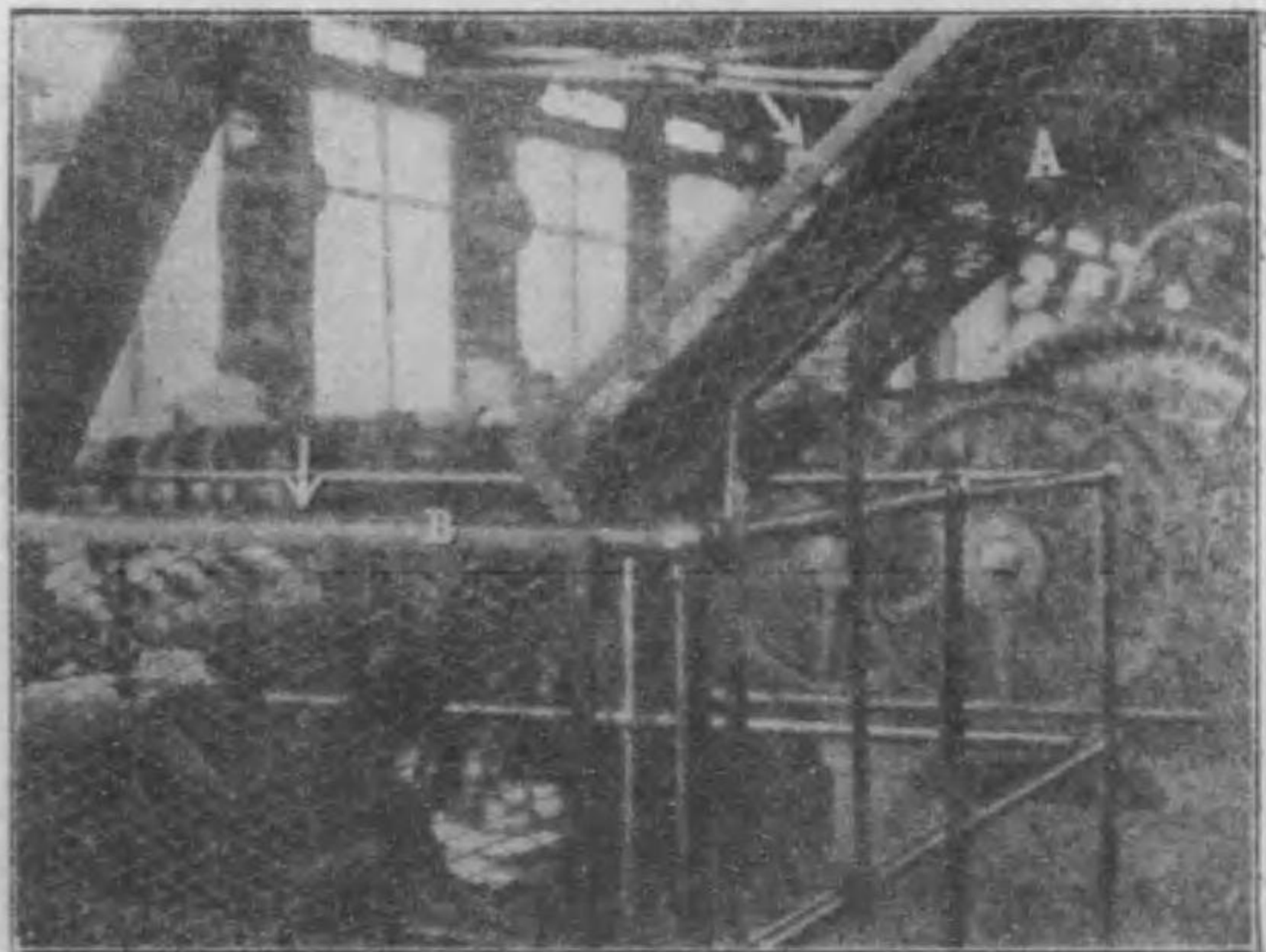
(一) 原動機及動力傳道裝置 原動機ニハ水車、蒸氣機關、石油發動機、瓦斯機關及電
動機等アリ、原動機ニ依ル危險豫防ノ方法ハ其ノ製作者ニ於テ豫メ危險ナル部分
ニ相當豫防裝置ヲ爲スニ在ルコト勿論ナルモ、其ノ据付ノ際其ノ構造並据付ノ位
置、据付ノ方法等ヲ検査シ、且原動機及動力傳道裝置ハ其ノ使用中ハ定期ニ検査ヲ
行フコトヲ要ス。而シテ原動機ニ依ル危險ニ付テハ各國トモ夙ニ法令ヲ以テ之
カ取締ヲ爲シ、英國ニ於テハ已ニ十九世紀ノ初期ニ始マリ、我國ニ於テモ工場法施
行前ヨリ府縣令ヲ以テ之ヲ制限シタルモノ多キハ既ニ述ヘタル所ニシテ、今後尙
中央行政廳ニ於テモ地方廳ト協力シテ十分ノ調査ヲ爲シタル上一定ノ基準ヲ立

第一圖
原動機及輪軸之曲柄



(A) 原動機ノ豫防裝置
(B) 曲柄ノ豫防裝置

第二圖
傾斜シタルル調帶



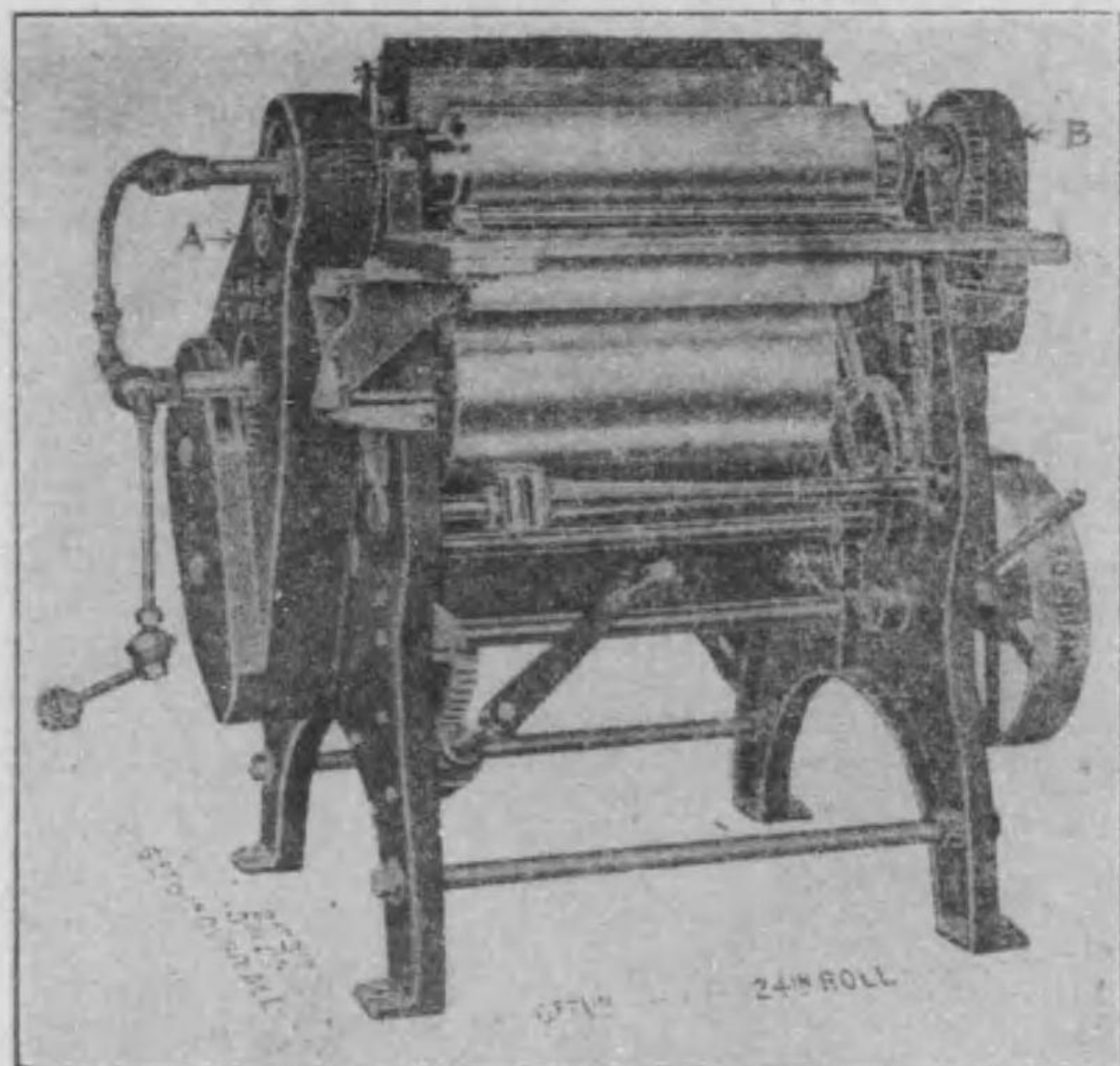
(A) 上部調帶ノ豫防裝置
(B) 下部調帶ノ豫防裝置

ツル必要アリトス。

原動機導力傳導裝置ノ危険ナル部分ノ主ナルモノハ勢輪、曲柄、連接桿、聯桿器、啣子桿、發動電機ノコンミューター、齒車、調帶車、車軸、車軸接手等(則第五條ナリ)而シテ此等ノ部分ニ對シテ如何ナル豫防裝置ヲ要スルヤト謂フニ之ハ實際ノ狀況如何ニヨリ適當ノ方法ヲ選ハサルヘカラス、從テ豫メ法令ヲ以テ詳細ナル標準ヲ定ムルコト困難ナリ。獨佛等ノ諸國ニ在リテハ法律ニ於テハ極メテ概括的ノ規定ヲ設ケ其ノ細目ハ之ヲ施行細則ニ讓リ、斯テ其ノ改正ノ手續ヲ輕便ニシ可成膠柱ノ憾ナカラシムムコトヲ期セリ。我國モ亦工場法第十三條ニ依リ之ヲ命令ニ委任セルカ故ニ此ノ點ハ獨佛ト同主義ヲ採レルモノト云フヲ得ヘシ。獨逸ニ於テハ法律ニ概括的ノ規定ヲ設ケ、而シテ之カ實施ニ付テハ工場監督官ニ廣汎ナル權限ヲ付與シ、主トシテ監督官ノ技能ニ倚賴シテ法ノ目的ヲ達成センコトヲ畧ムルモノノ如シ。

(二) 危険ナル機械及機械ノ危険ナル部分 動力ニ依リ運轉スル機械ニハ危険ナルモノ又ハ危険ナル部分ヲ有スルモノ頗ル多ク一々枚舉ニ遑アラサルナリ。而

第三圖 轉子ノ齒輪

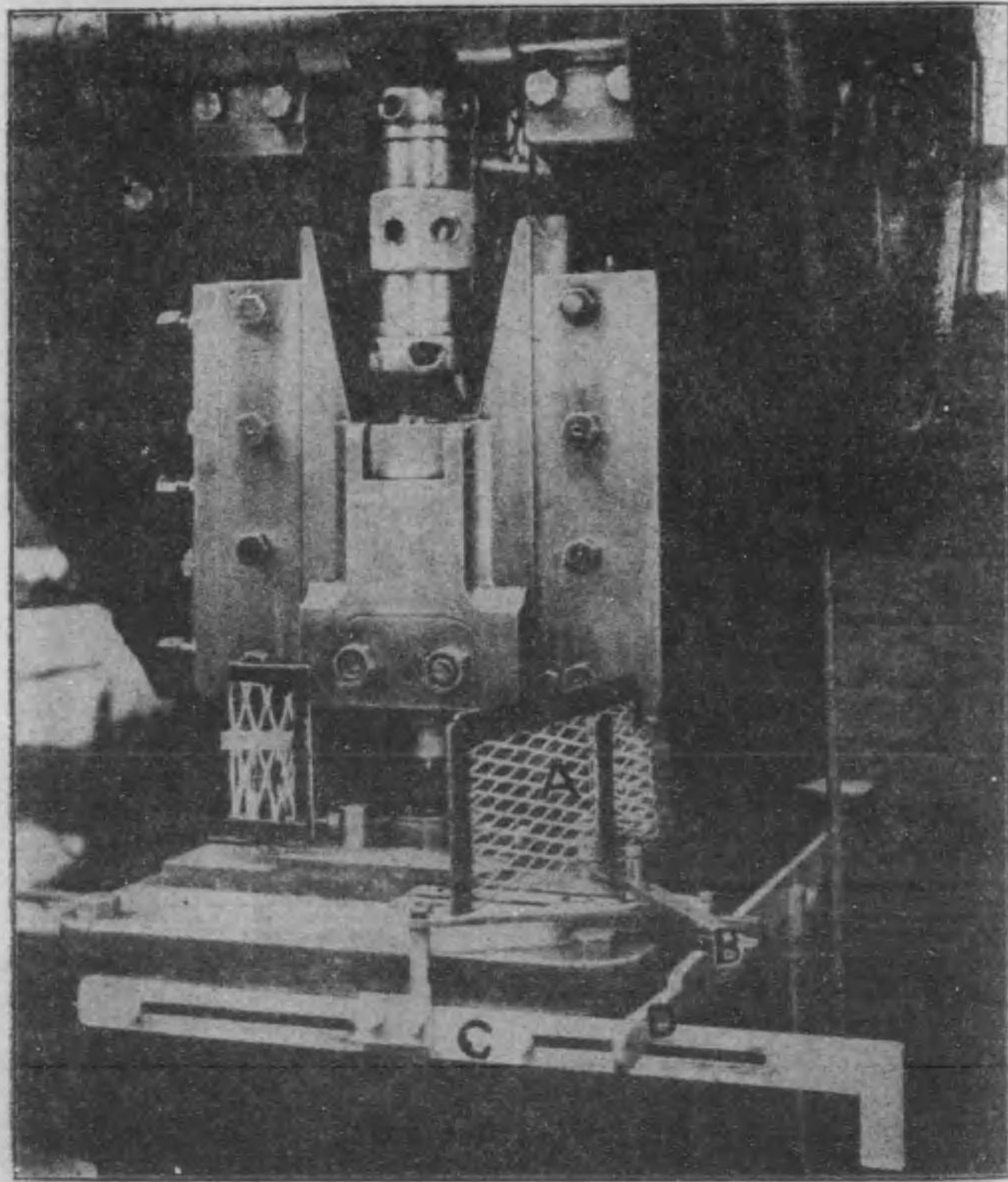


(A) 齒輪ノ豫防裝置
(B) 全上

シテ之カ危険害防ニ關シ準則ヲ設クルハ固ヨリ容易ノ業ニ在ラス、然レトモ今通常工場ニ於テ多ク用ヒラルル機械並其ノ危険カ如何ナル部分ニ存スルヤヲ略述スルコト左ノ如シ。

(1) 鏈、壓機及壓穿機 此ノ種ノ機械ハ主トシテ金屬工業ニ用ヒラル、職工カ材料送給ノ爲又ハ掃除ノ爲若ハ手足ノ亡リタル爲等ノ事由ニ因リ、指若ハ手ヲ挾マルル危険最モ多シ、而シ

第五圖
機 壓

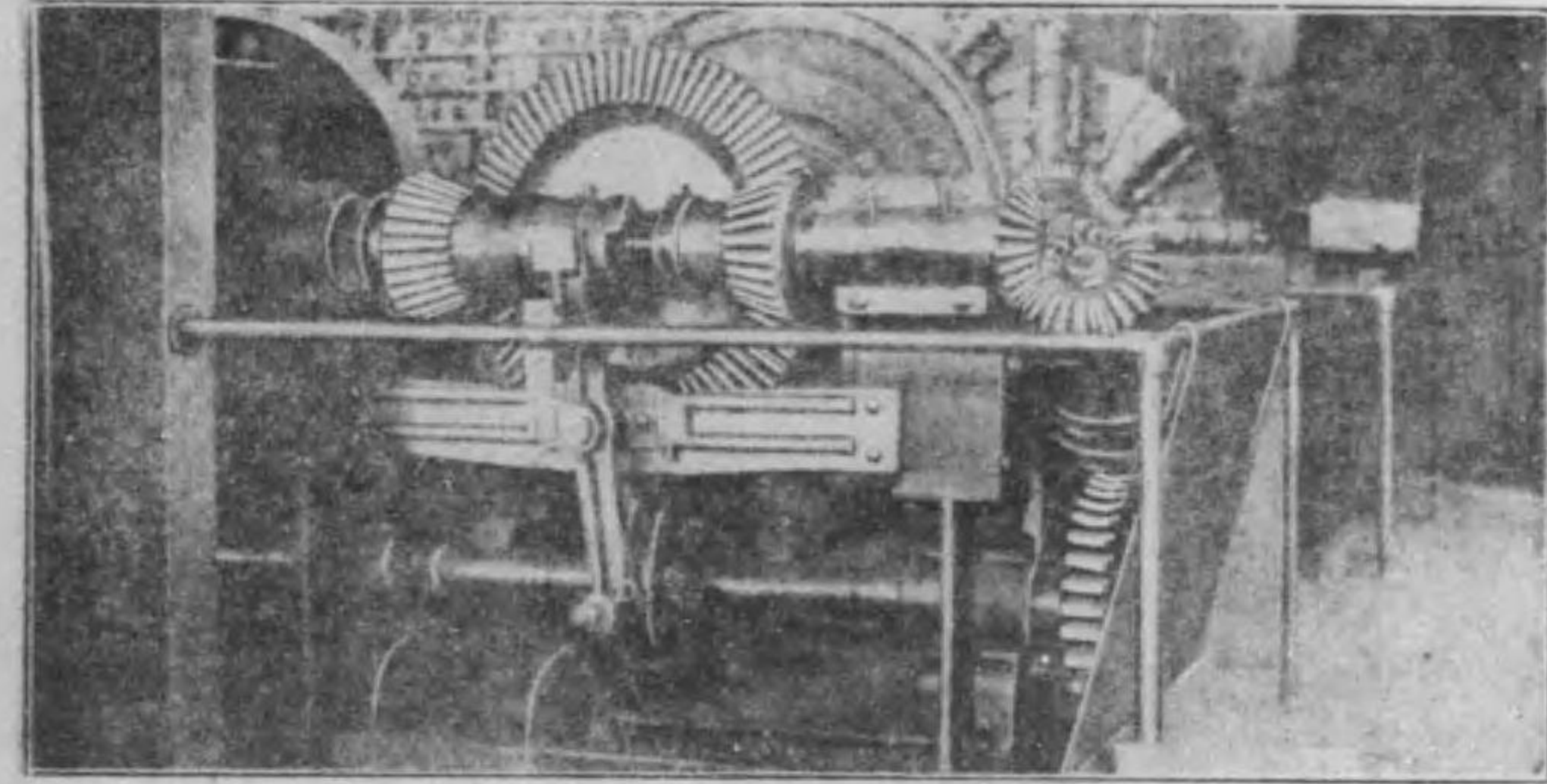


第五章
工場設備

八〇七

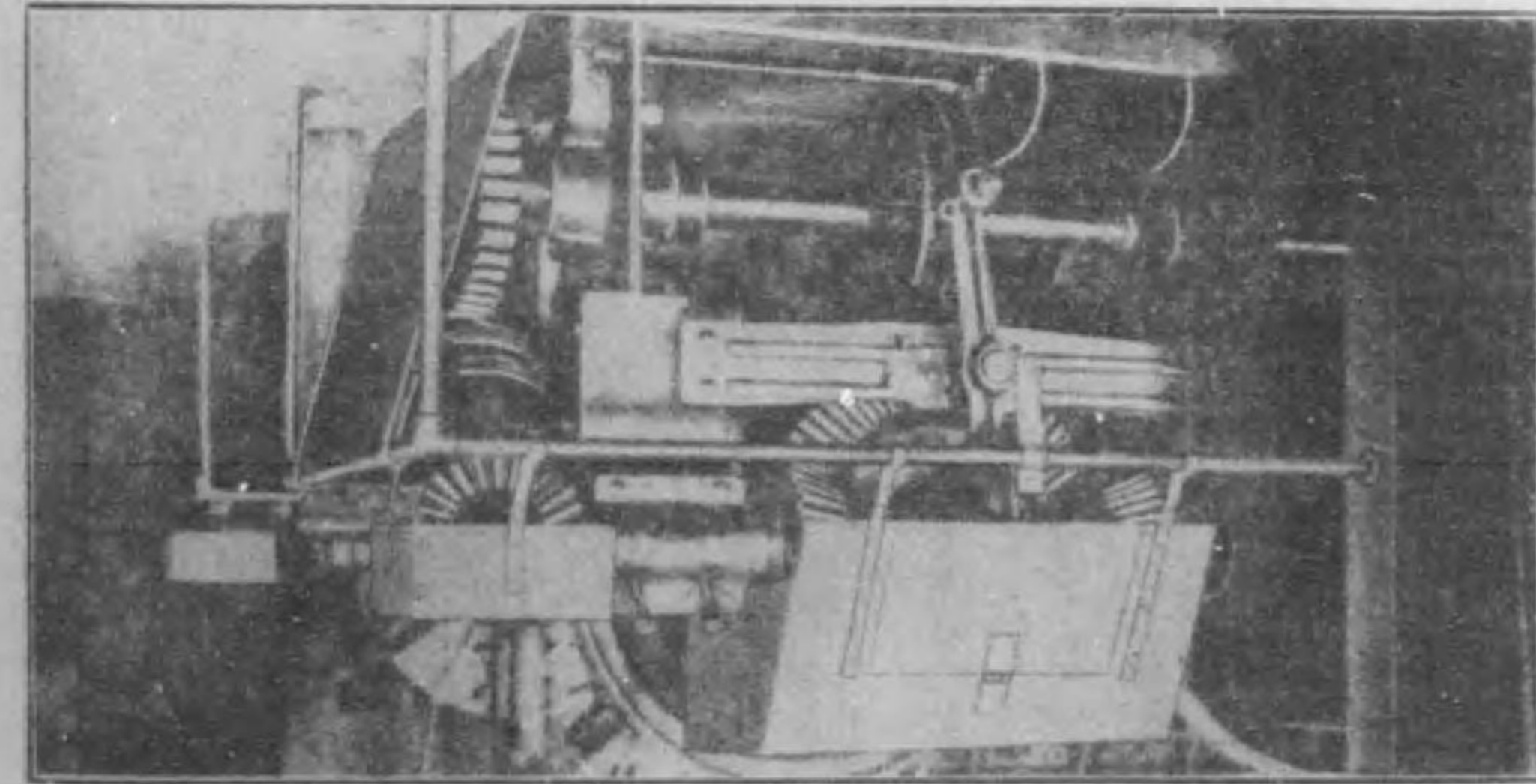
桿ノ用閉開網金防護(B) 網金防護(A)
桿動始ノ機壓(D) 桿導ルセ着固=臺機(C)
ス得ヲトコルス動始テ=(D)ハ迄ルセ鎖閉ヲ(A)シカ動ヲ(B)

(一ノ其)圖四第
輪齒斜キナ置裝防護



第五章
工場設備

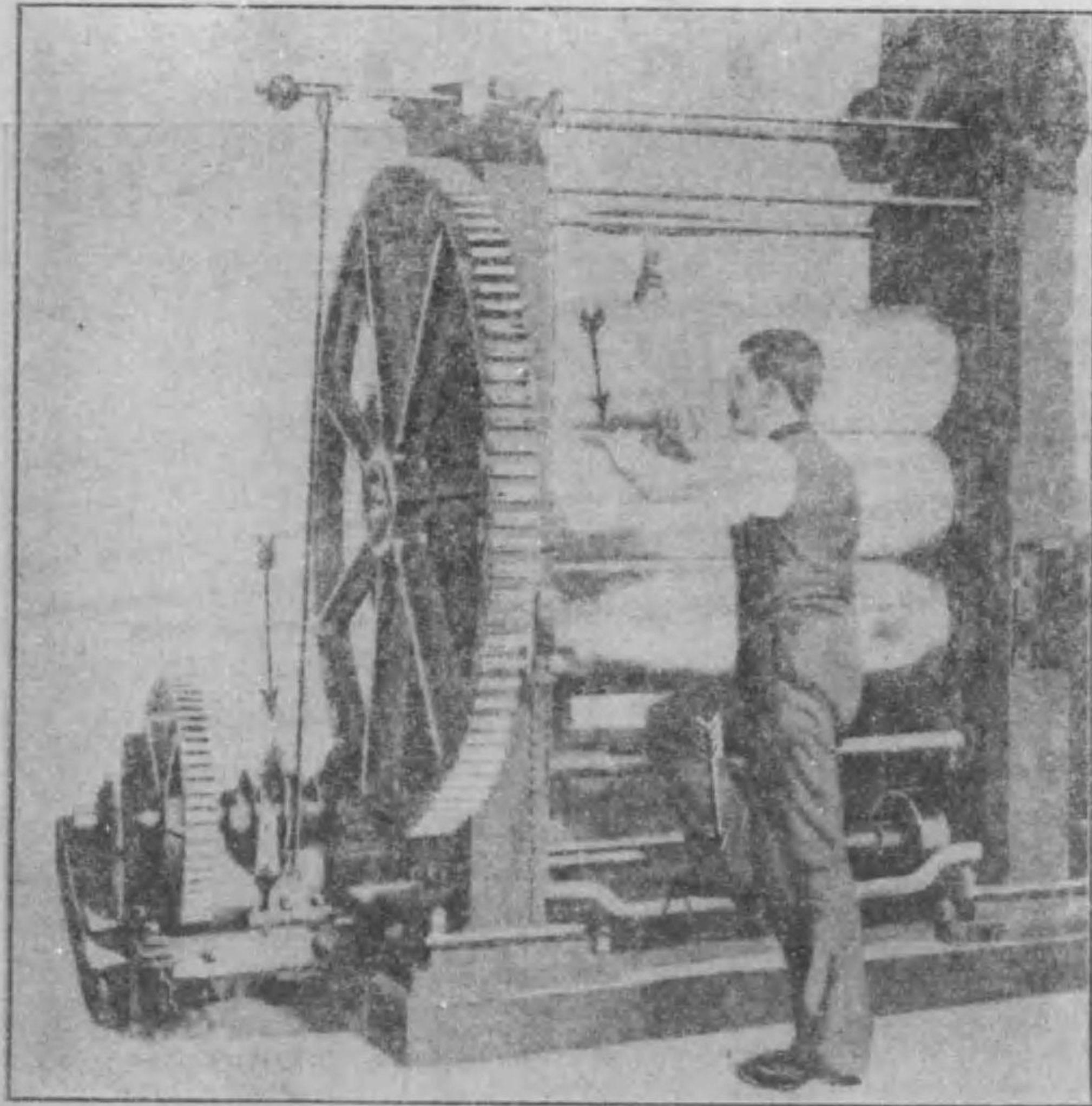
(二ノ其)圖四第
輪 齒 斜



八〇六

置裝防護ノ輪齒斜(A)
上 全(B)

第六圖 製紙用脱機



取扱ノ力者其ノ指ヲ轉子ニ換マサル直ニ足ニテ
(A)ヲ踏キトハ機械ニ直ニ停止シテ大事ニ至ルコトナシ

テ之カ豫防ノ方
法ハ自動送給機
ヲ用ヒ又ハ手指
ノ挟マルルコト
ヲ防止スル爲豫
防装置ヲ取付及
足ノ滑ラサル施
設ヲ爲スニ在リ。
(2) 轉子及光滑機
材料ノ壓延壓穿、
壓碎艶出等ニ用
ヒラルルモノナ
リ、手指若ハ全身
ヲ卷込マルル危

險アリ、故ニ壓機ニ比シ危険ノ程度更ニ大ナリ。豫防方法ハ輕便ナル停止又ハ逆轉装置ヲ設ケ、手指ノ挟マレサル様豫防装置ヲ施シ且從業者ノ足ノ滑ラサル設備ヲ爲ス等ニ在リ。

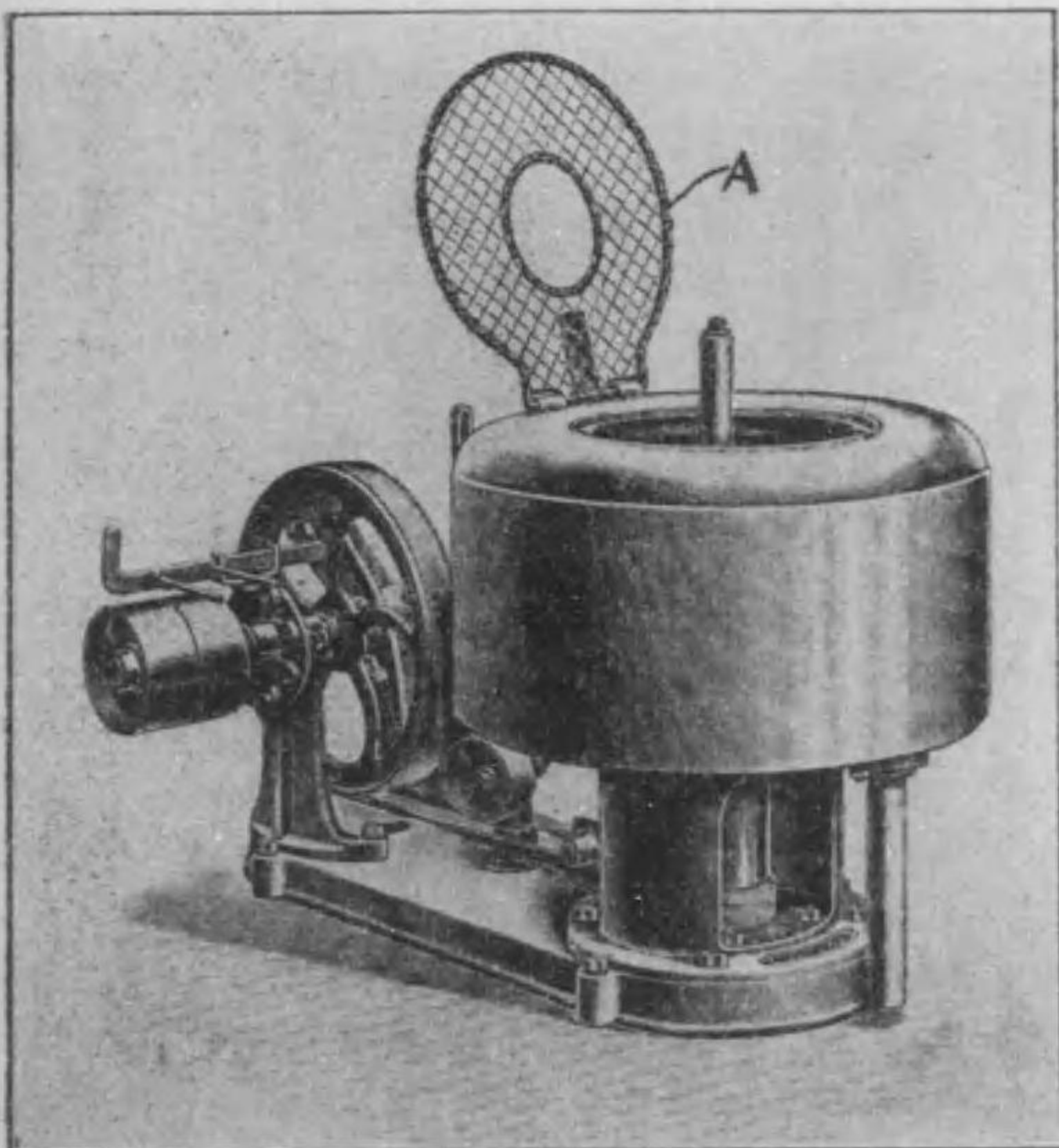
(3) 金剛砂砥石琢磨機及精磨機 材料ノ破片粉末ノ飛來ニ因リ眼ヲ傷害スルコト多ク時トシテハ生命ニ危害ヲ及ホス場合モ無キニ非ス、豫防方法ハ出來得ル限り廻轉部分ヲ蔽圍スルニ在リ。

(4) 鋸機 鋸機ニハ圓鋸帶鋸及梓鋸ノ三種アリ、危険ハ主トシテ鋸齒ニ依リ手指其ノ他ノ部分ヲ傷害シ、又ハ操業中木材ノ墜落ニ打タル、ニ在リ、三種ノ鋸機中圓鋸最モ危険ナリトス。豫防方法ハ可成不用部分ニ蔽ヲ施シ足下ノ滑ラサル様ニ爲スコト、運轉停止ヲ迅速ナラシムル装置ヲ施シ、木材送給ニ導板ヲ用フルコト等ニ在リ。尙此外特殊業務ニハ特殊ノ危険固ヨリ多ク、各其ノ場合ニ應シテ適當ノ豫防装置ヲ設クルコトヲ必要トス。

(5) 研磨機、混合機及遠心機 研磨、混合、乾燥等ノ作用ヲ爲ス、運轉中ハ遠心力ノ作用受クルコト大ナリ。主ナル危険ハ材料、機械ノ破片ノ飛散ニ在リ、從テ危

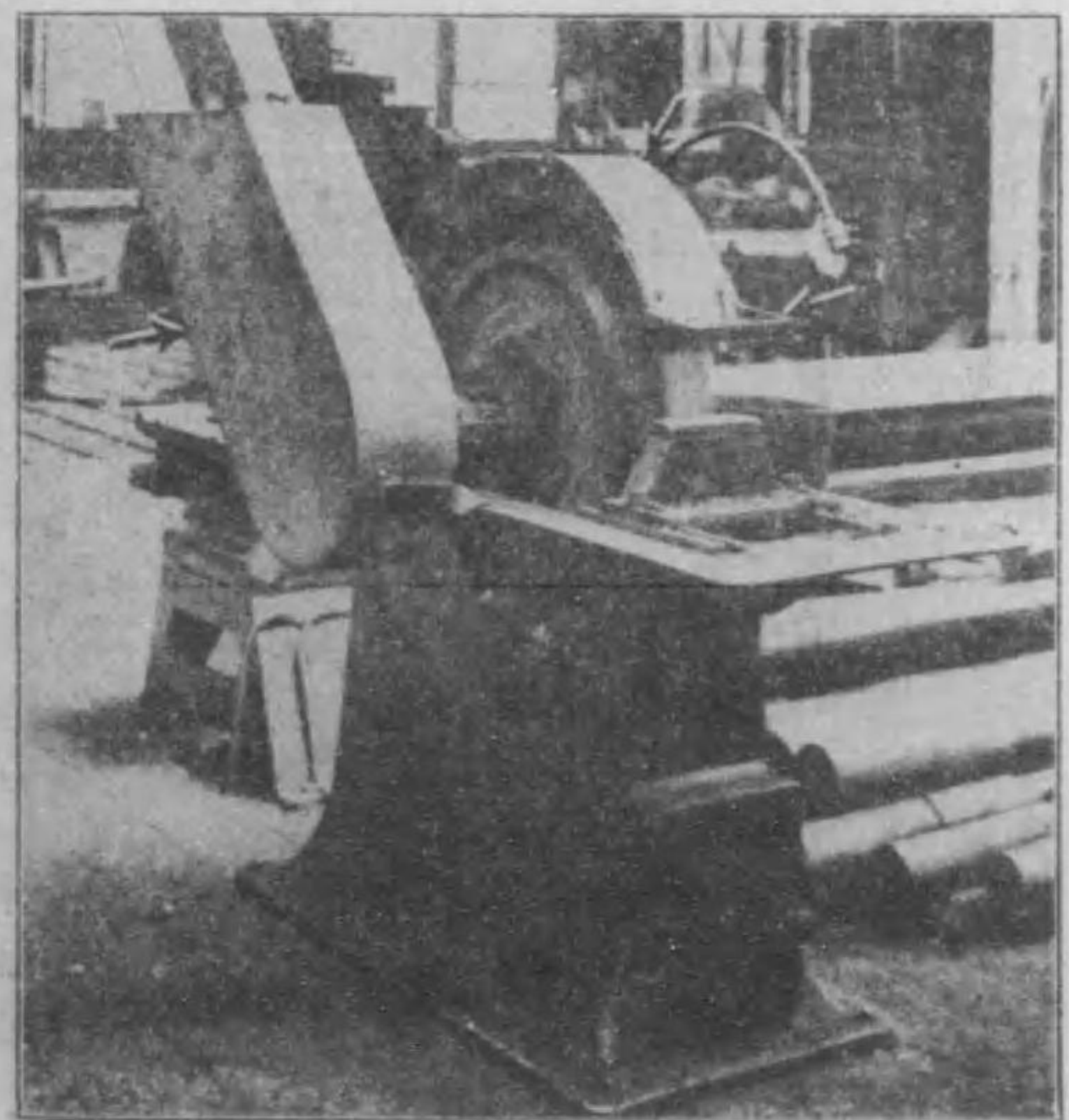
第七圖 遠心乾燥機

(A) 全網製豫防装置 (A)ヲ閉ツルニ非サレハ機械ノ運轉ヲ開始スルコトヲ得ヌ又機械ノ運轉ヲ止ムルニ非サレハ(A)ヲ開クコトヲ得ヌ



第八圖 研磨機

(A) 鐵板製掩冠 (B) 硝子板(眼ノ保護用) (C) 調整ノ掩蓋



險豫防ノ方法ハ出來得ル限リ回轉部分ヲ蔽圍スルニ在リ。

(三) 建物及其他設備

工場ノ建築其ノ他設備不完全ノ爲火災其ノ他ノ災害ヲ誘起スルノ虞アルモノ亦決シテ少カラス、燈火ノ不適當、採光ノ不完全、及床、階段、足場等ノ墜落ノ虞アルモノ、竝工場ノ狹隘等ハ即チ是レナリ。我國ノ工場ハ大別シテ二種ト爲スコトヲ得ヘシ、第一種ハ木造粗雜ナル日本家屋ニシテ在來ノ住宅ヲ少シク模様換ヲ爲シ之ヲ工場ニ供用シタルモノ、第二種ハ特ニ工場ノ目的ヲ以テ建築シタルモノニシテ煉瓦、鐵筋混凝土等ノ西洋造ノ建物ナリ。此ノ種ノ工場中ニハ諸般ノ設備完備シテ歐米諸國ノ工場ニ劣ラサルモノアリト雖、之ヲ概言スレハ尙職工ノ爲ニ計ツテ足ラサルノ憾ナキニ非ス、然レトモ斯ノ如キハ漸ヲ追ウテ之ヲ改善シテ可ナリ。第一種ニ屬スル工場ニ於テ前述ノ如ク建築等其ノ他ノ設備ノ不完全ナルコト特ニ顯著ニシテ之カ改善ヲ期スルハ我工場監督行政上ノ最大急務ナリ。

三 不注意若ハ無智ニ因ル災害ノ一例

工業主又ハ職工ノ無智ニ原因スル災害亦甚タ多ク、我國ノ如ク新進ノ工業國ニシテ尙一般世人ハ勿論工業ニ從事スルモノモ材料ノ強弱竝其ノ危險性ニ對スル智識ヲ缺ク者多キ國ニ於テハ、其ノ災禍ノ防止ニ意ヲ用フルコト殊ニ必要ナリトス。大正六年五月五日大阪ニ於ケル倉庫ノ爆發ニ依ル災害ノ如キハ死傷四〇四人一千餘萬圓ノ損害ヲ惹起セリ、而シテ其ノ原因ハ英國ヨリ輸入セル鹽素酸曹達ノ包裝不完全ナリシ爲ナリト云フ。

獨立セル倉庫ハ我現行法上工場ニ非スト雖、英獨等ノ諸國ニ於テハ孰レモ工場法規ヲ以テ之カ取締ヲ爲スノ例ニシテ、且本件ノ如キハ損害ノ甚大ニシテ且其ノ性質亦工場ト密接ノ關係アルカ故ニ其ノ原因ノ大様ヲ揭ケ、斯ノ如キ慘禍モ其ノ原因ハ製造者又ハ取扱者ノ些少ナル不注意若ハ無智ナルニ因リ、若シ相當ノ注意ト心掛トヲ以テセンカ人カヲ以テ之ヲ豫防シ得ヘキコト明カナリ因テ參考人一助ニ資セン爲本件ニ關スル専門家ノ調査セル結果ヲ左ニ抄録スヘシ。

爆發ノ原因 爆發セル鹽素酸曹達ハ百十二封度入木製樽詰ニシテ容器ノ内部ニハ何等防濕ノ方法ヲ施ササリシモノニシテ同年一月末日頃英國ヲ積出シ同四

月中旬横濱ニ陸上シタリ、元來鹽素酸曹達ハ潮解性ヲ帶ヒ水分ヲ吸收シ易キヲ以テ長途ノ航海中樽ノ間隙ヨリ海上ノ濕氣ヲ吸收シタル爲、他ニ水分ヲ吸收スル出來事ナシトセハ、鹽素酸曹達ノ外表ハ次第ニ潮解シ溶液トナリテ樽ニ浸透セリ。而シテ陸上ケ後乾燥セル空中ニ放置セラレ樽内ノ水分ハ蒸發遁散セル爲、茲ニ樽材ノ内面ハ僅ノ衝動ニ遇フモ直ニ發火爆發ヲナスヘキ状態ニ化シ居タリシナリ。斯ノ如ク危險状態ニ在リシモノヲ無智ノ運搬人夫カ墜落セシメタル故其ノ衝動ニ依リテ發火爆發スルニ至リシナリ。

(備考)小災害ハ從來屢々起レル爲鹽素酸曹達ノ遠距離運搬ニハ必ス金屬板ヲ用キテ内包裝スルヲ常トス。

爆發豫防方法 右災害ハ倉庫内ノ出來事ナルモ工場ト雖、危險性ヲ帶フル物料ノ貯藏、製造竝取扱ニ就キ相當ノ設備ト注意ヲ缺クニ於テハ將來斯ノ如キ災害ノ類發スルナキヲ保セス、工場内ニ在リテ此等物料ニ對スル設備及注意事項ハ工場ノ位地、構造業務其ノ他ニ依リ一定スルヲ得サルモ、鹽素酸曹達及其ノ類似品ノ貯藏又ハ取扱ニ關シ最モ重要ナル注意事項ハ左ノ如シ。

鹽素酸曹達其ノ物ハ何等危險物料ニ非サルモ、可燃物質ト共ニ熱若ハ衝動ヲ與フルニ於テハ激烈ナル燃燒又ハ爆發ヲ起ス性質ヲ有スルヲ以テ、之カ貯藏又ハ取扱ニ於テ常ニ此ノ點ニ深キ注意ヲ拂フヲ要ス即チ

- (一) 鹽素酸曹達ヲ貯藏スル場合ニハ金屬板ヲ以テ内包裝ヲナシ絶對ニ内容物ノ潮解ヲ防止スルコト
- (二) 貯藏所ハ成ル可ク工場ヨリ隔離スルコト
- (三) 貯藏所ニハエーテル、酒精、ベンゾール、二硫化炭素其ノ他引火性料品又ハセルロイト、油類木材其ノ他可燃性料品ト共ニ藏置スヘカラサルコト
- (四) 成ル可ク冷所ニ貯藏シ日光ノ直射ヲ避クルコト
- (五) 運搬其ノ他ノ取扱ニ就テハ前記引火性又ハ可燃性料品ト混劑セル場合ハ火氣ニ遠サカリ成ル可ク靜ニ取扱ヒ墜落其ノ他ノ動機ニ因リ衝動又ハ摩擦ヲ與ヘサルコト

等ナルヘシ。

尙茲ニ最モ注意ヲ要スルハ本災害ハ連續セル三回ノ爆發ニ依ルモノナルカ、就

内第三回ノ爆發ノ殊ニ激甚ヲ加ヘタルノ一事トス第三回ニ爆發シタル某號倉庫ハ側壁及天井共ニ厚キ鐵筋混凝土ヲ以テ堅牢ニ構造セラレタルニ依リ、倉庫ノ外部ヨリ來ル災害ノ誘引力ニ對スル抵抗力強キハ勿論ナリト雖、一旦倉庫内ニ災害ノ發生スルヤ其ノ災禍ノ甚大ナル筆舌ノ盡ス能ハサルモノアリ、故ニ爆發性料品ノ貯藏場ハ其ノ天井及屋根等ハ比較的輕キ構造ト爲シ、萬一ノ際抵抗力ノ弱キ方面ニ向テ逸出セシメ以テ爆發力ヲ減少シ其ノ慘禍ヲ輕カラシムルヲ常トス。將來爆發性料品ノ貯藏場ヲ設クルニ當リテハ、尙更ニ斯ノ如キ點ニ付細心ノ注意ヲ爲スノ要アルモノト信ス。

第三節 工場ノ火災

第一項 概論

火災ノ豫防ニ付テハ特ニ細心ノ注意ヲ要ス、火災ニ際シ就業者ノ避難スルニ支障ナカラシメン爲相當ノ施設ヲ爲スハ、工業主ノ當然ノ責務ニシテ同時ニ自己ノ財産ヲ保護スル所以ナリ。

火災豫防並防火設備ヲ有効ナラシムルニハ火災ノ原因ヲ明ニシ之ニ應シテ適當ナル施設ヲ爲スニ在リ、火災ノ原因ヲ分ツテ(一)失火ノ原因(二)延焼ノ原因(三)消防不成功ノ原因(四)人命亡失ノ原因ノ四トス。

第二項 失火ノ原因ト其ノ防止

一 自然發火 ハ油脂、綿、毛、屑等特殊ノ物質カ或ル特定ノ狀況ニ達シタル場合ニ限り起ルモノニシテ通常酸化作用ニ依ルモノ多シ、其ノ豫防方法ノ要點ハ(一)自然發生ノ虞アル物品ハ總テ不燃質ノ材料ヲ以テ作リタル容器ニ納レ(二)同様ノ材料ヲ以テ作リタル特別ノ貯藏場ニ貯藏シ工場ノ普通ノ物置又ハ倉庫ニ藏置セサルコト(三)貯藏場ノ通風ヲ充分ナラシムルコト等ノ用意ヲ肝要トス。

二 落雷 工場カ市外地ニ在リテ獨立セル場合、又ハ煙突其ノ他ノ高聳ナル建造物ヲ有スル場合ニ於テハ落雷ノ危険多シ、豫防方法トシテ建物ノ表面トテ電氣的ニ接地シ又ハ避雷針ヲ据付クルニ在リ。

三 近火 工場ノ所在地カ市街地ニシテ工場其ノ他ノ人家等稠密ナルトキハ近火ノ危険多シ、豫防方法ハ(一)建物ノ間隔ヲ適當ナラシムルコト(二)建物ハ相互ニ分

離スルコト(三)屋根、壁窓等ノ構造ニ特ニ注意ヲナスコト等ニ在リ。

四 放火 放火犯人又ハ放火狂ノ所爲ニ因ル豫防方法ハ(一)警察上ノ注意ハ勿論(二)火災保險會社ヲシテ實價以上ノ超過保險ヲ爲サシメサル様嚴ニ其ノ筋ニ於テ監督スルコト(三)火災ノ危険並消防方法ニ關スル一般的知識ヲ普及スルニ在リ。

五 不注意 煙草ノ吹殻燐寸ノ餘燼等ニ起因スルコト最モ多シ、豫防方法ハ(一)工場内ノ禁煙(二)工場内ニ於ケル燐寸使用ノ禁止(三)電氣點火法ノ利用(四)燃焼シ易キ襤褸、紙、屑等ノ散亂ヲ防止スルコト等ナリ。茲ニ一言スヘキハ我邦人ノ喫煙ノ猥ラナルニ在リ、即チ時ト處ヲ辨セス何等ノ遠慮ナク之ヲ敢テシテ願ミス、余輩ハ工場ノ幹部ヨリ先ツ範ヲ示シテ喫煙時間ト場所トヲ限定シ以テ職工ニ及ホサレンコトヲ希望ス、是レ單ニ工場災害豫防ノ爲必要ノコトタルノミナラス事務ニモ作業ニモ其ノ効程ヲ増進セシムル點ニ於テ必須條件ノ一ナリトス。

六 動力 動力ヲ使用スル爲失火ノ原因タルモノハ(一)燃料(二)汽罐(三)車軸(四)車軸受(五)調帶車等ニシテ、豫防方法ハ(一)燃料ノ保存方法及通風ニ注意シ、且灰ノ除去方法ヲ完全ニシ(二)汽罐ノ据付及其ノ焚火ニ注意シ(三)車軸其ノ他ニ對シテハ摩擦ニ

依ル失火ヲ防止スル爲注油竝検査ヲ嚴ニシ、且其ノ附近ニ燃燒シ易キ物品ヲ置カサルコト等ニアリ。

七熱 暖房装置、汽罐、汽管等ノ過熱、焚火場及煙突ノ構造ノ不適當ナルコト又ハ掃除ヲ怠リ又其ノ使用方法ヲ過ルニ基クコト多シ、豫防方法ハ其ノ構造ヲ適當ニシ使用中數々検査ヲ行ヒ其ノ状態ヲ常ニ良好ナラシムルニ在リ。

八燈火 ニ起因スル火災甚タ多シ、蠟燭又ハ石油ランプ其ノ他ノ裸火ノ危険ナルコトハ言ヲ須キス、瓦斯モ亦火災ノ原因タルコト頗ル多キカ故ニ瓦斯使用ノ場合ニ於テハ其ノ計量器、諸管又ランプ、マントル等ノ取付竝現狀ニ注意シ、且瓦斯ノ漏洩ヲ防キ計量器ハ不燃質ノ壁内ニ收メ、屋外ニ瓦斯栓ヲ設ケ萬一ノ場合屋外ノ瓦斯栓ヲ閉鎖シ瓦斯ノ爆發ヲ防止スヘシ。

電燈ヲ用フル場合ニ於テモ其ノ取付ニ注意スルハ勿論、取付後ト雖時々其ノ使用中ノ検査ヲ怠ラサルコトヲ要ス。

九原料 燃燒シ易キ原料ヲ使用スル工場ニ在リテハ、原料ノ貯藏、屑物ノ掃除竝其ノ處理ニ付周到ナル注意ヲ爲スコトヲ要ス。

十作業工程 爆破、燒却、乾燥、ワニス塗等ノ業務ノ如ク作業工程ニ依リ失火ノ虞アル工業亦少カラス、豫防方法ハ作業場ノ構造竝設備ヲ適當ニシ、原料ノ運搬ニ從事スル人夫及作業ニ従事スル職工ノ監督ヲ嚴ニスルニ在リ。

第三項 延燒ノ原因ト其ノ防止

一土地ノ狹隘ト建物ノ密度 狹隘ナル土地ニ多數ノ工場其ノ他高聳ナル建築物ノ密集セル爲一旦火ヲ失スル時ハ殆ント其ノ全部ヲ烏有ニ歸セシムルコト少カラス、豫防方法ハ(一)建造物ノ高サヲ制限スルコト(二)一定地域内ノ工場數ヲ制限スルコト(三)大工場ハ之ヲ市内ニ設クルトキハ失火ノ危険多キ小工場ト隣接スル爲延燒ヲ免レサルカ故ニ可成市外地ニ設立セシムルコト(四)大工場ノ市外ニ存在スルモ不便ナカラシムル爲交通機關ヲ發達セシムルコト(五)市内工場ニ對シテハ特ニ火災豫防取締規則ヲ嚴ニスルコト(六)危険工場ハ一定ノ地域ヲ限リ水利ノ便アル場所ニノミ其ノ設立ヲ許可スルコト等ニ在リ。

二防火壁ノ設備ヲ爲スコト 一度火ヲ失スル時ハ堅牢ナル防火壁ヲ以テスルニ非サレハ到底之ヲ防壓スルコトヲ得サル場合多シ、建物ノ高大ナル場合ニ於テ

ハ階上ノ床亦防火床ト爲スコトヲ必要トスル場合アリ。

三 建築材料 ハ不燃質若ハ耐火性ノ材料ヲ以テスルヲ可トス、不燃質材料トシテハ煉瓦ヲ以テ第一トス、混凝土、鐵筋混凝土等亦可ナリ、鐵材ヲ用フル時ハ煉瓦、混凝土等ヲ以テ被覆スヘシ、木材ヲ用フル場合ニ於テハ(一)木材ノ成可ク其ノ外部ニ曝露スル表面ヲ少カラシムル爲、木材ノ使用ニ際シテハ隣接セル木材モ相互ニ相密着スル様木組ヲ爲シ、且木口ヲ外部ニ突出セシメサルコト(二)階段、昇降口ニハ自働密閉装置ヲ施シ又ハ昇降口ハ煉瓦造ノ圍壁内ニ收ムルコト(三)火災ノ起リ易キ部分ノ天井ハ特ニ不燃質ノ材料ヲ以テ作ルコト等其ノ用材方法竝構造ニ十分ノ注意ヲ拂フコトヲ要ス、木材亦其ノ濕氣及樹脂ヲ去リアンモニア鹽類ヲ注入スルトキハ相當ノ耐火性ヲ有ス。

第四項 消防不成功ノ原因ト其ノ防止

一 失火ノ不知 火災ハ其ノ初期ニ於テハ之ヲ消防スルコト容易ナリ、故ニ火災ノ發見ヲ迅速ニスル爲自働報知器ヲ備ヘ又ハ特ニ監視人ヲ設クヘシ。

二 失火信號ノ缺欠 火災ヲ發見シタルトキハ速ニ之ヲ工場ノ各部竝消防隊ニ

通知スル爲警鐘其ノ他ノ失火信號ノ設備ヲ整フルヲ要ス。

三 小火災消防器ノ缺欠 失火ノ初期ニ於ケル消防方法トシテハ(一)水又ハ砂ヲ容レタル手桶ヲ用意スルコト(二)消火器ヲ備付クルコト(三)水槽ニ連絡セル消火用鐵管又ハ「ホース」ヲ設クルコト(四)自働噴水消火装置ヲ設クルコト等ヲ以テ其ノ主ナルモノトス。

四 消防組織ノ不完全 大工場ニ於テハ其ノ工場内ニ於テ消防隊ヲ組織スルコトヲ要ス、而シテ消防隊ニハ時々練習ヲ爲サシムルコト緊要ナリ。

以上ノ四點ハ我國ノ工場ニ在リテハ其ノ大多數ニ通有ナル缺陷ニシテ、今後大ニ注意改善ヲ加フヘキモノトス、特ニ近時化學工業ノ勃興ト共ニ火災ノ危險ハ最も其ノ多キヲ致スヘキヲ以テ工業主タルモノ豫メ十分ノ警戒ヲ爲ササルヘカラス、彼ノ火災時ニ於ケル非常措置ニ關スル練習ノ如キハ職工數十人ヲ使用スル工場ニ在リテモ少クトモ一箇月若ハ二箇月ニ一度ハ之ヲ爲ササルヘカラス。

第五項 人命亡失ノ原因ト其ノ防止

一 建物ノ高キコト 大建築物ニ至リテハ火災ニ際シ就業職工ノ人員過多ノ爲

焼死ノ災難ニ遭フコト少カラス、大建造物内ニ作業スル職工ノ人員ハ其ノ業務ノ種類其ノ他諸般ノ事情ニ依リ相當ノ制限ヲ加フルノ要アルモノトス、幸ニ我國ノ工場ハ多クハ其ノ規模小ニシテ且平家ナレハ歐米諸國ト全然同様ノ危険アルモノト云フヲ得ス、然レトモ木造ノ家ハ引火若ハ延焼シ易キヲ以テ此ノ點ニ於テ十分ノ警戒ヲ要スルモノトス。

二避難設備ノ不完全 階段、非常階段ノ構造、出入口、窓等ノ開閉ノ自在、扉ノ開閉ノ方向、通路ノ自由出入口ノ位置、其ノ他ノ避難設備ノ良否ハ、火災ノ際ニ人命ノ救助ニ付重大ナル關係ヲ有スルカ故ニ豫メ細心ノ注意ヲ爲スヲ要ス、我國ノ工場中此等ノ用意ヲ缺クルモノ頗ル多シ是レ今後ノ改善ヲ要スル所ナリ。

三狼狽 火災ニ際シ多數ノ職工カ周章狼狽其ノ度ヲ失シ爲ニ其ノ生命ヲ失フ場合多シ故ニ平日ヨリ職工ヲシテ善ク避難ノ方法ヲ熟知セシメ不時ニ際シテ沈着事ニ處セシムル様豫メ訓練スルコトヲ要ス。

以上陳フル所ハ主トシテ工場ニ關スルコト勿論ナリト雖、斯ノ如キハ工場ノ附屬建設物タル寄宿舎ニ關シテモ亦同様ナリ。殊ニ我國ノ如ク紡績業、製糸業ヲ始

メ多數ノ職工ヲ寄宿セシムル業態多キ所ニ於テハ工業主ハ其ノ收容シタル職工ノ身體生命ノ安全ニ關シ其ノ職工、父兄、親族及社會ニ對スル責任甚タ輕カラス、現ニ寄宿舎失火ノ爲數十ノ職工ヲシテ慘死セシメタル事例ナキニ非サルヲ以テ殊ニ工業主ハ工場ハ勿論工場ノ附屬建設物タル寄宿舎ニ於テモ既ニ述フル所ニ準シ十分ノ注意ヲ爲スノ要アルモノトス。

第四節 工場ノ採光及照明

第一項 概論

工場ノ採光並照明設備ノ適否ハ單ニ職工ノ健康ト安全トニ關スルコト大ナルノミナラス、勞働效果ニ影響ヲ及ホスコト少カラサルカ故ニ工場内ニハ適當ナル採光方法ヲ設ケテ日光ノ供給ヲ豊富ナラシメ、又日光ノ映射不十分ナル場合及夜業ヲ爲ス場合ニ於テハ、燈火ノ設備ヲ整ヘテ照明ヲ充分ナラシムルコトヲ要ス。此ノ點ニ對スル施設ニ關シテハ英獨佛等ノ諸國ニ於テハ深甚ノ注意ヲ怠ラス、然ルニ我國ニ於テハ從來燭光ニ關スル觀念乏シク光度ニ關スル一般ノ智識極メテ

貧弱ナリ、隨テ日本造ノ住宅ニシテ建築華麗ナルモノト雖尙採光照明ノ點ニ至リテハ殆ント見ルニ足ラサルモノ尠カラサルヲ常トス。而シテ我國工場中洋風ノ建築法ヲ踏襲シタルモノハ暫ク措キ、其ノ然ラサルモノニ至リテハ當然爲スヘキ重要ナル注意ヲ缺クモノ其ノ例少カラス、特ニ日本造ノ住宅ヲ工場ニ模様換ヘシタルモノニ於テ甚シキモノアリ。余輩ハ今後我國工業主カ深ク此ノ點ニ注意シ、採光照明ノコトハ獨工場ノ作業工程ニ著シキ影響アルノミナラス、工場ノ災害及職工ノ健康ニモ重大ナル關係アルコトヲ領得シテ、速ニ改善ノ緒ヲ啓カレンコトヲ熱望セスンハアラス、左ニ工場ノ採光及照明ニ關スル事項ノ梗概ヲ掲クヘシ。

第二項 採光照明ノ適否ト其ノ影響

一 工場ノ清潔 工場ノ採光十分ニシテ場内常ニ明カナルトキハ場内自ラ清潔トナリ、從テ職工モ居心地善ク作業ニ勉勵スヘク殊ニ日光ハ殺菌力ヲ有スルカ故ニ場内ヲ健康ニ適セシムルコトヲ得ルノ利アリ。

二 勞働能率 場内清潔ニシテ職工ヲシテ其ノ作業ニ勉勵セシムレハ勞働效果ノ増進スルハ是レ明白ノ理ナリ、英國ニ於テハ夏期ノ絲ハ遙ニ冬期ノ絲ニ優リ。

晝間ノ採光不十分ニシテ夜間ノ照明力勝リタル工場ニ於テハ女工ハ却テ夜間ノ作業ヲ望ムコトアリト云フ。

三 工場災害 採光照明ノ不適當ナル爲工場災害ヲ惹起スル場合頗ル多ク、米國ニ於ケル傷害保險會社ノ報告ニ依レハ工場災害ノ約四分ノ一ハ直接又ハ間接ニ採光照明ノ不適當ナルニ因ルモノナリト云フ。

四 眼病其ノ他ノ疾病 採光照明不適當ナル時ハ眼病ヲ起シ且其ノ他ノ疾病ヲ誘發ス、蓋シ業務ノ種類ニ依リ長時間ニ涉リテ視力ヲ集中スルモノニ在リテハ眼ノ疲勞ヲ來スコトハ到底免レ難キモ、採光照明不適當ナル時ハ其ノ程度更ニ大ナリ、光度ノ不足竝其ノ餘リニ強烈ナルハ共ニ近視、白障眼、網膜炎、結膜炎等諸種ノ眼病ノ原因トナル、コーエン氏ハ採光不良ノ活版工場ニ於ケル植字工中百分ノ五十ノ近視眼者ヲ發見シ、ウォルター氏ハ同様狀況ノ織物工場ニ於テ百分ノ七十五ノ近視眼職工ヲ發見セリト云フ。

白色物品ノ製作者硝子工、鐵工等常ニ強度ノ光線ニ曝サルル者ハ網膜炎、白障眼等ヲ患フル者多シ、而シテ職工ハ採光照明ノ不適當ニ依リ單ニ眼病ニ罹ルノミナ

ラス、之カ爲貧血病、神經衰弱等他ノ一般的疾患ニ罹ルコト亦少シトセサルナリ。

第三項 日光ノ特徴ト採光方法

一日光ノ特徴 日光ヲ利用シテ晝間ニ作業ヲ爲スハ何レノ工場ニ於テモ其ノ常態ナリ、日光ノ利トスル所ハ(一)殺菌力強クシテ健康上缺クヘカラス(二)色彩自然的ナルカ故ニ能ク職工ノ眼ニ適シ且心氣ヲ爽快ナラシム(三)光明普遍的ニシテ室内全部ヲ照スニ適ス。而シテ其ノ不利トスル所ハ(一)季節、氣候、朝夕、天候等ニ依リ其ノ光度常ニ變化シテ一定スル所ナキコト(二)一部分必要ノ個所ニ限り其ノ光度ヲ加減スルコトノ難キコト(三)直接ノ光線ハ其ノ光度餘リ強キニ失スルコト等ニ在リ。

二採光ノ方法 日光ヲ室内ニ誘致スルニハ之レヲ屋上ヨリスルモノト側壁ヨリスルモノトノ二法アリ、屋上ヨリスルモノハ天窗又ハ鋸齒狀屋根造ニ依リ多量ノ光線ヲ採ルニ便ナリト雖、平屋造ノ場合ハ格別、然ラサルトキハ全作業室ニ屋上採光法ヲ利用スルコトヲ得サルナリ。

側壁ヨリスル採光ニ於テハ工場側壁ノ窓ヨリ室内ニ射入スル光線ノ量ハ(一)附

近建造物ノ高及壁ノ色合(二)窓ノ面積ト床其ノ他ノ面積トノ割合(三)室内ノ容積(四)窓ノ形狀及構造(五)工場内ノ面積等諸種ノ事情ニ依リテ異同アリ、從テ採光方法ヲ完全ナラシメンニハ附近建造物トノ關係ニ注意シ、窓ノ位置、窓硝子ノ性質、厚薄、形狀、室内壁ノ色合、工場内ニ於ケル機械ノ配列等ヲ適當ナラシムルコト勿論ナリト雖、工場ノ大サト窓ノ大サノ關係如何ハ就中最モ重要ナル點ナリトス。而シテ窓ノ大サニ關シテハ諸國ノ工場法中一定ノ標準ヲ設クルモノ少カラス、例ヘハ獨逸ニ於テハ工場監督官ハ左ノ標準ニ從フト謂フ。

- (一)室内容積三十平方米突ニ對シ窓面積一平方米突
- (二)床面積五平方米突ニ對シ窓面積一平方米突
- (三)各作業場ニ對シ〇・二五乃至〇・五平方米突
- (四)室面積三乃至五平方米突ニ對シ窓面積一平方米突

第四項 燈火及照明方法

日光ヲ利用シ晝間ニ於テ作業ヲ爲ス工場固ヨリ多シト雖、事業ノ性質又ハ慣習ニ依リ或ハ至急ヲ要スル爲夜間作業ヲ爲ス場合、朝夕日光ノ不足ナル場所若ハ日

折衷法ハ作業場内數箇所ニ一定ノ距離ニタングステン電燈又ハ「マントル」ヲ用フル瓦斯燈等ニシテ稍強力ナル燈火ヲ配置スルモノニシテ、燈火ノ位置ニ依リテ其燭光モ強弱ノ度合ヲ適當ナラシムルコトヲ得ヘシ、殊ニ燈火ノ取付ヲ永久的ナラスムルハ蓋シ最モ有利ナル照明法ナルヘシ。

ウチスコンシン州労働局ノ最近發布セル工場照明ニ關スル規定ハ參考ノ價値アルニ依リ左ニ之ヲ掲ク。

(一) 作業室内ニ瓦斯又ハ煙ノ發生ナキトキ

日光ヲ利用シ得サル工場ニ於テハ、床面積四平方呎ニ付床上十呎ノ位置ニ在ル燭光ノ「ランプ」ノ光度以上ノ燈火ヲ備付クヘシ。

(二) 同上瓦斯又ハ煙アルトキ

鑄物鍛冶其ノ他ノ工業ヲ營ム工場ニシテ光線ノ障害トナル瓦斯及煙ノ存在スル場合ニ於テハ、其ノ障害ヲ排除シタル上右正規ノ光度ニ達スル燈火ヲ備付クヘシ。

(三) 倉庫及貯藏場

倉庫、貯藏場等ニシテ日光ヲ利用シ得サルモノニ在リテハ、作業ヲ爲ササル所ニ於テハ就業時間中床面積八平方呎ニ付床上十呎ノ高ニ在ル一燭光ノ光度以上ノ燈火ヲ備付ヘシ。

レニス業、彫刻植字、製圖等緻密ニシテ複雑ナル作業ヲ爲ス場所及前記ノ標準ニテハ尙眼ノ障害ヲ防クニ足ラスト認ムル場合ニ於テハ、前各號ニ拘ラス眼ノ障害ヲ來ササル様適當ナル燈火ヲ設備スルコトヲ要ス。

第五節 工場衛生

第一項 概説

職工ハ毎日十時間内外又ハ夫レ以上ニ亘リテ工場内ノ生活ヲ爲スカ故ニ工場ノ状態如何ハ其ノ健康慣習等ニ深甚ナル影響ヲ及ホスヲ免レス、而シテ工業主カ工場ヲ清潔ニシ設備ヲ整ヘ其ノ他衛生上必要ノ注意ヲ怠ラス、工場生活ヲシテ出來得ル限り愉快ナラシムルハ工場經營上缺クヘカラサルコトナリ、而シテ我國ノ工場中此ノ點ニ於テ大ナル缺陷アルモノ少カラス今後ノ改善ヲ希望セスンハア

ラサルナリ。

工場衛生ノ觀念中ニハ工場ニ於テ職工ノ健康ヲ維持シ其ノ疾病ヲ防止スルニ必要ナル一切ノ施設ヲ包含スルコト勿論ナリト雖、茲ニハ主トシテ飲料水、洗滌及衣服ノ設備、廢物、下水及汚物ノ處理竝一般の清潔法ヲ説明スヘシ。

第二項 一般の清潔法

一般の清潔法ハ職工ノ保健上最モ重要ナルニ拘ラス、工業主、職工共ニ此ノ點ニ意ヲ用フルモノ比較的少キハ歐洲諸國ニ於テハ亦通弊ト稱セララルル所ニシテ、此ノ點ニ關シ最モ稱揚ニ値スルモノハ獨逸國アルノミナリト云フ。

一塵芥廢物並汚物ノ處理 工場ノ壁、天井、床、機械其ノ他ノ設備ニ塵芥ノ蓄積、膠着スルハ單ニ衛生上有害ナルノミナラス、場内ニ於ケル採光照明ノ障害トナリテ勞働效果ヲ殺滅スルコト大ナリ、故ニ適當ノ時期ニ掃除ヲ行フハ職工ノ健康上必要ナルノミナラス、工業主ノ經濟上ヨリスルモ有利ナルモノトス、我國ニハ纖維工場特ニ多キヲ以テ塵埃ノ掃除ニ關シテハ深甚ノ注意ヲ要スルモノトス。

廢物、汚物、屑物等ヲ工場ニ堆積スルハ百害アリテ一利ナシ、故ニ此ノ種ノ不用品

ハ毎日之ヲ處理スルノ外一定ノ容器ヲ設ケテ作業中職工ヲシテ之ニ投入セシメサルヘカラス、尙汚物ニ關シテハ明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法及同施行規則ノ規定ニ準據シ法定ノ義務ヲ履行セサルヘカラス、同法ニ依レハ土地ノ所有者及使用者ハ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務アリト規定シ、(同法第一條掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ塵芥ヲ之ニ蒐集スヘシ)同規則第三條ト規定セリ、工業ハ特ニ汚物ヲ發生シ易キモノナレハ此ノ法令ノ規定ニ違反セサル様注意セサルヘカラス。

尙之ニ牽連シテ一言スヘキハ啖壺ニ關スルコト之ナリ。明治三十七年内務省令第一號肺結核豫防ニ關スル件中ニハ、製造所其ノ他列記アリニハ適當箇數ノ啖壺ヲ配置スヘシ、此ノ啖壺中ニハ唾痰ノ乾燥飛散ヲ防ク爲少量ノ消毒藥液又ハ水ヲ入レ置キ、啖壺内ノ唾痰ハ消毒スルニ非サレハ投棄スヘカラス(第一條)云々ト規定セリ、是レ亦工業主ニ於テ格守スヘキ法條ノ一ナリトス。

啖壺ハ鑄鐵又ハ頑丈ナル陶器ヲ以テ作り、蒸氣又ハ熱湯ニ依リテ消毒シ得ヘキモノタラシムルコトヲ要ス、藥品消毒ノミニテハ其ノ效果十分ナラス、鋸屑ヲ入レ

置キ燒却スルモ可ナリ。又喫壺ハ其ノ數ヲ充分ナラサレハ其ノ效果少ナシ。

二飲料水 工場ニ於テハ適當ノ場所ニ飲料水ヲ供ヘ四時ヲ通シテ其ノ供給ヲ豐富ナラシムルコトヲ要ス。工場ノ位置市中ニアリテ飲料水ノ供給ヲ公設水道ニ仰クトキハ淨水方法ハ工場ト何等ノ關係ナキモ、工場カ自ラ河水若ハ井水ヲ用フル場合ニ於テハ汚水ノ混入、有機物ノ含有、及水ノ硬度如何ニ依リ瀘過煮沸又ハ蒸溜ノ設備ヲ設クルコトヲ要ス。飲料水供給所ノ位置ハ場内ニ於テ適當ナル距離ニ配置シテ職工勞役者ノ飲用ニ便ナラシメ、茶碗、コップ等ノ供給方法ニ付テモ病毒傳染ノ虞ナカラシムルコトヲ要ス。

第三項 保健施設

一洗滌設備 工場内ニハ塵芥多ク職工ノ手足其ノ他身體ノ露出セル部分ノ之レニ汚染シ職工ノ健康ヲ傷害スルノ虞甚タ多シ、殊ニ此ノ塵芥中ニ砒素、鉛等有毒ノ物質アリテ身體ニ吸收セラレル場合ニ於テハ其ノ危害更ニ大ナリトス、故ニ工場内ニ洗滌ノ設備ヲ完備シ職工ノ手足顔面等ヲ洗滌セシムルハ工場ノ一般衛生上並職工疾病ノ豫防上缺クヘカラサル所ナリ。洗滌場ノ位置及構造等ハ何レモ

工業ノ種類職工數男女等ニ依リ各工場ノ事情ニ從ヒ適宜之ヲ決定スヘキモノナリ、尙石鹼手拭、溫湯ノ供給方法ニ對シテモ相當ノ注意ナカルヘカラス、我邦人ハ由來潔癖ナリト稱セラレルニ拘ラス手ノ清潔維持ニ付テハ歐米人ニ劣ル所アリ、爾後良慣習ノ養成ヲ要ス。

洗滌ノ實行ハ設備ニ加フルニ職工ノ指揮者タル職工長ヲシテ監督セシムルコトヲ要ス、合衆國イリノイス州ブルマン車輛會社ニ於テハ、晝食十分前ニ作業ヲ中止セシメ職工長監督ノ下ニ洗面シタル後晝食ヲ取ラシムルコトト爲シタルニ僅ニ一年間ニ著シク鉛中毒患者ノ數ヲ減少シタリト云フ。

二更衣室 職工ノ衣服ハ作業中汚染シ易キカ故ニ作業服ト日常服トハ之ヲ區別スルノ要アリ、從ツテ更衣室ヲ設クルノ必要ナルハ洗滌設備ト異ナル所ナシ、殊ニ職工カ濕氣、蒸氣若ハ有害料品ノ粉塵中ニ作業スル場合ニ於テハ、作業服前掛、足袋帽子等ヲ用ルルコトヲ要スルカ故ニ脱衣場ハ絶對的ニ必要ナリ。更衣場ノ構造ニ付テハ其ノ位置男女ノ區別換氣、採光、戸棚室内溫度等ニ付細心ノ注意ヲ要スル點頗ル多シ、又業務ノ種類ニ依リテハ洗濯室、乾燥室等ノ設備ヲモ必要トスルモノ

アルヘシ。

三浴室及便所 劇毒物又ハ色素等ノ汚染甚シキ業務ニ就カシムル場合ニ於テハ浴室ヲ供フルコトヲ必要トス、便所ノ設備ニ付テハ兎角之ヲ眼中ニ置カサルモ多キモ、其ノ位置、構造及數等ニ付又相當ノ注意ヲ要ス、我國ノ便所ノ構造設備ニ付テハ今後尙改良ヲ要スルモノ多カラシ、建築家又ハ設計家ノ攻究ヲ請ハサルヲ得ス。

四食堂 塵芥殊ニ有害料品ノ粉塵中ニ於テ食事ヲ爲スハ職工ノ健康ヲ傷害シ疾病誘發ノ虞多キカ故ニ作業場ト分離シタル食堂ニ於テ食事ヲ爲サシムルコトハ顯ハシキ所ナリ、尤モ外國ニ於テモ殊特ノ危險工場ノ外之ヲ強制スルモノ多カラス。

之ヲ要スルニ以上ノ設備ニシテ完全ヲ期スルトキハ、爲ニ相當ノ資本ヲ固定セシムルコトヲ要シ、營業上ノ利潤ニ影響ヲ生スルコトハ免レサルヘシト雖。由來職工ノ作業ハ吾人日常ノ仕事ト異リ不健康且不衛生ナルモノナルヲ以テ、通常人ニ至リテハ必要トセサル設備ト雖工場ニ於テハ特ニ之ニ爲ササルヘカラス、故ニ

工業上ノ利益比較的多キ年度ニ於テハ資本ノ配當ノ一部ヲ割キテ如上ノ設備ヲ爲スカ如キハ最モ望マシキ所トス。

第四項 汚物廢物ノ處理

一煤煙 煙突ヨリ噴出スル黑煙ハ附近ノ耕作物並住民ニ害毒ヲ及ホスコトアリ、煙ノ成分ハ燃料ノ性質並焚火ノ方法ニ依リテ異ルト雖、通常遊離セル炭素、炭酸瓦斯、一酸化炭素、亞硫酸瓦斯等ヲ含有ス、煤煙防止ノ方法ハ燃料ノ選擇、煙突ヲ高クスルコト、焚火ノ裝置ヲ適當ニシテ、完全燃燒ヲ爲サシムルコト等ニアリ、完全燃燒ノコトハ學者及實際家ノ研究ヲ怠ラサル所ナルモ尙有効ナル方法ノ實行セラレサルハ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ。

二惡臭、瓦斯及蒸氣 作業ノ種類如何ニ依リテハ惡臭ヲ散布スルモノ少ナカラス、惡臭ハ附近ノ住民ニ不快ノ感ヲ與フルハ勿論往々其ノ健康ヲ害スルモノトス、惡臭ノ原因ハ通常工場内ニテ處理スル有機物ノ分解、其ノ他化學的ノ粉塵、瓦斯、及蒸氣ニ在リ。惡臭ヲ發散スル工場ハ油脂、石鹼、皮革等動物性ノ物質ヲ取扱フ製造工場ニシテ、瓦斯、アルカリ、アンモニア、漂白粉、曹達、硝子、金屬其ノ他ノ熔融、ペンキ、藥

品等ノ工場ニ於テモ亦惡臭瓦斯及蒸氣等ヲ散布スルコト多シ。

惡臭防止ノ方法ハ各個ノ作業ニ付各別ノ研究ヲ要スト雖其ノ概要ヲ擧クレハ
 (一) 一般的清潔法 (二) 臭氣ヲ發散スル物質ノ除去又ハ利用 (三) 臭氣ヲ發散スル物質ハ
 密閉セル容器ニ容ルルコト (四) 製造工程ノ改良 (五) 水利ヲ便ニシ工場ノ洗滌ヲ充分
 ナラシムルコト等ニ在リ。瓦斯及蒸氣ノ防止方法亦之ニ準シテ爲スコトヲ得ヘ
 ク或ハ (一) 瓦斯又ハ蒸氣ヲ空中ニ稀薄ナラシメ (二) 適當ノ裝置ニ依リテ之ヲ凝縮シ
 (三) 火ニ依リテ燒却シ又ハ適當ノ中和劑ヲ以テ中和セシムルコトモ亦有效ナリト
 ス。

三 廢物ノ處理 既ニ述ヘタル諸種ノ廢物ノ外工場ニハ尙固體液體半液體的ノ
 屑物若ハ廢液等ヲ生スルコト多シ固體ノ屑物ハ之ヲ除去シ又ハ燒却スルコト困
 難ナラスト雖液體及半液體ノ物ニ在リテハ之ヲ處分スルコト頗ル困難ナル場合
 多シ多クノ場合ニ於テハ附近ノ河湖其ノ他ノ水路ニ之ヲ流出セシムルヲ常トス
 ト雖斯ノ如キハ往々公益ヲ害スル場合アリ廢物カ惡臭ヲ發シ又ハ有毒ナル場合
 ニ於テハ斯ノ如キ處分方法ハ絶對ニ不可ナリ。惡臭ヲ有スル廢物ヲ出ス工場ハ

主トシテ羊毛工場皮革釀造蒸溜漂白形染製紙アニリン其ノ他ノ染料及一般化學
 工場等ナリ。此等ノ工場ノ管理者ハ此ノ問題ニ付絶ヘサル研究ヲ爲シ公私ノ問
 題ヲ惹起ササル様注意スルコト肝要ナリ工場ノ廢物處理ノ方法ハ化學及生物學
 上ノ問題ニシテ各個ノ場合ニ應シテ研究スルコトヲ要スト雖其ノ要領ヲ述フレ
 ハ (一) 液體又ハ半液體ノ廢物ハ分解沈澱濾過等ノ方法ニヨリ其ノ量ヲ減シ (二) 半液
 體又ハ固體ハ利用スヘキハ利用シ得サルモノハ之ヲ燒却スヘシ (三) 液體ハ
 半流體又ハ固體ト分離シ若シ有害ノ物質ヲ含有セサル時ハ附近適宜ノ水路ニ流
 出セシムルコト等ニ在リ。而シテ場合ニ依リテハ廢物ハ化學的ニ中和セシムル
 コトヲ得ヘシ。

四 鑛山ニ於ケル鑛毒ノ處理 本邦ニ於テ所謂鑛毒中ノ主要ナルモノハ (一) 亞硫
 酸瓦斯 (二) 插入物ノ粉塵金屬ノ蒸氣並 (三) 坑内水又ハ選礦水ニシテ硫酸鹽遊離硫酸
 並溶解シタル金屬ヲ含有スルモノノ三種トス。

(一) 亞硫酸瓦斯ノ除害方法トシテハ (一) 水ニ溶解セシムル方法 (二) 石灰水ニ依ル處
 理方法 (三) アルカリ溶液ニ依ル處理方法 (四) 硫酸ノ製造 (五) 硫黃ノ製造等單ニ技術上

ノ見地ヨリスルトキハ之カ除害ノ方法ナキニ非スト雖、孰レモ尙未タ工業的ニ成功シタルモノト云フコトヲ得ス。米國ニ於テ僅ニ之ヲ實行セシモノアルノ外本邦ニ於テハ之ヲ以テ除害ノ方法ニ成功セルモノナク、尙今後ニ於テ充分ノ研究ヲ要スルモノトス。

(二)粉塵及蒸汽 ハ糞室ニ依リテ其ノ大部分ハ之ヲ除去スルコトヲ得ヘシト雖、尙有効ナルハ「コットレル」氏電氣除塵方法ナリ、此ノ方法ハ約十年前始メテ米國ニ於テ考案セラレタルモノニシテ、既ニ米國ニ於テハ實際ニ利用セラレテ其ノ効果ノ顯著ナルコトヲ認識セラル、我國鑛山中ニ於テモ既ニ之ニ成功セルモノアリト云フ、此ノ方法ハ單ニ煤煙中ノ粉塵及蒸汽ノ除去ニ適スルノミナラス、適當ノ裝置ヲ設クルトキハ工場内ノ諸種ノ粉塵ヲ除去スルコトヲ得ルモノニシテ室内ノ溫度カ均一ナル場合ニ於テハ殊ニ其ノ働キ圓滑ニシテ有効ナルカ故ニ工場ノ作業場内ニ於ケル空氣中ノ粉塵及蒸汽ノ除去ヲ爲スニハ最モ適當ナルニヨリ、米國ニ於テハ此ノ方法ヲ實施セル工場アリト謂フ、我國ニ於テモ斯ノ如キ有益ナル施設ノ實際ニ工場ニ應用セラレ其ノ効果ノ實現ヲ見ルノ速ナランコトヲ望ム。

(三)坑内水、選礦水等ニシテ硫酸鹽、遊離硫酸溶解シタル金屬ヲ含ムモノノ除害方法トシテハ石灰水ヲ以テ處理シ後ニ之ヲ濾過スルニアリ、此ノ方法モ亦經費ヲ要スルコト大ナルモノナルヲ以テ尙之ヲ實行セル所多カラス。

第六節 換氣

第一項 概論

大氣ハ窒素七九、〇二酸素二〇、九六炭酸瓦斯〇、〇三竝少量ノ「アルゴン」、「ネオン」、及「ゼノン」等ヲ含ムヲ常トスレトモ、作業場内ニ於テハ場内ノ勞働者、機械、其ノ他ノ裝置、燈火、竝諸種ノ製造上ノ操業カ其ノ空氣ニ物理的又ハ化學的ノ變化ヲ及ホスカ故ニ、場内ノ空氣ハ外氣ニ比シ其ノ成分竝狀態ヲ異ニスルハ言フ俟タス、而シテ其ノ最モ著シキ點ヲ舉クレハ。

一 酸素含有量ノ減少 人體ハ一呼吸毎ニ百分ノ五ノ酸素ヲ消費シ、燈火用ノ瓦斯ハ其ノ瓦斯ト略同容積ノ酸素ヲ消費ス、故ニ作業場内ニ多數ノ瓦斯燈ヲ點スル時ハ著シク場内空氣ノ酸素分ヲ減少スヘシ。

二 炭酸瓦斯ノ増加 人體ハ一呼吸毎ニ四・四%ノ炭酸瓦斯ヲ出シ、燈火用瓦斯ハ其ノ瓦斯ト同量ノ炭酸瓦斯ヲ生ス、炭酸瓦斯ハ直接人體ニ有害ノモノニ非スト雖、其ノ存在ハ他ノ有害瓦斯其ノ他ノ有機物ノ存在ノ證憑タルカ故ニ炭酸瓦斯ノ多少ヲ以テ換氣ニ關スル規定ノ標準トナシタル立法例少カラス。

三 有機物 場内労働者ノ唾液、呼吸、咳嗽、其ノ他作業ノ種類ニ依リ諸種ノ有機物ノ場内空氣ニ混入スルモノ少カラス、長時間ニ涉リ密集シテ作業スル時ハ數々頭痛ヲ催シ、食慾ヲ減少スル等忽チ健康ニ有害ナル影響ヲ及ホシ來ル。

四 病原菌 場内ノ空氣中ニハ場内ニ在ル患者ノ唾液、呼吸、咳嗽等ヨリ來ル諸種ノ病原菌ヲ發生シ、病毒ヲ傳播セシムル虞アリト雖、近時ノ研究ニ依レハ場内ノ空中ニハ多數ノ病原菌ヲ含ム場合ト雖、肺結核ヲ除キテハ疾病ノ空氣傳染ハ實驗上必スシモ之ヲ重要視スルニ足ラストスルノ傾向アリ。

五 粉塵、瓦斯及蒸氣 燈火竝諸般ノ物理的及化學的製造作業ノ結果トシテ粉塵、瓦斯及蒸氣ヲ發生スルコト多シ、此等ノ粉塵、瓦斯及蒸氣ハ其ノ性質ノ如何ニ依リ竝労働者ノ體質如何ニ依リ労働者ノ健康ニ至大ノ影響ヲ及ホスモノトス。

六 温度及湿度 温度及湿度ハ身體ノ健康ニ最モ重大ナル關係ヲ有ス、作業場内ノ温度及湿度ハ場内労働者ノ呼吸及皮膚ヨリスル發散、又ハ機械ノ磨擦其ノ他ノ機械的及化學的工業作業ニ依リ左右セラルルコト著シク、纖維、染色、洗濯、製糖其ノ他諸種ノ工業ニ於テ作業場ノ甚シク高熱且高濕ナルモノ少カラス、高熱且高濕ノ下ニ作業スルコトノ健康ニ有害ナルコトニ付テハ多數學者ノ既ニ研究セル所ナリ。バンブレー氏曰ク労働ヲ爲シタル爲筋肉收縮スレハ熱ヲ生ス、一定範圍ノ體内温度ノ上昇ハ健康ニ適スト雖、高熱且高濕ナル空氣中ニ於テ労働スル時ハ皮膚ノ發散不十分ニシテ體温ノ上昇スル傾向アルカ故ニ多量ノ血液ヲ皮膚ニ送り流汗ヲ催シ、其ノ蒸發ニ依リ體温ノ放散ヲ計ルノ要アリ。而シテ一方労働ヲ持續セシカ爲絶エス多量ノ血液ヲ筋肉ニ供給スルコトヲ要スルカ故ニ心臟ノ作業ヲ昂進シ、心臟ノ過勞ヲ來スヲ免レス、且體温ノ上昇ハ筋肉ノ彈性ヲ減シ、新陳代謝ノ作用ヲ萎微セシメ、食慾ヲ減シ、神経系統ノ活動ヲ遲鈍ナラシム、織物工場ニ於テハ機械ノ運轉ニ強要セラレタル職工ハ自己ノ健康竝幸福ノ自然的保護者タル疲労ノ感覺ヲ排除シ過激ナル労働ニ從事スルヲ常トス、故ニ此ノ種ノ職工カ一日ノ作業

ヲ終リ作業場ヲ退クヤ殆ント全身ノ力ヲ喪ヒ食慾減少シテ頻リニ渴ヲ訴フルモノ少カラサルハ之カ爲メナリ云々。

高温カ身體健康ニ有害ナルハ高濕ノ之ニ伴フ場合ニ於テ殊ニ然リトスニハルデ
イン氏ノ研究ニ依レハ

室内温度	湿度	體温
華氏乾寒暖計	華氏濕寒暖計	
一三〇	八八	二時間十五分後變化ナシ
八九	八九	二時間十五分後三度上昇
九四	九四	二時間後 四度上昇
九四	八七	相當烈シキ労働ヲ爲シ一時間後四度上昇

人體ノ健康ニ最モ適當ナルハ室内温度六十度ニシテ湿度四十五乃至六十パーセントノ場合トス、英國工場法ハ木綿工場ニ於テ機械通風ヲ行フ場合ニ於テハ温度最高七十度湿度八十八パーセントヲ超ユルコトヲ得スト規定セリ。

我國工業ノ大宗トモ云フヘキ製糸業又ハ紡織業共ニ其ノ作業ニ關シ一定ノ湿度ヲ必要トスルモノナリ、特ニ製糸業ニ至リテハ作業場内ノ空氣ハ通常飽和點ニ達シ其ノ温度モ比較的高温度ナルヲ例トス、而シテ當業者中往々此等ノ状態カ工

女ノ健康ニ如何ナル影響ヲ及スヘキヤニ付全然知得セサルモノアリ、今輩ハ此ノ點ニ關シ作業上大ナル妨害ト爲ラサル限リ工女ノ健康保持上必要ナル注意ヲ爲ス者多カラシコトヲ希望セサルヲ得ス。

第二項 換氣法

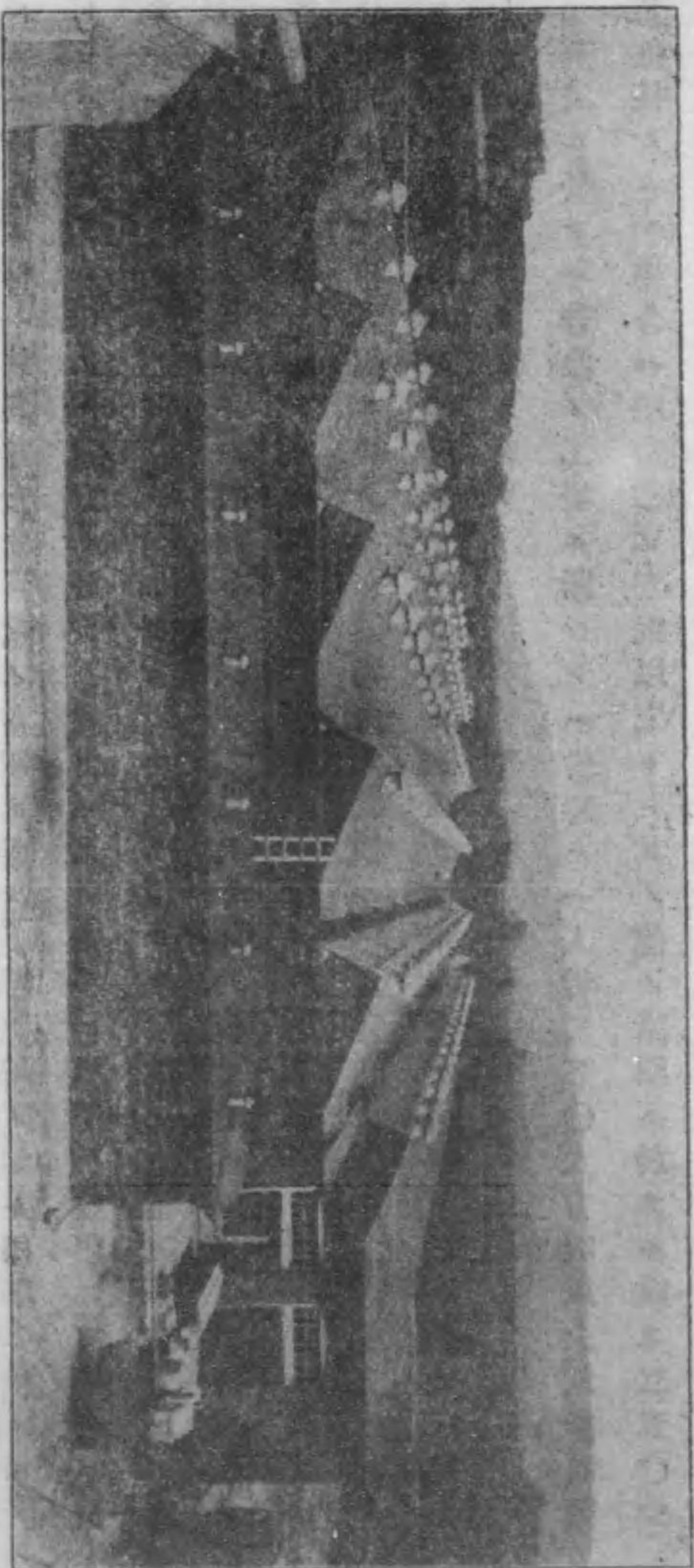
歐米人ハ新鮮ナル空氣ヲ呼吸スルコトヲ以テ攝生上ノ一大要件トシ常ニ注意ヲ怠ラス、例ヘハ汽車ニテ旅行スル場合ト雖十分間停車驛ニ到着スレハ直チニブラットホームヲ散歩シ又乗船中ト雖成ルヘク甲板上ニ於テ海氣ヲ呼吸スルコトヲ勉メツ、アリ、然ルニ東洋人ハ多クノ場合室内ニ籠居シテ所謂新鮮ナル空氣ニ付テハ何等憧憬スル所ナシ、衛生上不注意ノ甚シキモノナリ。夫レ食物ノ攝取ハ日ニ三度ナルモ空氣ハ晝夜ヲ通シテ四六時中絶ヘス之ヲ人體ノ用ニ供ス、左レハ其ノ性質カ良好ナルト否トハ健康上若ハ元氣製作上至大ノ關係ヲ有スルヤ言ヲ俟タス、等シク労働者ノ保護ニ關スル國家的施設ト雖戶外労働者ハ之ヲ戸内労働者ヨリモ後ニスル所ナルノ理法實ニ茲ニ在リ、戸内生活ニツキ換氣法ノ忽ニスヘカラサル知ルヘキナリ、吾人ノ日常生活ニ於テハ幸ニ我國ノ住宅ハ紙障子ヲ以テ

外氣ヲ隔ツルニ過キササルヲ以テ寒暑ノ防衛ニハ洵ニ價値少キモノナルモ、換氣ニ付テハ所謂自然換氣ノ效用尠カラス然レトモ工場ニ於テ玻璃ノ窓ヲ用ユルトキハ室内ノ氣量少キヲ以テ忽チ換氣上ノ大注意ヲ必要トスルコトト爲ルナリ、左ニ工場換氣ニ關スル一般理法ヲ概述スヘシ。

工場内ノ空氣ハ粉塵、瓦斯、蒸氣其ノ他ノ不純物ノ爲ニ汚染セルカ故ニ、絶ヘス新鮮ナル空氣ヲ以テ入換フルニ非ラサレハ健康上有害ナルニ至ルヘシ、換氣ノ方法ハ分テ二トス、曰ク自然換氣及機械換氣是レナリ。

一 自然換氣 空氣ハ氣體ナルカ故ニ作業場内ノ汚染セル空氣ハ滲透作用ニ依リ壁、窓、建築材料ノ氣孔、建物ノ龜裂其ノ他ノ間隙ヲ通シテ自然的ニ新鮮ナル外氣ト相互ニ交代シ、又内外空氣ニ溫度ノ差違アル時ハ對流作用ニ依リテ自ラ循環スルカ故ニ場内ノ空氣ハ自ラ交換セラルト雖斯ノ如キ自然換氣法ハ不斷一様ニ行ハルルモノニ非サルカ故ニ、工場ノ建築物カ構造上密閉セル場合若ハ空氣ノ汚染甚シキ場合ニ於テハ別ニ他ノ方法ヲ講セサルヘカラス、作業場内ニ必要ナル氣積ハ作業ノ狀態等ニ依リ必スシモノナラスト雖單ニ勞働者ノ呼氣ニ依リ空氣ノ

工場換氣ノ方法



汚染セラル、場合ニ於テハ空中ノ炭酸瓦斯ノ含有量ヲ一萬分ノ六以内ナラシムルニハ一人ニ付一時間三千立方呎ノ空氣ヲ要ス。若シ斯ノ如キ標準ニ依ルモノトセハ高八尺五寸ノ作業室ニ於テ一坪當一人ノ割合ニ職工ヲ收容スル場合ニ於テハ一人當ノ氣容ハ $8.5 \times 3.5 \parallel 300$ 立方尺ナルヲ以テ一時間一人當三千立方尺ノ空氣ヲ供給センカ爲ニハ一時間ニ室内ノ空氣ヲ十回交換セシムルコトヲ要スルノ理ナリ。諸外國ニ於テハ作業場内ノ氣積ニ一定ノ標準ヲ與ヘタルモノ少カラス、合衆國イリノイヌ州ニ於テハ作業場内ノ氣積ハ一人當五〇〇立方呎以上ナルコトヲ要シ、瓦斯燈其ノ他酸素ヲ消費スル燈火ヲ使用セサル場合ハ二五〇立呎以上トナスコトヲ得ト定メタリ。

英國ニ於テハ普通ノ工場ニ對シテハ常時ハ一人當二五〇立方呎以上、就業時間ヲ延長シタル場合ハ四〇〇立方呎以上トシ、其ノ他ノ諸國ニ於テモ概ネ二五〇立方呎以上乃至四〇〇立方呎以上トナセリ。

惟フニ假令氣積ハ小ナリト雖換氣其ノ宜ヲ得タルモノハ、氣積大ニシテ換氣劣惡ナルモノニ勝ルハ勿論ナリ、故ニ場内空氣ノ狀況ハ氣積ノ大小ノミニ依頼スヘカラス。而シテ一時間三回ノ換氣ハ殆ント空氣ノ運動ヲ感知スルコトナシ、四乃至五回ノモノハ天候着衣、作業等ノ狀況ニヨリ之ヲ感知シ得ル場合ト然ラサル場合トアリ、六回以上ノモノハ風邪、カタル等ノ原因トナル場合ナシトセス。成年男工ハ一時間約三千立方呎ノ空氣ヲ要シ、一時間四五回ノ換氣ハ健康ヲ害スルノ虞ナク之ヲ行フコトヲ得ルカ故ニ、理論上ハ場内ノ氣積ハ七〇〇乃至一〇〇〇立方呎ナルヲ最モ適當トス。

建築材料ノ氣孔、建物ノ龜裂其ノ他ノ間隙ヲ通シテ滲透作用及對流作用ニ依リテ行ハル、自然換氣ハ壁、天井、屋根等ノ材料、構造及建物ノ内外ノ塗料並其ノ乾濕ノ狀況等ニ依リ大差アリ。壁、天井、床等ハ濕潤ナル時ハ其ノ氣孔ハ殆ント閉塞セラレ、又貼紙若ハ塗料ヲ施シタル場合ニ於テハ殆ント通氣ノ用ヲ爲ササルカ故ニ自然換氣ハ之ニ信賴シ能ハサル場合多シ。窓ヲ利用シテ換氣ノ用ヲ爲サシメントセハ常ニ其ノ一部若ハ全部ヲ解放セサルヘカラス、窓ハ通常採光ノ用ヲ爲スモ換氣ニ適セサルモノ多シ、何トナレハ對流作用ノ相當行ハル、ニハ五度乃至十度以上ノ溫差ヲ要スルカ故ニ、夏日室ノ内外ノ溫差甚シカラサル時ハ假令窓ヲ開

放スルモ、無風ノ時ニ於テハ内外ノ換氣敏活ナラス、冬期ニ於テハ寒氣ノ爲窓ヲ開放スルコト困難ニシテ、窓ニヨリ自然通風ヲ行ハントスルモ自ラ天候季節ニヨリ特殊ノ障礙ヲ受クヲ免ルル能ハサレハナリ。

故ニ場内ノ換氣ヲ敏活ナラシムルニハ特殊ノ換氣口ヲ設クルヲ要ス、換氣口ハ側壁天井床又ハ窓等ニ之ヲ設ケ、空氣ノ出口及ヒ入口ヲ具フルヲ要ス、換氣口ノ構造ニハ窓硝子ノ一部窓枠ノ上又ハ下ニ小孔ヲ穿テル木板又ハ金屬板ヲ嵌テ、側壁ノ諸所ニ特ニ多孔質ノ煉瓦ヲ使用シ、又ハ諸所ニ中空ノ梁ヲ使用シ其ノ内部ハ天井ヲ利用シテ室内空氣ヲ誘出シ一部ハ外部ヨリ空氣ヲ入ルルノ用ヲ爲サシムル等種々ノ方法アリト雖要スルニ皆補助的ノ用ヲ爲スニ止マリ多量ノ換氣ヲ要スル場合ニ於テハ全然之ニ信賴スルヲ得サルナリ。

換氣用ノ爲特ニ通風管ヲ設ケテ空氣ノ出入ノ用ヲ爲サシムルモノニ在リテハ其ノ效力ハ場ノ内外ニ於ケル溫度ノ差、風ノ有無及方向等諸般ノ狀況ニ依リテ大差アリ、故ニ斯ノ如キ方法モ亦多數ノ労働者在ル場合又ハ特殊ノ作業ヲ爲ス場合ニ對シテハ其ノ效果疑ハシキモノトス。

各労働者ニ對スル氣積二五〇乃至四〇〇立方呎以内ニシテ多量ノ粉塵又ハ有害瓦斯若ハ蒸氣ヲ發散スル場合ニ於テハ、單ニ窓其ノ他上記ノ換氣口ニ信賴スルヲ得ス、故ニ多數ノ労働者ヲ收容シ又ハ著シク粉塵若ハ有害瓦斯及蒸氣ヲ發生スル工場ノ換氣ハ自然換氣以外ノ方法ニ依ルコトヲ要ス。然ルニ事ノ實際ハ工業主中換氣ニ注意セサルモノ多キヲ遺憾トス、就中化學工業、纖維工業、印刷工業等ハ最モ換氣ニ付注意ヲ要スルモノトス。

第三項 機械換氣

機械換氣トハ自然力ノミニ信賴セス機械力ヲ使用シテ換氣ヲ行フヲ云フ、機械的換氣ニ似テ非ナルモノニアリ、風力及溫差ニ依ル換氣即チ是レナリ。

通風管ヲ設ケ其ノ上部ニ適當ナル裝置ヲ爲シ風力ヲ利用シ送氣又ハ排氣ノ作用ヲ爲サシムルモノアリト雖、風力ハ常ニ變化シ易キカ故ニ全然之ニ信賴スルコト難シ。又場内ノ空氣場外ノ空氣ニ比シ五度乃至十度以上高温ナル時ハ溫差ニ依リ、相當通風上ノ効果ナキニアラスト雖終始之ニ信賴スルコトハ困難ナルコト前述ノ如シ。

機械換氣ニハ場内ノ空氣ヲ攪拌スルモノ、場内空氣ヲ場外ニ排出スルモノ、場外ヨリ空氣ヲ送入スルモノ、此等三種ノ方法ニ付二種若ハ三種ヲ混用スル者トノ四種アリ。然レトモ單ニ場内ノ空氣ヲ攪拌スル者ハ空中ノ有害成分ヲ除去スルコトヲ得ス、只空氣ノ腐敗ヲ防止シ皮膚ノ發散力ヲ助ケ溫度ヲ降下スルノ益アルノミ、此ノ方法ハ單ニ場内ノ空氣ヲ攪拌スルニ止マリ換氣ノ作用ヲ爲ササルカ故ニ嚴格ナル意味ニ於ケル換氣ノ方法ハ排氣送氣及兩者混用ノ三方法アルノミ。

一 排氣法 此ノ方法ハ旋風機ニ依リ場内ヨリ空氣ヲ場外ニ排出スルモノニシテ、入氣ハ窓、出入口、建物ノ龜裂其ノ他ノ諸口ヨリ入ルニ任カスモノナルニ依リ入氣ハ時ニ過不足アルモ之ヲ適當ニ加減スルコト能ハス。

排氣法ニハ場内全部ニ排氣裝置ヲ設クルモノト局所ニ排氣裝置ヲ爲スモノトノ二種アリ、前者ハ導管ヲ要セス側壁又ハ窓ニ旋風機ヲ備ヘテ排氣ヲナスカ故ニ備付及維持費共ニ少ナク、洗濯、鑄物等溫度高ク瓦斯、蒸氣等ヲ多量ニ發生スル工場ニ用フルニ適ス。局所換氣法ハ特ニ排氣管ヲ設クルヲ要シ、局所ヨリ發生スル粉塵、有害瓦斯、又ハ蒸氣ヲ排除スルニ適ス。

二 送氣法 此ノ方法ハ旋風機ヲ以テ新鮮ナル空氣ヲ場内ニ送入スルモノニシテ、入氣ニ新鮮ナル空氣ヲ選擇シ其ノ量ヲ加減シ得ルノ利アリト雖、空内ノ汚染セル空氣ハ單ニ之ヲ稀薄ニスルノミニシテ之ヲ排除スルノ効果少シ。

三 混用法 此ノ方法ハ汚染セル空氣ノ排除ト新鮮ナル空氣ノ送入トヲ同時ニ行フモノニシテ最モ有効ノ換氣方法ナリ、而シテ入氣ハ之ヲ洗濯シ溫度及濕度ヲ加減スルヲ可トス、入氣ノ濾過、洗濯、竝溫度及濕度ノ加減ハ比較的輕微ナル經費ヲ以テ之ヲ實行シ得ルノ場合ナキニアラス。(我國ニ於テハ紡績工場中 Carrier system conditioning machine ヲ使用スルモノアリ)

換氣ノ爲作業場ヨリ排出シ又ハ場内ニ送給スヘキ空氣ノ量ハ作業ノ性質其ノ他工場ノ現狀ニ依リ異ルヘシ。英國工場法令ニ於テハ人工的ニ濕度ノ調節ヲ行フ纖維工場綿織物工場ヲ除クニ於テハ、就業時間中ハ就業者一人ニ付一時間六百立方呎以上ノ機械換氣ヲ行フヘキコトヲ規定セリ。

第四項 空氣試驗

場内空氣ノ適否ヲ確カメ換氣ノ良否ヲ決スルニハ空氣試驗ヲ爲ササルヘカラ

ス、空氣試驗ハ通常温度、湿度、炭酸瓦斯含有量、粉塵、微菌、有害瓦斯及毒物等ノ存否ニ付之ヲ行フ。

温度ノ測定ニハ寒暖計ヲ用ヒ湿度ノ測定ニハ湿度計又ハ乾濕寒暖計ヲ用フ、乾濕寒暖計ハ普通ノ寒暖計ト濕寒暖計即チ蒸溜水ニ潤シタル綿布ニテ水銀球ヲ包ミタル寒暖計トヲ竝装セルモノニシテ此ニ寒暖計ノ指度ノ差ニヨリテ湿度ヲ知ルモノトス、兩寒暖計ノ指度ト湿度トノ關係左ノ如シ。

湿度表 其ノ一 (英國工場法ニ據ル)

綿織物工場ニ於テ人工ニ依リ湿度ヲ加減スル場合ニ於テハ湿度各温度ニ應シ左表ニ掲クルモノヲ超過スルコトヲ得ス

的對相 度 濕	計暖寒氏華 數 濕 度		方立一氣空 水ノ内吸 量重ノ蒸 (パーセント)	的對相 度 濕	計暖寒氏華 數 濕 度		方立一氣空 水ノ内吸 量重ノ蒸 (パーセント)
	寒計	暖計			寒計	暖計	
86	48	50	3.5	80	33	35	1.9
86	49	51	3.6	82	34	36	2.0
86	50	52	3.8	83	35	37	2.1
86	51	53	3.9	83	36	38	2.2
86	52	54	4.1	84	37	39	2.3
87	53	55	4.2	84	38	40	2.4
87	54	56	4.4	84	39	41	2.5
87	55	57	4.5	85	40	42	2.6
87	56	58	4.7	84	41	43	2.7
88	57	59	4.9	84	42	44	2.8
88	58	50	5.1	85	43	45	2.9
88	59	61	5.2	86	44	46	3.1
88	60	62	5.4	86	45	47	3.2
88	61	63	5.6	86	46	48	3.3
88	62	64	5.8	86	47	49	3.4
88	63	65	6.0	86	48	50	3.5
88	64	66	6.2	86	49	51	3.6
88	65	67	6.4	86	50	52	3.8
88	66	68	6.6	86	51	53	3.9
88	67	69	6.9	86	52	54	4.1
88	68	70	7.1	87	53	55	4.2
88	68	70	7.1	87	54	56	4.4
85.5	68.5	71	7.1	87	55	57	4.5
84	69	72	7.1	87	56	58	4.7
84	70	73	7.4	88	57	59	4.9
81.5	70.5	74	7.4	88	58	60	5.1
81.5	71.5	75	7.65	88	59	61	5.2
79	72	76	7.7	88	60	62	5.4
79	73	77	8.0	88	61	63	5.6
77	73.5	78	8.0	88	62	64	5.8
77.5	74.5	79	8.25	88	63	65	6.0
77.5	75.5	80	8.55	88	64	66	6.2
				88	65	67	6.4

湿度表 其ノ二 (英國工場ニ據ル)

乾燥採葉法ニ依リ「メリノ」、「カシミア」又ハ羊毛ノ紡績ヲ爲ス工場ノ湿度ハ各温度ニ應シ下表ニ掲クルモノヲ超過スルコトヲ得ス

的對相 度 濕	計暖寒氏華 數 濕 度		方立一氣空 水ノ内吸 量重ノ蒸 (パーセント)	的對相 度 濕	計暖寒氏華 數 濕 度		方立一氣空 水ノ内吸 量重ノ蒸 (パーセント)
	寒計	暖計			寒計	暖計	
88	66	68	6.6	80	33	35	1.9
88	67	69	6.9	82	34	36	2.0
88	68	70	7.1	83	35	37	2.1
88	69	71	7.3	83	36	38	2.2
89	70	72	7.6	84	37	39	2.3
89	71	73	7.8	84	38	40	2.4
89	72	74	8.1	84	39	41	2.5
89	73	75	8.4	85	40	42	2.6
89	74	76	8.6	84	41	43	2.7
89	75	77	8.9	84	42	44	2.8
89	76	78	9.2	85	43	45	2.9
90	77	79	9.5	86	44	46	3.1
90	78	80	9.8	86	45	47	3.2
90	79	81	10.1	86	46	48	3.3
90	80	82	10.5	86	47	49	3.4
90	81	83	10.8	86	48	50	3.5
90	82	84	11.1	86	49	51	3.6
90	83	85	11.5	86	50	52	3.8
90	84	86	11.8	86	51	53	3.9
90	85	87	12.2	86	52	54	4.1
90	86	88	12.6	87	53	55	4.2
90	87	89	13.0	87	54	56	4.4
90	88	90	13.4	87	55	57	4.5
90	89	91	13.8	87	56	58	4.7
90	90	92	14.2	88	57	59	4.9
90	91	93	14.7	88	58	60	5.1
90	92	94	15.1	88	59	61	5.2
91	93	95	15.5	88	60	62	5.4
90	94	96	16.0	88	61	63	5.6
90	95	97	16.5	88	62	64	5.8
90	96	98	17.0	88	63	65	6.0
91	97	99	17.5	88	64	66	6.2
90	98	100	18.0	88	65	67	6.4

第七節 粉塵及粉塵ヲ發散スル業務

第一項 概論

一 粉塵 粉塵ハ空中ニ遍在シ只其ノ濃度ノ場所ニ依リテ異ルアルノミ、某教會堂ノ頂上ニ於テハ一立方呎中ニ二七、〇〇〇其ノ下部ニ於テハ二二、〇〇〇又一公會堂内ニ於テハ三、〇〇〇乃至五、〇〇〇ノ粉塵ヲ發見シタリト云フ、以テ場所ノ如何ニヨリ其ノ濃淡アルヤヲ知ルニ足ラン。今ヘツセ氏ノ研究ニ依レハ毎日十時間労働ヲ爲ス職工カ呼吸器ニ吸入スル粉塵ノ量ハ左表ノ如シ。

工業ノ種類	毎日吸入スル粉塵	一年間(三百日)ニ吸入スル粉塵
馬毛工場	〇、〇五	一五、 ^元
木工(鋸機)	〇、〇九	二七、
羊毛工場	〇、一〇	三〇、
製粉工場	〇、一二	三六、
鐵工場	〇、一四	四二、

嗅煙草工場

〇、三六

一〇八、

セメント工場

一、一二

三三六、

粉塵ハ其ノ發生ノ根原如何ニ依リテ金屬性、礦物性、植物性及動物性粉塵ノ四種ニ、其ノ大ニ依リテ大小各種ニ、形狀ニ依リテ表面ノ圓滑ナルモノト硅角アルモノトノ二種ニ、又其ノ化學的性質ニ依リテ有機性、無機性及溶解性、不溶解性ノ各二種ニ區別スルコトヲ得。

二 粉塵カ職工ノ健康ニ及ホス影響

長時間ニ涉リテ多量ノ粉塵ヲ呼吸スルハ衛生上有害ニシテ遂ニ疾病ニ罹ルニ至ルコトハ言フ俟タサル所ナリ。

粉塵カ職工ノ身體ニ及ホス影響ハ粉塵ノ種類及職工ノ體質ニ依リテ同シカラスト雖之ヲ概言スレハ左ノ如シ。

(一) 粉塵ハ或ハ物理的作用ニ依リ、或ハ化學的作用ニ依リテ鼻腔、咽喉、氣管等上部呼吸器ヲ傷害ス

(二) 粉塵ハ上部呼吸器ノ粘膜ヲ傷害ス

- (三) 粉塵ハ呼吸器ニ病菌ヲ搬入ス
 - (四) 粉塵ハ自ラ呼吸器ヲ傷害シ其ノ患部又ハ身體諸部ノ傷痕アル部分ニ病原菌ヲ移殖ス
 - (五) 粉塵ハ直接ニ職工ノ皮膚眼及耳ヲ傷害ス
 - (六) 有害料品ノ粉塵ハ、消化器、淋巴腺又ハ血液ニ依リテ身體ニ浸入ス
 - (七) 粉塵ヲ吸入スル時ハ肺ニ纖維質ノ變化ヲ來サシメ纖維質結核タラシムルコトアリ
 - (八) 粉塵ヲ吸入スル時ハ肺結核タルノ虞最モ多シ
 - (九) 粉塵ヲ吸入スルコトハ職工ノ罹病率殊ニ結核性疾病ノ罹病率ヲ増加ス
 - (十) 粉塵ハ職工ノ死亡率ヲ昇騰セシム
- 粉塵ノ作用ハ、有毒ナルモノハ有毒ナラサルモノヨリ、不溶解性ノモノハ溶解性ノモノヨリ、形狀大ニシテ硅角ヲ有スルモノハ微細ニシテ表面圓滑ナルモノヨリモ激甚ニシテ、植物性ノモノハ動物性ノモノヨリモ、金屬性又ハ礦物性ノモノハ植物性又ハ動物性ノモノヨリモ有害ニ、礦物性粉塵中硅素ヲ含ムモノハ最モ有害ナ

ルモ此ノ種ノ粉塵中ニテハ炭酸カルシウムハ其ノ程度最モ輕シ。

三 粉塵ト疾病

粉塵ニヨリ誘起セラルル疾病ノ主要ナルモノヲ擧クレハ

- (一) 中毒 粉塵ハ其ノ種類ニヨリ或ハ物理的ニ或ハ化學的ニ皮膚ヨリ吸收セラレテ中毒ヲ起スモノアリ、鉛、砒素、アニリン、コバルター染料等即チ是レナリ
- (二) 皮膚病 粉塵ハ皮膚ノ裂傷ニ微菌ヲ搬入シ炎症、癬瘡、其ノ他ノ傳染性皮膚病ヲ起スコトアリ、コバルター原料トスル藥品ノ粉塵ニアリテハ急性紅疹、急性及慢性ノ濕疹、其ノ他急性又ハ慢性ノ皮膚病ヲ起ス、セメント工ノセメント疹、麻其ノ他ノ紡績工、毛皮工、ペンキ塗工、煙草工等ノ皮膚病、磨工ノ瘰癧、曹達又ハ、カーバイドヲ取扱フモノノ掌腫症等是レナリ
- (三) 癌 バラフィン工、煙筒掃除夫等ハ其ノ粉塵ノ爲癆ヲ患フモノ多シ
- (四) 眼疾 結膜炎、眼瞼炎、角膜膿潰等ハ慢性的ノ粉塵ノ影響ヲ受クルニ依リテ起ル、其ノ他急性的ノ眼疾モ亦決シテ少カラズ
- (五) 上部呼吸器疾患 鼻腔、咽喉、氣管支等ノ炎症又ハ加答兒等ハ其ノ主ナルモノ

ニシテ長時間粉塵ヲ呼吸スルニ依テ起ル
 (六) 纖維質及結核性肺疾患 長時間ニ涉リ粉塵ヲ肺ニ吸入スルニ依リテ起ル
 左ニ粉塵ト結核トノ關係ニ關スル有名ナル「ジョンテータム」ノ統計ヲ掲ク

職 業	總死亡者ノ數ノ割合	死 亡 者 數	
		肺 結 核	呼 吸 器 病
農 夫	六〇二	一〇六	一一五
陶 磁 器 工	一七〇六	三三三	六六八
刃 物 工	一五一六	三八二	五一八
鐘 子 工	一八一〇	四〇二	四二三
硝 子 工	一四八七	二九五	四四五
銅 工	一三八一	二九四	四〇六
鐵 工	一三〇一	一九五	四五〇
石 工	一一七六	二六九	三〇七
眞 鍮 工	一〇八八	二七九	二七三

煙 突 掃 除 工	一三一	二六〇	二九一
鉛 工	一七八三	一四八	三九七
製 綿 工	一一四一	二〇二	三三八

第二項 著シク粉塵ヲ發散スル工業

一 粉塵ノ性質ト工業ノ種類

ホフマン氏ハ粉塵ノ種類ニ依リ粉塵ノ著シキモノトシテ四十二ノ工業ヲ分類セリ左ノ如シ。

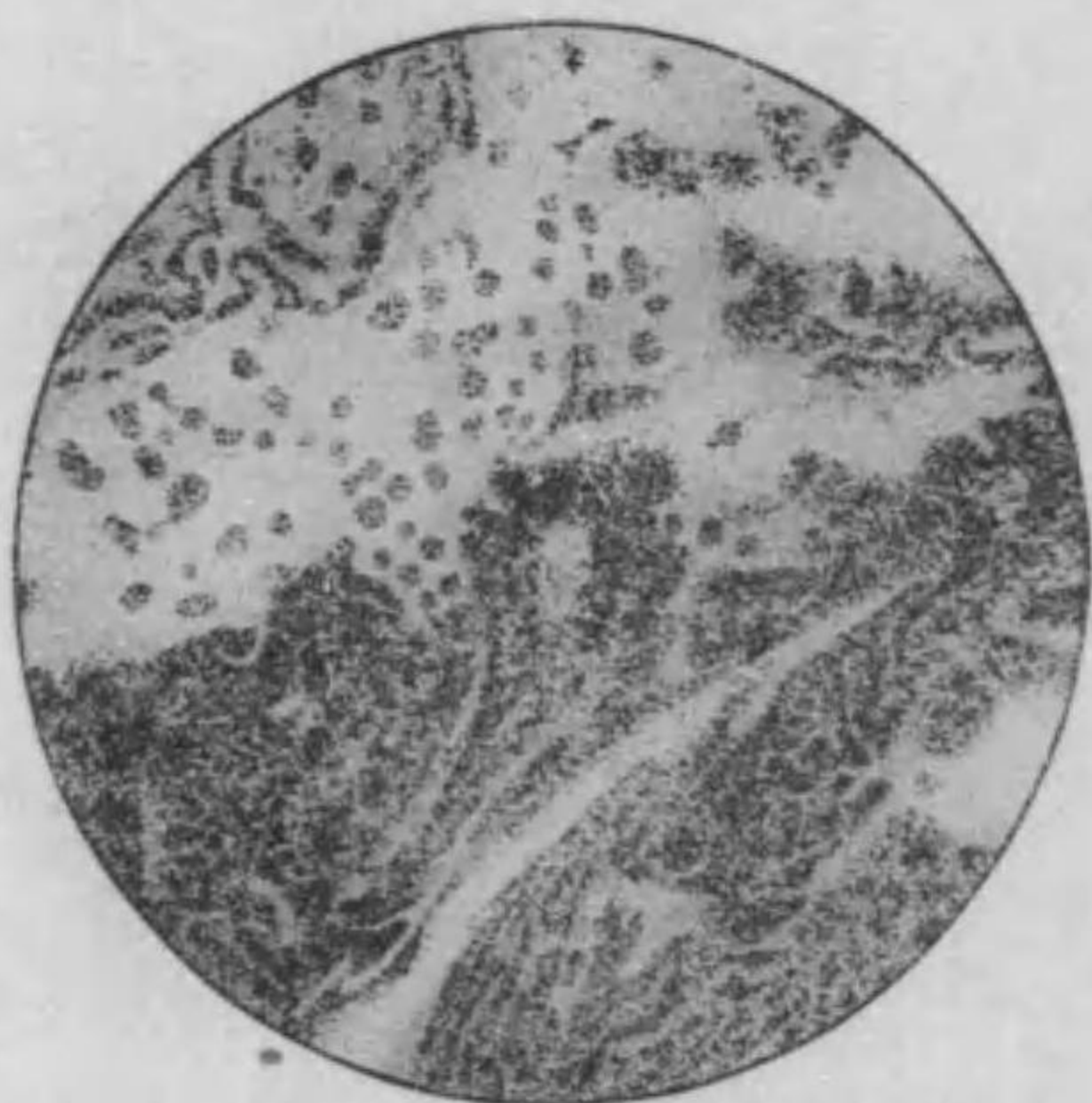
第一種 金屬性粉塵中ニ働ク職業

- (一) 研 磨 工 (五) 金 箔 工
- (二) 琢 磨 工 (六) 眞 鍮 工
- (三) 刃物及器具工 (七) 活 版 職 工
- (四) 寶 石 工 (八) 植 字 工
- (九) 印刷職工
- (十) 彫 刻 師

第二種 礦物性粉塵中ニ働ク職業

- (一) 石工
 - (二) 大理石工
 - (三) 硝子吹工
 - (四) 硝子切工
 - (五) 金剛石磨工
 - (六) 陶磁器工
 - (七) セメント工
 - (八) 石膏工
 - (九) 表具師
 - (一〇) 鑄型工
 - (一一) 鑄型中子工
 - (一二) 石版工
 - (一三) 黃麻及黃麻製品ノ製造ニ従事スル者
 - (一四) 製紙工
 - (一五) 指物師
 - (一六) 鞆師及彫刻師
 - (一七) 製絲工
 - (一八) 反毛職工
 - (一九) 莫大小及編物工
 - (二〇) レース工
 - (二一) 亞麻リネン製造ニ従事スル者
 - (二二) 製麻工及製鋼工
 - (二三) 鞆子工
 - (二四) 毛氈及毛布工
 - (二五) 室内裝飾品及毛氈工
 - (二六) 動物性其ノ他諸種ノ纖維質ノ粉塵中ニ働ク職業
 - (二七) 毛皮工及剥製工
 - (二八) 羊毛紡績工
 - (二九) 襪工
 - (三〇) 植物性粉塵中ニ働ク職業
 - (三一) 綿織工
 - (三二) 絹織工
 - (三三) 布織工
 - (三四) 動物性其ノ他諸種ノ纖維質ノ粉塵中ニ働ク職業
- 此ノ分類ハ大體ニ於テ參考上ノ好資料タルモ、而カモ嚴格ニ云ハハ何レノ工業

第十圖



酸化鐵ヲ吸入タル肺組織

ニモ粉塵アリ、又粉塵ノ多少ハ其ノ工場ノ設備其ノ他ニ關係スルコト大ナルヲ以テ、單ニ粉塵ノ有無ニ依テ工業ヲ區分スルコトハ、時トシテ當ラサルコトアリ。左ニ工業ノ種類ニヨリテ粉塵ノ發生狀況及其ノ影響ヲ述フヘシ。

二 金屬工業

金屬工業ニハ鐵、銅、亞鉛、鉛、錫等諸種ノ金屬ヲ使用ス、而シテ主トシテ使用スル金屬ニ依リテ分類ヲ爲シ鐵、銅、錫、鉛工業ト爲スコトアルモ、一面業務ノ性質ニ依リ探鑛、熔鑛、精鍊、鑄物、研磨等ノ諸工業ニ分類スルコトアリ。

二 此等諸種ノ金屬工業ニ従事スルモノハ金屬ノ粉塵ニ依リテ健康ヲ傷害セラルルコトアリ、ホフマン氏ハ(一)金屬工業ニ従事スル者ニハ高齡者ノ少ナキコト(二)死亡率ノ高キコト(三)肺結核其ノ他呼吸器病ノ著シク多キコト等ニ依リ此ノ事實ヲ立證セリ。金屬工業中粉塵ノ最モ著シキハ鑄物業、

第二十圖 礦物性粉塵



硝子 砂

研磨業ニシテ砂吹作業モ亦粉塵多シ然レトモ此ノ種ノ工業ト雖除塵設備ノ完備セルモノニ在リテハ其ノ加害程度ヲ減少シ得サルニ非ス現ニ獨逸國ゾーリンゲンノ刃物工場ニ於テハ各研磨機ニ完全ナル除塵装置ヲ施シタル以來著シク職工中ノ結核並呼吸器患者ヲ減少シタル顯著ナル實例アリ。

三 礦物工業

礦物性ノ粉塵ハ單ニ礦物加工事業ノミナラス金屬工業中ニモ之アリ、礦物工業ノ主ナルモノハ石切、石細工、硝子、寶石、セメント、陶磁器、金剛砂、石膏、大里石、黒鉛、カーボランダム、カーバイド等ノ諸工業ナリ。

礦物粉塵ハ金屬粉塵ト同シク著シク有害

第三十圖



石塵吸入ノ肺組織

ニシテ、ホフマン氏ハ此ノ種ノ工業ニ従事スル者モ一般死亡率高キノミナラス、殊ニ肺結核其ノ他ノ呼吸器ノ病患ニ依ル死亡率高ク、而シテ其ノ影響ハ粉塵三十五歳前後ニ於テ特ニ顯著ニ發現シ來ルコトヲ確メタリ。

四 植物性粉塵

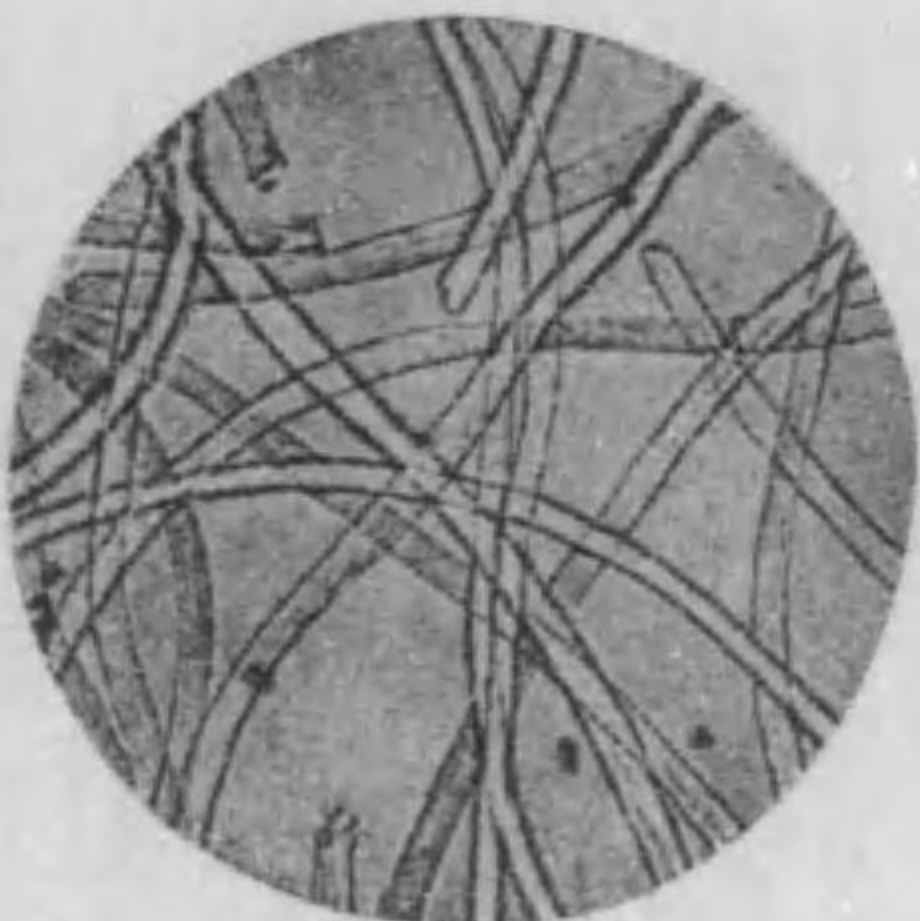
植物性粉塵ハ頗ル普通ナリト雖、其ノ殊ニ顯著ナル工業ハ製綿、製麻、紡織等ノ纖維工業、煙草、植物性卸、木工等ノ諸工業ナリトス、ホフマン氏ニ依レハ植物性粉塵亦著シク身體ニ有害ニシテ、此ノ種

圖四十第 植物性粉塵



麻

圖五十第 動物性粉塵



絹

モ顯著ナル工業ハ羊毛、絹糸、縲襪、靴、髮、羽毛、褥等ノ諸工業ナリ。

ノ粉塵ヲ呼吸スル業務ニ從事スル職工ノ死亡率ハ著シク高シト云フ。

植物性粉塵中殊ニ綿塵、麻塵ハ危害ヲ與フルコト最モ大ニシテ、麻塵ノ如キハ纖維強剛ナルノミナラス、珪石ヲ附着スルヲ以テ著シク有害ナリ。植物性粉塵ニ關シ、觀過スヘカラサルモノハ此ノ種ノ粉塵ヲ發散スル工業ニハ主トシテ、女工並幼年工ノ多ク之ニ從事スルコトニシテ、我國ニ於テハ綿糸、綿布工業最モ盛ナレハ、此ノ種ノ粉塵ニ關スル研究ハ、鐵、其ノ他ノ金屬工業ノ盛ナル歐洲諸國ニ比シテ一層ノ必要アルモノトス。

五 動物性粉塵

動物性粉塵モ亦頗多シト雖此ノ種ノ粉塵ノ最

此ノ種ノ粉塵亦多量ニ吸入スル時ハ其ノ害決シテ少カラス特ニ縲襪ヲ取扱フ者ニハ特殊ノ熱病、羽毛ヲ取扱フ者ハ炭疽、熱皮革ヲ取扱フ者ハ特殊ノ喘息等ニ冒サルルコトアリ、其ノ他此ノ種ノ職業ニ從事スル者ニシテ結核性疾患、其ノ他皮膚病ニ罹ルモノ亦少カラス。

第三項 防塵

一 防塵方法

粉塵ノ爲職工カ其ノ健康ヲ害シ疾病ニ罹リ早世スルハ之ヲ經濟上ノ見地ヨリスルモ亦人道上ノ見地ヨリスルモ出來得ル限り之ヲ防止スルノ要アルハ言ヲ俟タス、而シテ工業主、機械ノ製造業者及職工等ハ政府ノ協力ニ依リ誠心之カ防止ニ努力スルヲ要ス。即チ工業主、機械製造業者ハ適當ナル除塵ノ裝置ヲ考案實行シ、職工ハ克ク粉塵ノ危害ト其ノ防止ノ方法ヲ會得シ、政府ハ勸誘又ハ強制手段ヲ以テ其ノ方法ノ普及ヲ圖ラサルヘカラサルナリ。

防塵方法ハ(一)粉塵發生ノ防止(二)粉塵發生作業ノ隔離(三)粉塵發生ノ場所ニ於ケル除塵裝置(四)職工ノ保護ノ四種ニ大別スルコトヲ得、左ニ順次之ヲ説明スヘシ。

二 粉塵發生ノ防止

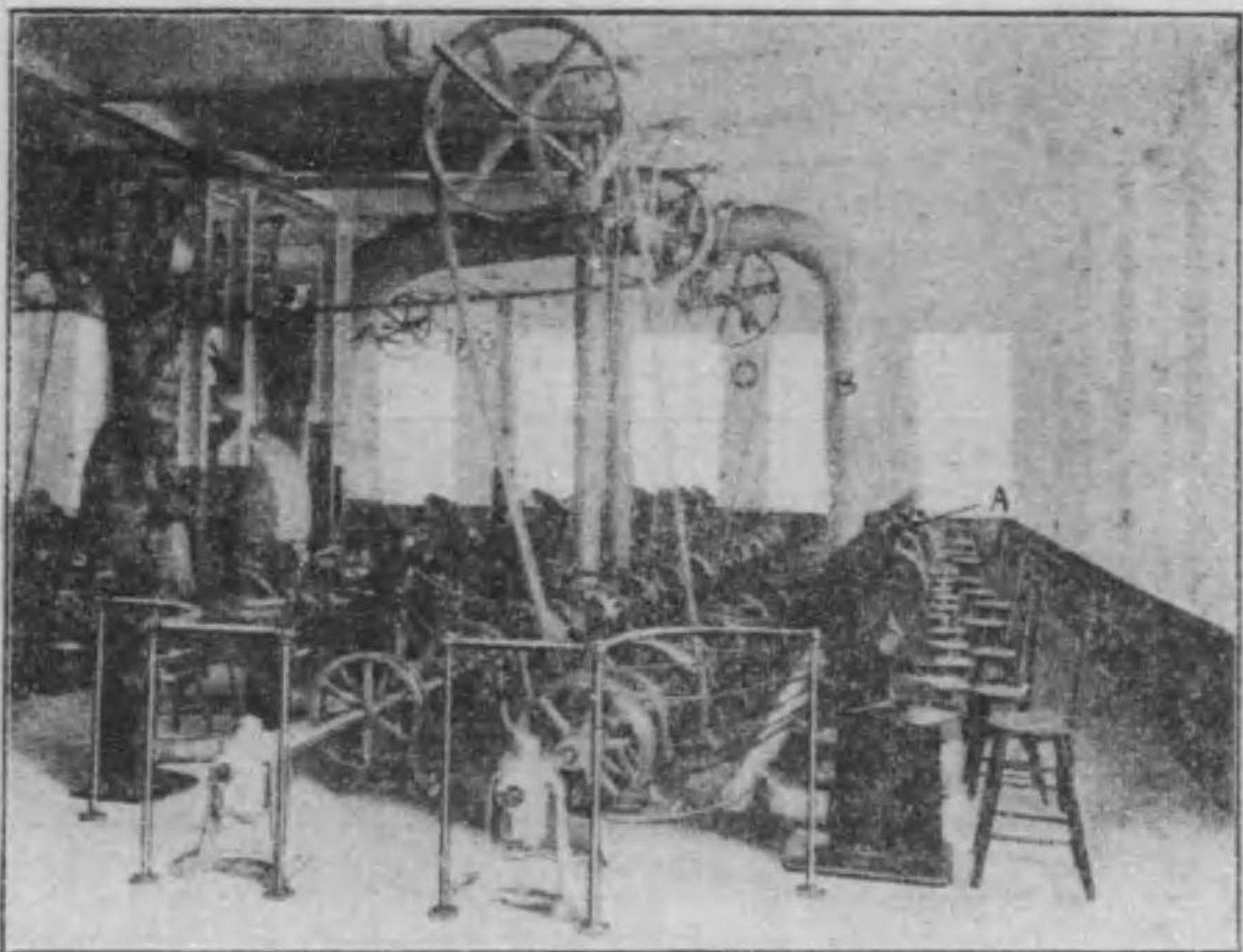
粉塵ノ發生ヲ防止スルニ二種ノ方法アリ、第一ハ水其ノ他ノ液體ヲ注ク方法ニシテ第二ハ之ヲ密閉スルニ在リ。

材料ノ粉塵、研磨等粉塵ヲ發散スル作業ヲ爲ス場合ニ於テハ、單ニ水、油等ノ液體ヲ用キテ之ヲ防止シ得ル場合多シ、濕式研磨機、硝子ノ濕式研磨、鉛ニ油ヲ混スルカ如キ即チ是レナリ。液體ニ依ル除塵方法ハ最モ簡單ナル便法ナレトモ作業ノ種類ニヨリテハ此ノ方法ヲ用フル能ハサルモノアリ、此ノ場合ニ於テハ密閉方法ヲ用フルコトヲ要ス、密閉方法ニ於テハ粉砕、篩分等粉塵ヲ發散スル作業ハ全部密閉セル容器中ニ於テ之ヲ行ヒ、職工ハ單ニ其ノ機械ノ監視取扱ヲ爲スニ止マラシムルニアリ、新式ノ製粉又ハセメント工場等ニ於テハ此ノ方法ヲ使用セル所多シ。粉塵ヲ發散スル物體ノ運搬ヲ爲ストキハ、其ノ容器ハ堅牢且緻密ナルモノヲ用キルヲ要ス。

三 粉塵發生作業ノ隔離

作業中特殊ノ工程ニ限リ粉塵ノ發散ヲ避クルコト能ハサル場合ニ於テハ、此ノ

第十六圖
琢磨工場ノ除塵裝置



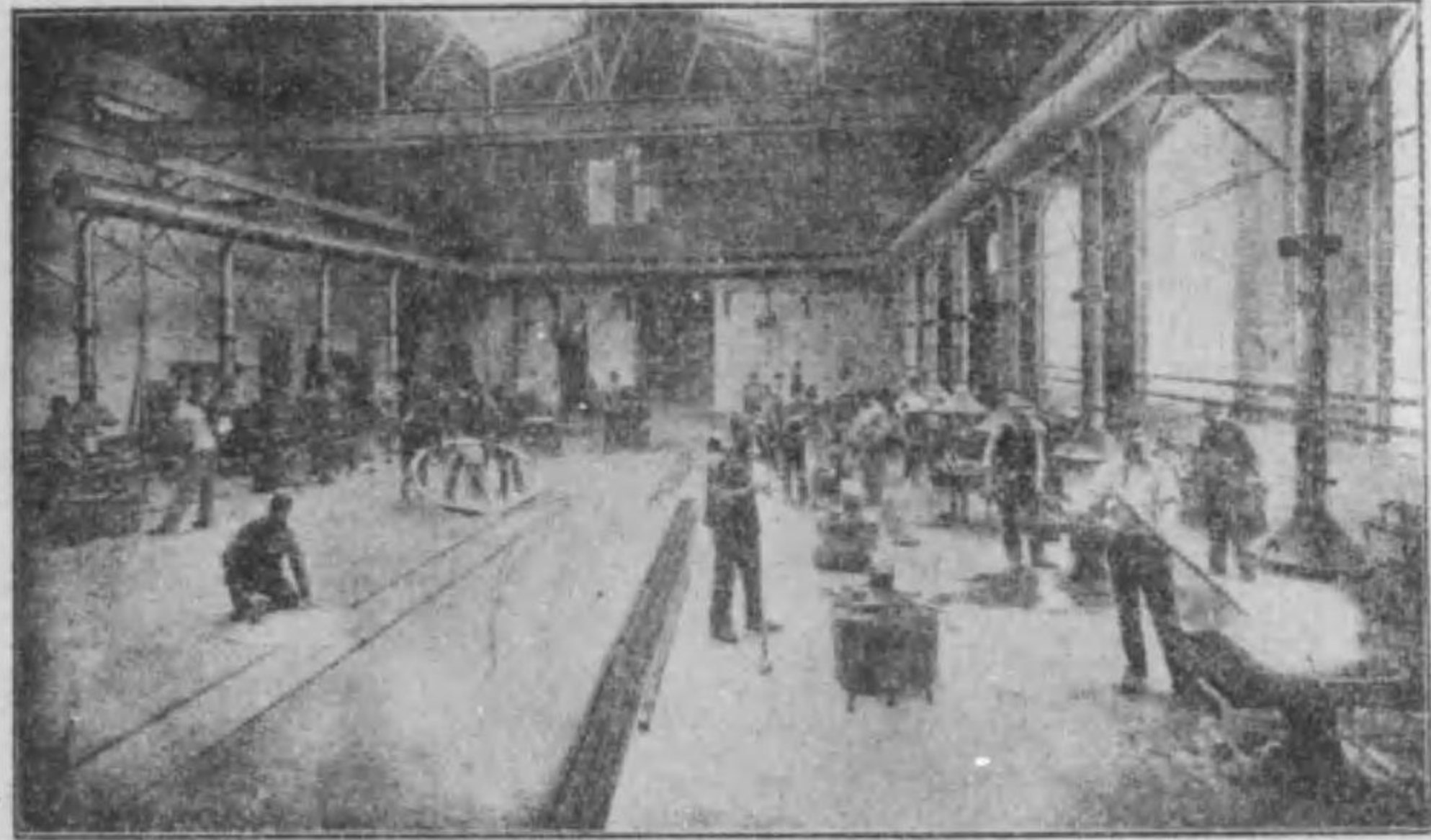
種ノ作業ニ限リ隔離セル別室ニ於テ之ヲ行ヒ、粉塵ノ作業場全般ニ發散スルヲ防止セサルヘカラス、紡績工場ニ於テ展開混棉、打棉室等ヲ他ノ作業場ト區隔スルカ如キ即チ是レナリ。

尙作業ノ質性ニ依リテハ粉塵ノ發散スル場所ニハ適當ナル硝子板ノ隔壁ヲ設ケ、職工其ノ外側ニ在リテ其ノ材料ノ攪拌其ノ他ノ取扱ヲ爲サシムル仕組モアリ。

四 粉塵發生ノ箇處ニ於ケル粉塵ノ除去

粉塵ハ其ノ發生ノ箇處ニ適當ナル除塵機ヲ設クルトキハ之ヲ除去シ得ルモ

第二十圖 鑛冶工場ノ排煙裝置



(A) 排煙管ノ冠 帽 (B) 支管排煙管 (C) 排煙管主

ノナリ、而シテ其ノ方法ノ適否如何ハ職工ノ健康上重要ナル技術上ノ問題ニシテ、英獨ノ諸國ニ於テハ之カ爲特ニ熟練ナル技術者ヲ置キ、除塵裝置ノ設置竝其ノ保全ヲ司ラシムルモノ少カラス、除塵裝置ヲ爲スニ當リ考慮スヘキ要點ハ(一)除去スヘキ粉塵ノ種類性質比重竝其ノ價值(二)除塵管ノ頭部(三)除塵支管(四)除塵主管(五)旋風機(六)原動力(七)除塵諸管ノ配置是レナリ。

粉塵ノ種類性質比重竝其ノ價值如何ニ依リテ之ヲ除去スルニ必要ナル動力ヲ定メ、又工場所在地近隣ノ状態ヲ考ヘ、排氣ハ或ハ之ヲ汽罐ニ送リテ焼却シ、或ハ之ヲ煙筒ニ導キテ大氣ニ放散シ、或ハ分離器ニ依

リテ選別處分スルノ要アリ。

除塵管ノ頭部ハ通常薄キ鐵板ヲ以テ作ル、粉塵ヲ吸收力ノ強キ一箇所ニ集中スルニ適スルノ形狀及構造トナスヘシ。除塵支管モ亦通常薄キ鐵板ニテ作り、其ノ一端ハ頭部ニ他ノ一端ハ主管ニ連續ス成ルヘク、眞直ナル短管ヲ用フヘシ、主管モ亦成ルヘク眞直ナル短管トナシ、其ノ大ハ各支管大ニ應シ適當ナラシムヘシ、旋風機ノ形式モ亦除塵裝置ノ規模如何ニ依リテ異ル、多量ノ粉塵ヲ除去スルトキハ遠心力旋風機ヲ可トス、原動力ハ其ノ工場ニ使用スル一般原動力ヲ利用スルコトヲ得ヘシト雖、電動力ヲ使用スルヲ便トス、諸管ノ配置ハ粉塵發生ノ箇所ト排氣處理ノ方法如何ニ依リテ定マル。

五職工ノ保護

作業場内ニ除塵裝置ヲ設ケ、粉塵ヲ發生スル作業ヲ隔離シ、又ハ局所除塵設備ヲ爲スモ尙粉塵ヲ除去シ盡スコト能ハサル場合少ナカラス、故ニ除塵施設ノ有無ニ拘ラス、作業場内ニ粉塵ノ飛散スルモノアル場合ニ於テハ他ニ適當ノ方法ヲ考案シテ職工ヲ保護スルノ要アリ。粉塵ニ對スル職工保護ノ方法ハ(一)作業場ノ清潔

肥料ノ樽ノ圖



職工ノ特殊作業ノ服、手袋、眼鏡用布片ヲ以テ鼻及咽喉部ヲ覆フ

(二) 適當ナル作業服ヲ着用セシムルコト
 (三) 洗面沐浴ノ設備ヲ爲スコト
 (四) 呼吸器ヲ使用セシムルコト
 (五) 業務ノ轉換
 (六) 體格検査
 (七) 醫療的監督
 (八) 教育等ナリトス、以下之ヲ概説スヘシ。

作業場内ニ除塵設備ヲ爲シ且其ノ側壁天井床等ヲ清潔ニスルノ必要ナルハ多言ヲ要セス、粉塵多キ場内ニ作業スルモノニハ其ノ作業ノ狀況ニ應シ適當ナル作業服ヲ着用セシムヘシ、作業服ハ良ク身體ニ適合シ表面平滑ニシテ粉塵ノ附着シ難キモノタルヲ要ス、頭髮ハ掃除困難ナルニヨリ帽子ヲ使用セシムヘシ、粉塵カ刺戟性ナル

場合ハ手袋ヲ着用セシムヘシ、而シテ斯ノ如キ作業服、帽子、手袋等ハ工業主ニ於テ之ヲ支給スヘキモノトス。

洗面場浴場等モ亦粉塵工場ニ於テハ缺クヘカラサルモノナリ、而シテ單ニ此等ノ施設ヲ爲スノミヲ以テ満足スヘキモノニアラス、職工ヲシテ充分之ヲ利用セシムルコトニ努力セサルヘカラス。粉塵ノ鼻、口ヨリ侵入シテ呼吸機能ニ障害ヲ起スヲ防護スルハ至難ノコトニ屬ス、磨機ヲ用フル壁ノ研磨又砂吹等ノ如ク作業ノ種類ニ依リテハ粉塵ノ吸入避クヘカラサルモノアリ、斯ノ如キ場合ニ於テハ呼吸器ヲ使用セシムヘシ、職工ハ呼吸ノ困難作業ノ妨碍、談話ノ不能等諸種ノ不便ヲ訴ヘ呼吸器ヲ使用スルヲ好マサルヲ常トス、而シテ此ノ種ノ不便ヲ全然除去スルニ足ル完全ナル呼吸器ナシト雖、呼吸器ニ依ルノ外粉塵防止ノ道ナキ場合ニ於テハ懇篤ナル説話指導ヲ爲シテ之ヲ使用スル様補導セサルハカラス。

業務ノ轉換 人ノ身體ニハ靈妙ナル恢復力ト自衛力トヲ具備スルカ故ニ、粉塵ノ害毒モ長時間連續シテ之ヲ呼吸スルニ非レハ敢テ身體ノ健康ヲ傷害スルニ至ラサルコト多シ、故ニ粉塵中ニ作業スル職工ニハ數々休憩時間ヲ與ヘ以テ身體ノ

恢復ヲ計ルハ勿論、適當ノ時期ニ於テ其ノ作業ヲ轉換スヘシ。

體格検査 粉塵ノ健康ニ及ホス影響ハ職工ノ身體ノ健康如何ニヨリ大ナル逕庭アルコト既ニ述ヘタル所ノ如シ、故ニ蒙塵中ニ作業セシムル職工ニ付テハ其ノ始メニ於テ體格検査ヲ行ヒ抵抗力ノ盛ナル強健者ノミヲシテ之ニ從事セシムルハ勿論三箇月ニ一度位ハ定期ニ體格検査ヲ行ヒ、故障アル者ニ對シテハ充分ナル療養ヲ施シ又ハ其ノ健康ニ適當ナル業務ニ就カシムヘシ。

醫療的監督 此ノ種ノ有害業務ニ從事スル職工ニ對シテハ、單ニ採用ノ當時及定期ノ體格検査ヲ以テ足レリトセス、尙時々其ノ健康狀態ヲ注意シ、疾病ノ症狀ノ昂進セサルニ先チテ適當ナル療養ヲ施シ醫藥ヲ給セサルヘカサルナリ。

教育 職工ノ就業方法ノ不適當ナル爲又ハ保護器ノ使用ヲ怠ル爲若ハ衛生ニ注意ヲ欠クニ因リテ疾病ニ罹ルコト亦多シ、故ニ此等ノ點ニ關シテハ常ニ職工ヲ誘導教育スルコトヲ要ス。

我國ノ工業中ブラシ工場、毛皮、綿、麻等ノ纖維工場、製紙工場、薬製品工場、人造肥料工場、セメント工場等ニ於テハ粉塵ノ正シキ作業多シ、而シテ工業主ハ除塵装置又

ハ通風、換氣等ニ關シテ何等意ヲ用ヒササルノミナラス職工亦貽トシテ長時間ニ亘リ休憩ナクシテ勞役シツツアルモノ少カラス。工業主ニ就テ之ヲ質セハ此等ノ作業ニ從事スル職工ハ、永續セスト云ヒ又、休ミカ多クシテ困ルト答フルヲ常トス、其ノ原因竝救治法ニ付テハ何等顧慮スル所ナキカ如シ。茲ニ於テ縷々トシテ除塵装置ヲ設クルノ必要ヲ説クト雖、結局之ニ對スル撻挨トシテハ、金カ掛ル故困ルト云フニ歸着シテ止ムヲ常トス。著者惟ヘラクス、斯ノ如ク衛生思想ナク職工ノ健康ヲ無視スルカ如キ工業管理者ハ寧ろ憫ムヘキモノト謂フヘク、到底有害工業ヲ營ムノ資格ナキモノナリ。斯ノ如キ工業者ハ國富ヲ増殖スルヲ得サルハ勿論、國家ノ生産要素ノ一タル勞働力ヲ殘賊スルモノナリ、寒心セサラント欲スルモ能ハサルナリ、左レハ行政廳ハ一面十分ノ指導誘掖ヲ爲スト共ニ已ムヲ得サルニ及ンテハ工場法第十三條ニ依リ強制命令ヲ以テ匡救改善ノ實ヲ舉ケスンハアルヘカラサルナリ。

第八節 有害料品ト工業中毒

労働者カ其ノ從事スル職業ニ起因スル疾病ハ其ノ種類頗ル多シト雖茲ニハ工業労働者ニ特有ナル疾病中ニ付其ノ主ナルモノノミ述フルニ止ムヘシ。

第一項 劇毒物有害瓦斯及蒸氣並其ノ影響(第四章第三節第二項及同章第四節第三項參照)

一 危害ノ範圍

化學工業、金屬工業、纖維工業其ノ他諸種ノ工業ニ於テハ劇毒物ノ粉塵、瓦斯、蒸氣ヲ發散シ其ノ他衛生上有害ナル粉塵、瓦斯、蒸氣ヲ發散スルモノ頗ル多シ、ライマン氏ハ職工千人ヲ使用シ化學工業ヲ營ム一工場ニ於テ二十三年間ニ二八五人、グランドンム氏ハ三年間ニ一二二人ノ中毒患者ヲ發見セリト謂フ。又シユナイター氏ハ英國ノ統計ニ基キ化學工業ニ從事スル者ノ職業病ハ他ノ工業ニ從事スル者ニ比シ其ノ年數ニ依リ百分ノ五〇乃至一三七多キコトヲ指摘シタリ、就中アニリン工業ハ中毒最モ顯著ナルモノニシテ百分ノ七〇・六三ノ中毒患者數ヲ示セリ。鉛毒モ亦之ニ冒サルルモノ少カラス、一九一一年英國ノ報告ニ依レハ工業中毒七五五人中鉛中毒六六九人、水銀中毒一二人、砒素中毒一〇人、炭疽熱六四人、傳染病一人、瘧皆無ナリ、而シテ尙此ノ外ペンキ塗師ニシテ鉛中毒ニ罹リタルモノ二六三ヲ

算スト謂フ。

二 有害料品ノ類別

化學並工業ノ發達ハ日進月歩駁々トシテ止マル所ヲ知ラス、新料品ノ發見新方法ノ發明相繼テ至ルカ故ニ、有害料品又ハ有害工業ノ分類ヲ爲スコト甚タ難シ、左レハ萬國工場立法會議ノ委員會モ亦遂ニ此ノ目的ヲ遂クル能ハサリシカ、左ニ參考トシテ其ノ議定セル工業毒物種別表ノ概要ヲ轉載スヘシ。

有害料品名 有料品ヲ使用スル工業

安母尼亞 窯鏡ノ製造業、鐵鈹ノ亞鉛又ハ錫鍍金、結晶安母尼亞

硫化又ハ鹽化安母尼亞ノ製造、炭酸曹達ノ製造、染色

工業、骨炭ノ製造、ニス及漆ノ製造、皮革ノ製造、製氷並

冷蔵工場

「アニリン」及「アンニリ色素」 「アニリン」及其ノ誘導體並「アニリン」染料ノ製造業、寫

眞用藥品ノ製造業、アニリン染工場、染色工場、爆藥ノ

製造業等

「アンチモニー」及其ノ化合物

活字、白色合金、煙火、「ベンキ」、陶磁器ノ釉藥、赤護謨、吐酒石ノ製造業、銅身及銅鐵器具表面ノ光澤附、「アンチモニー」器具、及鉛版地金ノ製造、古金屬ノ再熔融及「ベンキ」ノ製造業等

砒素及其ノ化合物

硝子、白色墨、「アニリン」其ノ他ノ染料、壁紙、防水布、造花製造業、皮革、毛皮、毛帽子ノ製造業、陶磁器ノ釉藥附、人造石、「ベンキ」、剝製品、並有機物染料ノ製造業等

「ベンジン」及「ベンゾール」

「ベンジン」ノ蒸溜、化學洗濯場、骨ノ脱脂、漆、「ワニス」及護謨工業、防水材料、染色工業、燈火用及水瓦斯工場等

眞鍮及其ノ化合物

青銅、青銅着色其ノ他ノ工業

一酸化炭素

燈火用水、及發生瓦斯ノ製造業、熔鑛爐、煤燠爐、燒鑛爐、瓦斯機械、鑄物工場其ノ他燈火用瓦斯ヲ用ヒ又ハ石炭ヲ燃燒スル所ニシテ特殊ノ防止裝置ナキ場合、瓦斯洗滌材料ヨリ油脂及硫黃ノ抽出、護謨ノ和硫鹽

二硫化炭素

化物ノ製造、脂肪ノ溶解、襪骨及生物ノ處理業並製油業等

鹽素

鹽素、鹽化カルシウム、晒粉ノ製造業、製紙、洗濯火熨業、並鹽素消毒藥、クロロフォルム製造業

クロム

クロム銅ノ製造、クロム染料ノ漂白、瑞典燐寸ノ製造、油脂、蠟及木ノ汚染ノ漂白業等

鹽化水素

陶磁器、珐瑯鐵器、及酸ノ製造業、硝子工場、鹽素及人造肥料ノ製造、漂白、綿布捺染、護謨工業等

鉛及其ノ合金及化合物

鉛製造品及鉛顏料ノ製造、陶磁器ノ釉藥附、「ベンキ」塗、「ワニス」塗等鉛及其ノ他化合物ノ使用セラル、諸種ノ工業

水銀

金銀ノ熔融、精煉、鏡、寒暖計、晴雨計、其ノ他ノ計量ノ製造業、並寫眞、製造、造花、殺虫劑及護謨ノ製造工業等

「メチール」アルコホル」

木ノ蒸溜、及精製、「ワニス」、漆、香水及變性酒精、コイルタ

「ル色素ノ製造、製茶、電鈴、練磨其ノ他諸種ノ工業

「ニトロベンゾール」コールドタル色素、香料、石鹼、其ノ他ノ製藥工業

「ニトログリセリン」爆藥ノ製造及「ダイナマイト」ヲ用フル業務

硝酸 瓦 斯 硝酸ノ製造、電鍍、金屬ノ腐蝕、精鍊「セルロイド」、硫酸、ア

ニリン色素製造業等

磷 燐寸及燐ノ製造業

硫黃、鹽化硫黃、亞硫酸、硫化水素、硫酸 硫黃ノ製造、硫黃ヲ含有スル鑛石ノ煨燒、硫

酸ノ製造其ノ他諸種ノ工業

三劇毒物取扱ノ職工ニ及ホス影響

劇毒物カ職工ノ身體ニ及ホス作用ハ職工ノ體質、男女、年齡等ニ依リテ一樣ニ論
スルヲ得ス、十數年ノ長キニ涉リテ鉛又ハ砒素ヲ取扱フモ何等中毒ノ症狀ナキ者
アリ、又同一ノ職業ニ從事スル者ニシテ、僅ニ二三時間ニシテ中毒ニ罹リ一週間ヲ
出テスシテ死亡セルモノアリ、幼者ハ成年工ニ比シテ中毒ニ罹リ易ク、女ハ男ニ比
シ二倍乃至三倍以上ノ罹病率ヲ有ス、貧血病、泌尿器病、便秘、腎臟病、脫腸、身體虛弱症、

消化器病、心臟病、神經衰弱、癩癩及神經系統ノ疾病ヲ患フル者及酒類ヲ飲用スル者
ハ中毒ニ罹リ易シ。

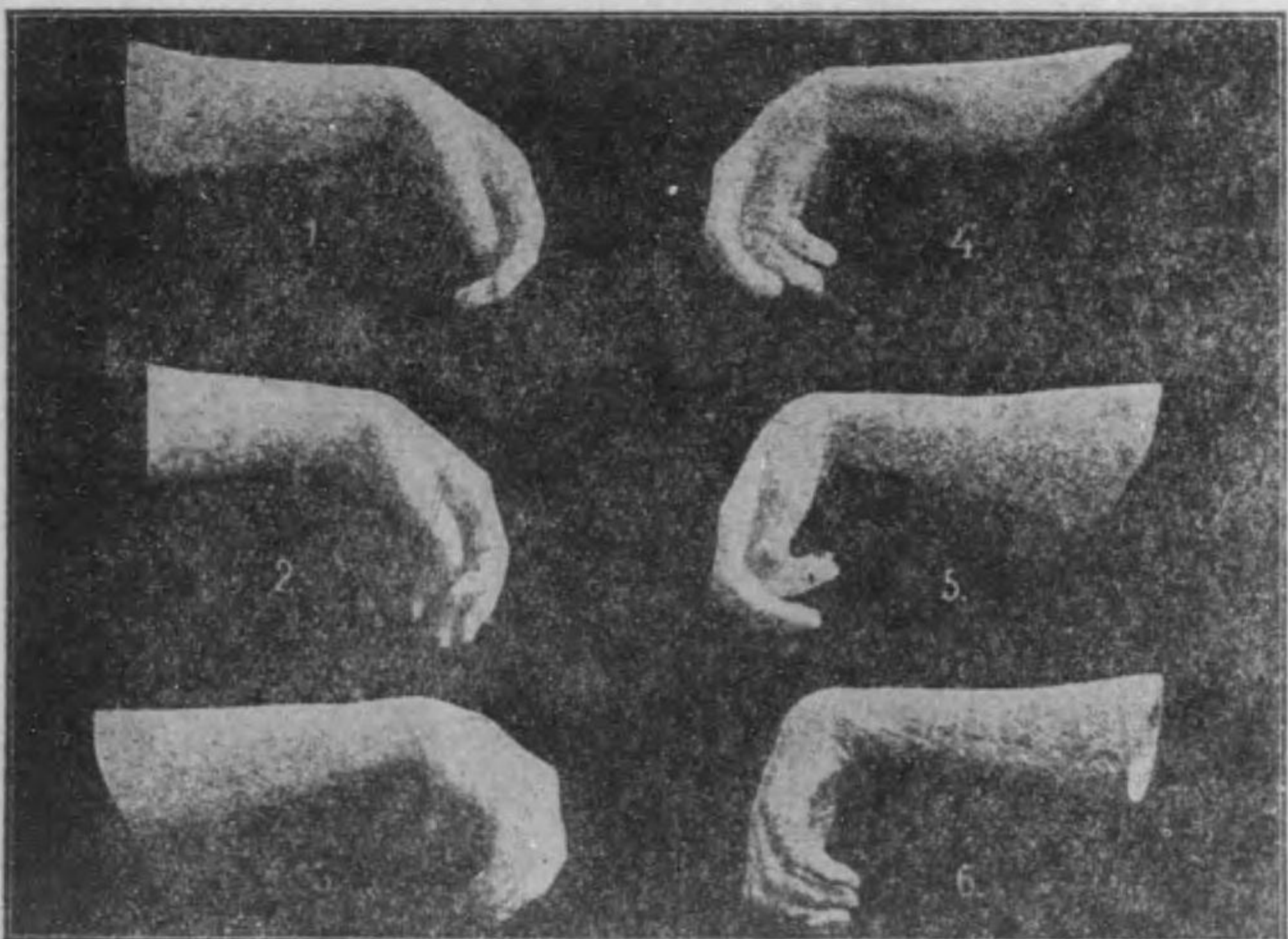
劇毒物ノ身體ニ侵入スル方法ハ其ノ料品ノ性質並形狀ニ依リテ同シカラス、粉
塵ノ吸入ハ食物ト共ニ嚥下スルニ依リ消化器ヲ通シテ來ルモノ多シト雖、皮膚ヨ
リ吸收セラル、場合ナキニ非ス、獨逸學者ノ說ニ依レハ鉛毒ハ健全ナル皮膚ヨリ
侵入スルコトナシト謂フ、然レトモ水銀其ノ他ノ有害料品ニシテ皮膚ヨリ侵入ス
ルモノ亦決シテ少カラス。要之、劇毒物ノ身體侵入ノ方法ハ劇毒物ノ性質ニ依リ
テ異ルハ勿論、職工ノ體質並健康狀態ニ依リテ大差アルモノトス、而シテ鉛ノ中毒
ハ季節ニ依リテ異リ、夏期ニ於テ最モ著シト謂フ。

工業中毒ヲ起ス劇毒物ハ其ノ傷害ノ作用ニ依リテ之ヲ三種ニ區別スルコトヲ得
ヘシ

(一) 外部的ニ作用スルモノ

劇毒物ノ觸レタル部分ニ局部的ノ侵害、刺戟、腐蝕等ヲ起スモノニシテ刺戟性、腐
蝕性ノ劇毒物即チ是レナリ。

第十圖 鉛中毒に依る手の歪曲



(二) 血液ニ作用スルモノ
血液ニ吸収セラレ血液ニ重大ナル
變化ヲ來スモノナリ。

(三) 一定ノ範圍内ニテ内部的作用ヲ
爲スモノ

身體組織内ニ吸収セララルヤ神經
系統、心臟等一定ノ機關ニ對シ一定ノ
障害ヲ來スモノナリ。

四 鉛中毒ノ症狀

鉛中毒ハ或ハ急性ナルコトアリ或
ハ慢性ナルコトアリテ其ノ初期ノ症
狀ハ皮膚ノ蒼白、倦怠、食慾減少、眩暈、便
秘又ハ便秘ト下痢ト交互ニ起ルコト
ニアリ、而シテ貧血、眼窠下ニ先ツ表ハ

レ來ル皮下脂肪ノ缺乏、齒齦ノ蒼白、齒ノ縁端ニ附着スル黒色ノ齒鹽等ハ最モ著シ
キ症狀ナリトス、臍ヲ中心トセル腹部ノ疼痛、關節、背筋肉ノ苦痛、神經過敏、激シキ頭
痛憂鬱等ノ症狀ハ初期又ハ其ノ後ニ於テ起ル、關節炎、特殊ノ筋肉ノ痲痺、腕關節内
屈其他ノ麻痺等ノ症狀ハ身體ノ泌尿器、神經系統及脈管ニ對スル症狀ト共ニ中毒
後期ニ至リテ表ハル、而シテ體重ノ減少ヲ伴フヲ常トシ時トシテハ熱發ヲ來スコ
トアリ、慢性鉛中毒症ニ於テハ間歇的ニ激シキ頭痛ヲ催シ、視力衰へ、神經炎、麻痺ヲ
伴ヒ時トシテハ失明スルコトアリ。

五 砒素中毒ノ症狀

砒素中毒ハ砒素ノ嚥下又ハ砒素瓦斯ノ吸入ニヨリテ起リ急性中毒ヲ起シ職工
ヲ死ニ致ス場合アリ、砒素ノ慢性中毒ハ初メ胃腸ヲ害シ後ニハ神經系統ヲ犯ス、初
期ノ症狀ハ眩暈、嘔吐、食慾ノ減少及下痢ナリ、胃腸ノ傷害ノ外、眼ヲ傷害シ、鼻、口、手及
脚ニ腫物ヲ生スルコトアリ、神經系統ノ傷害ハ諸種ノ神經炎及麻痺ヲ起ス。

六 水銀中毒ノ症狀

水銀中毒ハ初メ極度ノ蒼白、體重ノ減少、衰弱、頭痛、筋力ノ喪失、不眠等諸症狀ヲ呈

シ、口中ハ金屬性味感ヲ覺エ且惡臭ヲ生ス尙時トシテハ嘔吐、下痢、齒齦炎、胃病、流涎、四肢並顔面筋肉ノ震顫、歩容ノ踉蹌、身體精神ノ精力喪失ヲ伴フコトアリ。

七 磷ノ中毒ノ症狀

磷中毒ノ症狀ハ食欲減少、皮膚蒼白、下痢、氣管支炎及胃病トス、磷中毒症狀ノ最モ顯著ナルハ顎骨ノ激甚ナル急性若ハ慢性炎ニシテ通常齶齒ノ齒根ヨリ發シ、顯骨ノ全部又ハ一部ノ骨疽ニ終リ時トシテハ上顎又ハ下顎ヲ失フコトアリ。

八 クロロム中毒ノ症狀

クロロム中毒ノ症狀ハ通常皮膚ノ表面ニ表ハルルモノニシテ鼻其ノ他皮膚ノ諸部ニクロロム瘡ヲ生ス、クロロム瘡ハ單ニ皮膚ノ表面ノミニ止マラス深ク體內ニ穿入スルヲ常トス、クロロム瘡ハ鼻孔ノ外、口内又ハ咽喉部ノ粘膜上ニ表ハルルコトアリ、クロロム職工ハ殆ント全部鼻加答兒ニ犯サレ而シテ鼻梁ニ穿孔セルモノ少カラス、或工場ニ於テハ一七六人中鼻梁穿孔一二六人、クロロム瘡二〇人、鼻ノ完全ナルモノ僅ニ三〇人ニ過キサリシト云フ。

九 諸種ノ瓦斯蒸氣、酸並アルカリノ影響

酸類若ハアルカリヲ製造シ又ハ之カ取扱ヲ爲シ、アンモニア、一酸化炭素、クロロム瓦斯、チアン瓦斯、ベンジン等有毒ナル瓦斯又ハ蒸氣ヲ發生スル工場ニ於テハ、此等ノ有害料品カ職工ニ及ホス影響ハ其ノ料品ノ性質、職工ノ攝取スル量其ノ他ノ状態若ハ條件ニヨリテ異ル、此ノ種ノ有害料品中ニハ單ニ皮膚ヲ刺戟シ之ヲ腐蝕シ又ハ鼻、口、咽喉ヲ犯スニ過キササルモノアリ、或ハ之ヲ吸入又ハ嚙下スルトキハ血液ニ吸收セラレテ急性又ハ慢性ノ中毒ヲ起シ遂ニ生命ニ危害ヲ及ホスモノアリ。

第二項 有害工業

一 鉛工業

鉛中毒ヲ惹起スル工業頗ル多ク枚舉ニ遑アラス、レイエー氏ハ佛國ニハ鉛毒ヲ起ス業務百十一種アリト云ヘリ。而シテ鉛毒ハ工業中毒中最モ多クシテ諸國ノ工業中毒ノ報告ニヨレハ其ノ全部ノ百分ノ八十五乃至九十ヲ占ムルカ如シ。英國ニ於テハ一九〇〇年ヨリ一九一〇年ニ至ル十年間ニ於テ十八種ノ工業中約七〇〇〇ノ鉛中毒アルコトヲ報告セリ。鉛毒ヲ起スノ虞アル業務中主ナルモノハ、
(一) 白鉛ノ製造業 原料タル鉛銕ノ製造、炭酸鉛ノ取出シ、粉碎、攪拌其ノ他諸種ノ

工程中鉛ノ粉塵激甚ナルモノハ常ニ職工ノ着衣手足其ノ他ノ皮膚ト接觸ス。

(二) 其ノ他ノ鉛工業 中主要ナルモノハ陶磁器、瓦、エナメル等ノ製造業、ペンキ塗業等ナリ。陶磁工ノ鉛中毒ノ原因ハ釉藥中ニ鉛ヲ含ムニ依ルモノニシテ、最モ中毒ノ虞アル作業ハ釉藥ノ攪拌、塗布、過剩釉藥ノ除去、釉藥ヲ施シタル後尙乾燥セサル燒物ノ取扱及上繪附、釉藥ヲ取扱フ作業場ノ掃除等ナリ。釉藥中鉛ヲ含有セサルモノ固ヨリ少カラスト雖、之ヲ含有スルモノ亦多シ、而シテ鉛ノ含有量ハ百分ノ二〇以下ナルヲ普通トシ、瓦ノ釉藥ハ百分ノ四〇乃至六〇ヲ含ムト云フ。

(三) ペンキ塗業 建物、馬車、自動車等ノペンキ塗工ニシテ鉛毒ニ犯サル、モノ多シ。ペンキ工ノ鉛毒ヲ患フル原因ハ鉛ヲ含ムペンキノ取扱、白鉛又ハ鉛丹ヲ製練スルニ際シ其ノ粉末ノ吸入、等ニ依ル而シテ其ノ最モ有害ナルハ塗替ニ際シ研磨機ヲ以テ古ペンキヲ除去スル作業ナリ、鉛ノ鹽類中乾燥状態ニ於テハ鉛丹最モ有害ニシテ其ノ他ノ状態ニ於テハ白鉛最モ有害ナリト云フ。

(四) 印刷業 印刷業ニ従事スルモノ、内最モ中毒ニ罹リ易キモノハ植字工及鉛

版工ナリトス、印刷工場ニ於テハ鉛ノ粉塵及蒸氣ノ發散スル所多ク、鉛毒ノ外肺結核ヲ患フルモノ亦頗ル多シ。スタイングラ―ベ氏ハ一印刷工場ノ粉塵ヲ分析シ百分ノ四三、一六ノ鉛ヲ發見セリト謂フ。

二 砒素中毒ノ虞アル工業

砒素ヲ用フル工業甚タ多ク、職工ノ此ノ激烈ナル毒藥ノ危険ニ曝露セララル、モノ亦頗ル多シ、ロージャ―博士カ砒素中毒ノ虞アル職業トシテ紐育州工場委員會ニ報告セルモノ左ノ如シ。

毛皮、臘燭、臘裝飾品、漆器、毛氈、美術製本、手袋、羊液、模造皮革、防水布、リノリウム、切硝子、帽子裏皮及瑠璃器物ノ製造、木材ノ防腐、電氣鍍金、石版印刷、並青銅着色等ノ諸工業、

尙同博士ノ砒素中毒ニ關スル研究ノ結果ノ概要ヲ舉クレハ左ノ如シ。

砒素及砒素化合物ハ激烈ナル毒藥ナリ、故ニ之ヲ使用スル工業ニ従事スル職工ハ常ニ中毒ニ罹ルノ虞アリ、中毒ハ砒素及其ノ化合物ノ取扱又ハ其ノ粉塵ノ吸入ニ依リテ起ルコトアリ、又砒素ハ單ニ不純物トシテ含有セララル、爲職工ノ不知不

識ノ間ニ之ニ罹ルコトアリ、砒素中毒ノ最モ普通ナルモノハ手、顔面等身體ノ露出セル部分竝鼻ノ粘膜等局部的ノ傷害ナリ。

砒素中毒ノ最モ多キ業務ハ巴里及ヅキーン^{グリン}緑ノ補造業ナリ、而シテ「ペンキ」害虫驅除藥、硝子板硝子及硝子瓶ヲ除ク、模造皮革、防水布ノ製造業、電氣鍍金、剝製竝護謨(絶縁材)工業亦砒素中毒ノ危険アリ、尙此ノ他ノ工業ニシテ他ノ有害料品ト共ニ中毒ヲ起シ砒素中毒ノ症狀明確ナラサルモノ多ク、職工モ亦其ノ取扱フ料品ノ有害ナルコトヲ知ラス、偶々豫防ノ注意ヲ爲ス場合ハ其ノ料品カ鉛分ヲ含有スルニ依ルコト多シ。

三水銀

水銀中毒ノ起ル工業ハ鏡、晴雨計、寒暖計等水銀ヲ用フル器具ノ製造業、水銀唧筒ヲ使用スル電球ノ製造、電氣測定器、防腐劑、腐蝕性昇華物、護謨製品、染髮藥、コスメチツク、ノ製造、青銅着色、靴踵ノ針縫、毛帽子、毛皮ヲ原料トスル毛ノ製造等トス。

四、磷

黃磷燐寸ノ製造ニ附帶シテ發生スル場合最モ多シ。歐米諸國ニ於テ此ノ事業

ヲ禁止シテ以來燐中毒ハ殆ント其ノ後ヲ絶チタリ。我國ニ於テハ今尙之ヲ禁止セサルヲ以テ之ニ關シ當業者ノ注意ヲ促ササルヲ得ス。

五、酸及アルカリ製造業

硫酸、鹽酸、硝酸、醋酸及弗化水素等ノ諸酸類及「ナトリウム」、「ボタシウム」等ノ「アルカリ」及其ノ合成品又ハ副産物タル苛性曹達、苛性加里、晒粉等ヲ製造スル化學工業中ニハ其ノ勞働者ニ對シ危險ノ虞アルモノ少カラス、此ノ種ノ工業ニ於テハ職工ハ其ノ瓦斯又ハ蒸氣ヲ吸入シ慢性又ハ急性ノ中毒ニ罹リ遂ニ死ニ至ル場合ナキニアラス、尙此ノ種ノ有害料品ハ皮膚、眼、呼吸器等ヲ刺戟シ火傷ヲ生スルコトアリ。

第三項 中毒ノ豫防

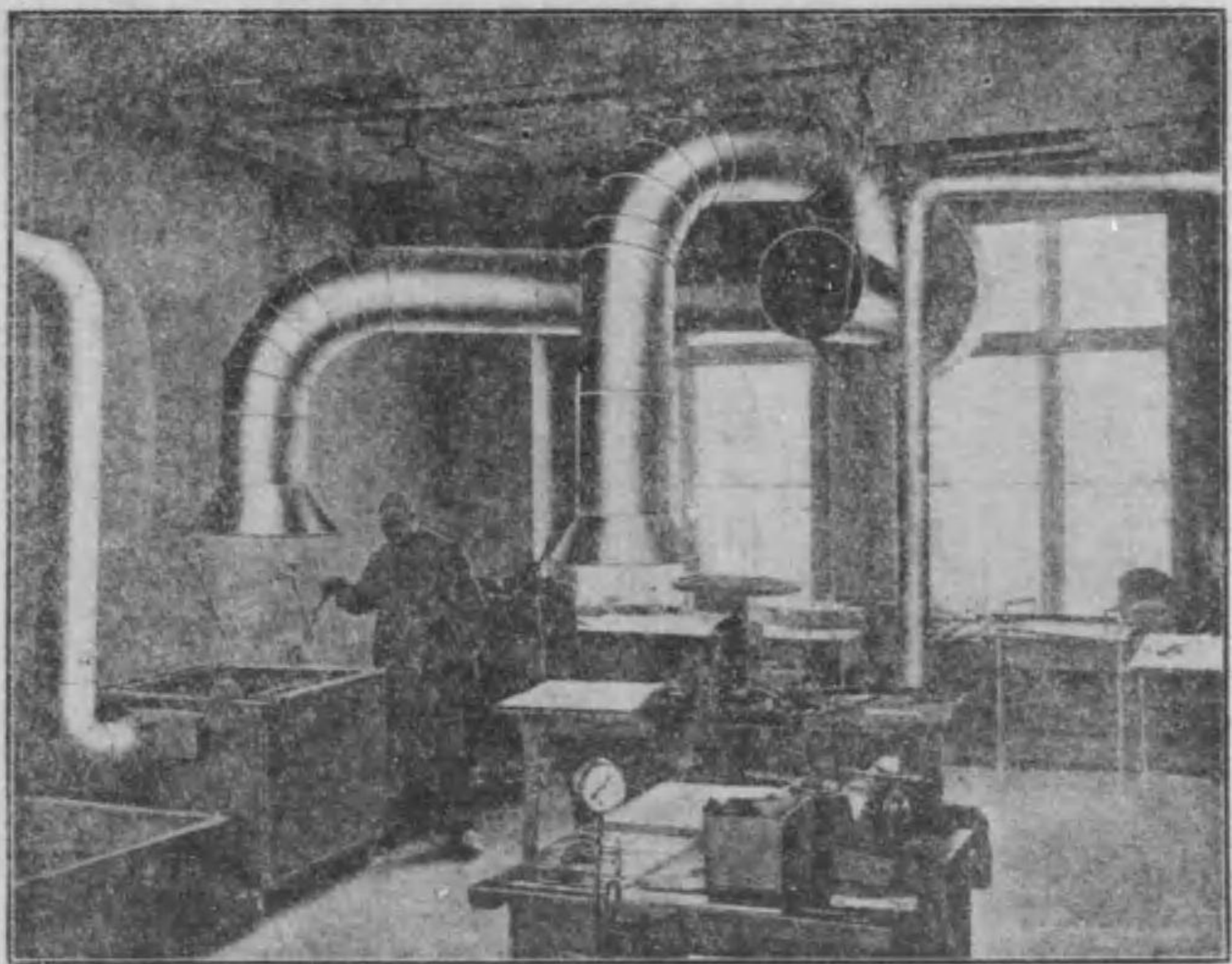
工業病ノ發生原因及症狀等ノ梗概ハ前數項ニ述ヘタル所ノ如シ、然レトモ日常有害料品ヲ取扱ヒ又ハ其ノ粉塵又ハ蒸氣中ニ勞働ニ從事スルモノカ之ニ依リテ其ノ身體健康ヲ傷害スルノ事實ハ工場災害ニ依ル負傷又ハ死亡ノ如ク顯著ナラス、英國工場監督統計ニ依レハ一九一二年ヨリ一九〇八年ニ至ル間ニ於ケル工業中毒患者及死亡者數ハ左表ノ如シ。

工業中毒患者及死亡者調(本表ハ英國工場監督年報ニ依ル括弧内ノ數字ハ死亡者數ヲ表ハス)

種別	年次				
	一九一二	一九一一年	一九一〇	一九〇九	一九〇八
一 酸化炭素	九一(一四)	六四(六)	五三(九)	五三(六)	五五(五)
一 焙 燻 爐	三三(五)	一六(二)	一九(七)	一六	二六(三)
二 動力用瓦斯	一九(四)	三一(一)	二五	二五(四)	一九(二)
三 石 炭	二九(二)	六(三)	四	一一	九
四 其ノ他	一〇(三)	一一(一)	五(二)	一(一)	一
硫 化 水 素	六	八(二)	二	五(二)	八(一)
二 酸 化 炭 素	三(二)	一(一)	二(一)	二(二)	四(三)
ア ン モ ニ ュ ア	一	一(一)	二	一	一
鹽 素 及 鹽 酸 ノ 蒸 氣	三	五(一)	三	一	一
硝 煙	一一(一)	一八(二)	一一	一一(二)	三(一)
ベンジンノニトロ 及アミド誘導體	九(一)	二	一八	四	二
ナフタ及ベンジン 其ノ他(亞硫 酸)	三(一)	一(一)	一	一(一)	二
	七(二)	四	四	四	三

種別	年次				
	一九一二	一九一一年	一九一〇	一九〇九	一九〇八
鉛	五八七 (四四)	六六九 (三七)	五五三 (三〇)	六四六 (三三)	五七八 (二六)
一金屬熔融	五六(七)	四八(三)	三四(五)	六六(五)	七〇(二)
二 眞 鍮 工 場	五	九(一)	七	五	六
三 鉛 板 及 鉛 管	六	一一	四	九(二)	一四
四 鉛 管 取 付 及 鑄 仕	三五(五)	三七(二)	二五(一)	二八	二七
五 印 刷	三七	三三(二)	三三(四)	二一(一)	三〇(二)
六 鍍 鍍	一三	一八(二)	九(一)	八	九(二)
七 錫 鍍	一五(一)	一三	一七	二一	一〇
八 白 鉛	二二	四一(二)	三四(一)	三三(二)	七九(三)
九 鉛 丹	三	一三(一)	一〇	一〇	一一
十 陶 磁 器	八〇(一四)	九二(六)	七七(二)	五八(五)	一一七(二)
土 硝 子 切 及 研 磨	一(一)	五	一	四(二)	三(一)
土 石 板 轉 寫	一(一)	一	一	一	二
土 工 エ ナ メ ル	五	一九(一)	一七	七	七
土 膏 電 池	三八(一)	二四(一)	三一	二七(二)	二五(一)
土 塗 料 類 料	一九	二一	一七(一)	三九(二)	二五
土 造 船	三四(二)	三六(六)	二二(二)	二七(一)	一五
土 塗 料 ノ 使 用	四八(三)	五六(一)	五一(三)	四(二)	四七(一)

第二十二圖 鉛ノ煉融場



鉛ノ蒸汽ハ其ノ發生ノ所ヨリ導管ニ依テ排出ス

工業病ハ其ノ發生急激ナルコト稀ニシテ其ノ顯ハルルコト著カラサルヲ以テ往々ニシテ其ノ慘害ヲ輕視スルノ傾向ナキニ非スト雖是レ大ナル謬見ナリ。急激ニ起ル災害ヲ防壓スルト共ニ漸次ニ起ル此ノ種ノ慘害ヲ除去スルハ目下ノ急務ニシテ而シテ此ノ目的ニ對シテハ政府、工業主及労働者カ共ニ協同シテ全力ヲ盡スノ要アルヤ言ヲ俟タサルナリ、唯其ノ豫防ノ實際的方法ニ付テハ各箇ノ場合ニ依リ仔細ノ研究ヲ要スルモノトス。我國ニ於

計	品						
	大馬車製造 其ノ他ノ工業	織 素	水 銀	炭 疽 熱	一 羊 毛	二 馬 毛	三 革皮ノ取扱
八四(七)	一	五	一七	四七(六)	三一(六)	七	八
一〇四(五)	一	一〇(一)	一一	六四(一一)	三五(一〇)	八(一)	二〇
七〇(六)	一	七	一〇(一)	五一(九)	二八(三)	六(一)	一四(三)
九五(六)	三	四	九	五六(一一)	二八(三)	八(一)	一八(六)
七〇(三)	一	二二(一)	一〇	四七(七)	一八(三)	一〇	一三(一)
八八(一)	一	一	一	一	一	一	一
八八(一)	一	一	一	一	一	一	一
九四(二)	一	一	一	一	一	一	一
七五(八)	一	一	一	一	一	一	一
八五(四)	一	一	一	一	一	一	一
八九(三)	一	一	一	一	一	一	一

英國工場法第七十三條ハ醫師ヲシテ若シ工場又ハ手工場労働者ニシテ鉛、砒、素、又ハ水銀中毒又ハ炭疽熱患者ト認ムヘキ者ヲ診察シタルトキハ工場監督局長官ニ届出ツルノ義務ヲ負ハシメ、且工業主ヲシテ之ヲ工場醫ニ届出テシムルカ故ニ工場労働者ニシテ醫師ノ診療ヲ要スル程度ノ者ハ前表ニ計上セラルモ尙此ノ以外ニ醫師ノ診察ヲ受クルノ程度ニ達セサルモノモ亦少カラサルヘシ。

テハ當該工業主中未タ此等ノ知識ニ於テ缺クル所少カラサルヤニ認メラルルハ甚タ遺憾トスル所ナリ。然レトモ苟モ他人ノ子弟ヲ自己ノ工場ニ收容シテ如上列記ノ如キ物資ヲ取扱ハシムル以上ハ其ノ依テ及ホスヘキ健康上ノ影響及之カ豫防竝救治方法ニ關シテハ必ス一應ノ知識ナカルヘカラス、余輩ハ此等ノ物品ヲ取扱フ工業管理者ハ一面ニ於テハ専門家ノ意見ヲ聞キテ必要ナル施設ヲ爲スト共ニ自ラモ半ハ醫者若ハ衛生學者ノ心持ヲ以テ責任ヲ全クセサルヘカラス、是レ單ニ人道上ニ於テ當然ノコトナルノミナラス、工場法第十五條及施行令第四條以下ノ規定ニ對シ又工場經濟ノ上ヨリモ充分ノ注意ヲ爲ササルヘカラサル所ナリ。有害料品ニ因リテ起ル中毒ノ豫防方法ハ其ノ料品ノ性質及作業ノ狀況等ニ依リテ各箇ノ場合ニ應シテ適當ナル工夫ヲ爲スコトヲ要スルハ勿論ナリト雖其ノ大體ノ方法トシテ既ニ粉塵ノ除去方法ニ付テ述ヘタル所ト異ル所ナキヲ以テ茲ニ之ヲ再述セス。

第九節 餘論

工場労働者ノ健康ヲ維持シ其ノ危害ノ豫防ニ付工場設備ヲ改善スルノ急務ナルコト竝之カ改善ノ方法ニ付テハ既ニ前八節ニ概述シタルカ如シ。而シテ職工ノ生命健康ノ保持殊ニ危害豫防ニ缺クヘカラサルモノ尙一アリ、工業主ト職工トノ協力即チ是レナリ。協力ノ方法ハ種々アルヘシト雖茲ニハ近來「安全第一」ノ標語ト共ニ米國ノ諸工場内ニ存立セル保安委員會(Safety Committee)ノ組織ヲ述ヘテ參考ノ一端ニ供セントス。我國ニ於テモ鑛業法規ハ從前ヨリ鑛業權者ヲシテ保安係員ヲ置クコトヲ命シ法令ヲ以テ保安係員ニ一定ノ義務ヲ負ハシメ、鑛業權者ノ費用ヲ以テ鑛夫竝鑛山ノ安全ヲ維持シタルノ例ナキニ非ラスト雖、以下述ヘントスル所ハ工業主ト職工トノ協力ニ依ルモノナルコト及法令ノ強制ニ依ラスシテ自治的ナル點ニ於テ其ノ趣ヲ異ニス。

保安委員會ノ組織亦一定セスト雖其ノ大様ヲ舉クレハ通常保安委員會本部ヲ設ケ此ニ(一)委員長一人(二)監事一人(三)委員三人以上ヲ置ク、委員會ハ毎月一回開催シ工場ノ危害豫防裝置、工場ノ労働能率其ノ他一箇月中ニ工場ノ設備ニ關スル投書申告等ニ付協議研究シ其ノ事項ハ凡テ之ヲ帳簿ニ記入ス。

(一) 委員長 委員長ノ職務ハ通常左ノ如シ。

- (1) 危害豫防ニ關スル一切ノ事項ヲ擔任シ之ヲ監督スルコト
- (2) 危害豫防裝置ニ付標準ヲ定ムルコト
- (3) 危害豫防ニ付必要ナル一定ノ就業規則ヲ作ルコト
- (4) 職工ニ危害ノ除去ニ必要ナル知識ヲ普及セシムルニ務ムルコト
- (5) 危害豫防機械又ハ設備ノ改善ニ付意見ヲ徵スル爲申告箱ヲ設クコト
- (6) 揭示板ヲ設ケ職工ノ心得トナルヘキ參考材料又ハ工場ノ規則ヲ掲載スルコト
- (7) 救急ノ設備ヲ整フルコト

(二) 監事 監事ノ職務ハ通常左ノ如シ。

- (1) 危害豫防裝置ノ必要ナル個所ヲ検査スルコト
- (2) 危害豫防裝置ニ異狀ナキヤヲ検査スルコト
- (3) 危害豫防裝置ノ使用ヲ怠ル者ナキヤヲ監視スルコト
- (4) 場内ノ狭隘ニシテ危険ノ虞ナキヤヲ検査スルコト

(5) 職工ノ作業方法ニシテ危険ナルモノナキヤヲ検査スルコト

(6) 不衛生ナル個所ヲ検査スルコト

(7) 消防機ノ検査

(8) 事務員トシテ一切ノ申告ヲ受ケ且記録ヲ整理スルコト

(9) 保安設備ノ仔細ナル事項ヲ擔任スルコト

(10) 工場ノ災害等ニ付其ノ原因ヲ研究スルコト

(11) 毎週其ノ擔任事項ヲ検査シテ其ノ報告ヲ出スコト

(三) 委員 委員ハ伍長、組長等職工出身ノ者ヨリ選任シ、一定ノ期間毎ニ改任スル

モノニシテ毎週會議ヲ開ク、而シテ其ノ職務ノ大要ハ左ノ如シ。

- (1) 自己ノ擔任ニ屬スル作業場ノ保安裝置ヲ検査シ、之ヲ本部ニ報告スルコト
- (2) 災害ノ發生シタルトキ其ノ原因ヲ研究シ、且爾後之ヲ再ヒセサル方法ヲ考究スルコト
- (3) 危険ナル方法ニ依ル作業ヲ爲スモノアルトキハ之ニ警告ヲ與フルコト
- (4) 本部ニ對シ諸種ノ警告ヲ送ルコト

(四) 伍長又ハ組長ハ委員ノ部下トシテ左ノ如キ職務ヲ行フ。

- (1) 工場ノ規則ヲ遵守セシムルコト
- (2) 災害アリタルトキハ其ノ原因ヲ研究シ之ヲ報告スルコト
- (3) 部下殊ニ新入職工ニ對シテ最モ安全ニ且有効ニ作業スル方法ヲ教フルコト
- (4) 部下ノ危険ニ付注意ヲ與フルコト
- (5) 危険ナル作業方法ハ一切之ヲ除去スルニ務ムルコト
- (6) 毎週一回受持部内ヲ検査シ報告書ヲ提出スルコト
- (7) 豫防シ得ヘキ災害カ自己ノ受持部内ニ發生スルハ自己ノ責任ナリト考フルコト

抑職工ノ教育ハ危害豫防上最モ有効ナル方法ニシテ工場災害ノ約三割ハ危害豫防装置ニ依リ除去シ得ヘク其ノ約七割ハ職工ノ教育ニ依リテ之ヲ除去シ得ヘシトサヘ稱セラルルコト既ニ述ヘタル所ノ如シ。米國ニ於テ諸會社カ保安委員會ヲ設置シタル結果トシテ平均少クモ五割ノ災害ヲ減少スルコトヲ得タリト云

フヲ以テ其ノ效果ノ大ナルヲ知ルニ足ルヘシ。保安委員會ヲ設クルコトハ單ニ工場ノ災害ヲ防止シ得ルノミナラス職工ノ労働能率ヲ増進シ工業主並職工兩者ノ利益ト爲ルモノナリ。

保安委員會ノ效果ヲ全カラシメントセハ職工ヲシテ先ツ其ノ組織カ職工ニ對スル工業主ノ同情ヲ基礎トスルモノニシテ職工並會社ノ共ニ利益トスルモノナルコトヲ會得セシムルコトヲ要ス。職工カ一旦災害ニ罹ルトキハ永久ニ不具トシテ労働能力ヲ喪失又ハ減損セラレ自己及其ノ家族ノ不幸ナルハ勿論會社モ亦職工ヲ養成スル爲ニ費シタル多額ノ費用ヲ損失スルモノニシテ災害ノ豫防ニ付會社ト協力スルハ各自ノ重大ナル義務ナルコトヲ自覺セシムルコトヲ要ス。

職工教育ノ方法トシハ或ハ活動寫眞ニ依リ或ハ講話ニ依リ或ハ揭示ニ依ルモノアリ或ハ賞與若ハ賞牌等ヲ授與スルノ方法ニ依リ又ハ申告箱ヲ設ケテ投書ヲ獎勵スルモノアリ。

斯ノ如クニシテ一方ニ於テ職工ヲシテ危害豫防ノ自他ノ爲ニ有利ニシテ且緊要ノ事タルヲ自覺セシムル時ハ克ク其ノ伍長又ハ組長ノ命令ヲ遵奉シテ會社ノ

規則ニ從ヒ、危害豫防装置ヲ最モ有效ニ使用シ自ラ危険ナル方法ニ依リテ就業スルコトナキニ至ルヘシ。

伍長竝組長ノ盡力如何カ保安委員ノ成功スルト否トニ關スルコト大ナリ、而シテ常識有ル伍長又ハ組長タル以上之ニ對シテ反對スヘキノ理由アルヘカラサルコト勿論ナリト雖尙之カ獎勵法トシテハ點取法ニ依ルハ最モ有効ナルカ如シ。

點取方法 トハ工場ノ職工ヲ其ノ所屬ニ依リ幾多ノ部ニ分ケ各組長ヲシテ其ノ部ノ責任者トシ各組ニ一〇〇點ヲ附與ス、而シテ負傷ノ爲ニ一日以上ノ休業ヲ爲スモノアルトキハ各組ノ一個月出勤ノ延人員ニ對スル割合ニ依リテ罰點ヲ課ス。而シテ此ノ成績ハ毎月之ヲ發表シテ工場入口ノ最モ見易キ所ニ揭示シ毎月ノ優勝組ノ組長ニハ一定ノ賞與金ヲ交附シ一箇年ノ優勝組ニ對シテハ各職工ニ賃金二分宛位ノ賞與ヲ給ス、又毎月及年末ニ給與スル賞與金ハ必スシモ大ナルコトヲ要セサルナリ。會社カ職工ノ災害ヲ豫防スルノ温情ヲ有スルコトヲ職工ニ周知セシムルノ効果アルト且職工相互間ノ競争心ヲ誘致スルトニ依リ此ノ結果ハ意外ニ良好ナリト謂フ。

米國諸會社ニ行フ方法カ其ノ儘ニ我國ノ工場ニ應用セラレヘキモノナリヤ否ヤハ俄カニ之ヲ斷言スルヲ得スト雖、我國ニ於ケル諸工場特ニ大工場ハ率先シテ斯ノ如キ主義ニ倣ヒ、工場内ニ於テ特ニ危害豫防ニ關スル責任者ヲ定メ、之カ爲ニ相當ノ施設ヲ爲スハ、單ニ職工ノ不幸ヲ未然ニ防止スルノ恩惠的施設タルニ止マラス、會社ノ職工扶助ノ爲負擔スル費用ヲ節約シ且勞働能率ヲ増進シ、進ンテハ諸般ノ改良、發明ノ動機トモ爲リ利害相償フテ餘リ有ルヘキコトヲ信シテ疑ハサル所ナリ。

近時我國ニ於テモ「安全第一」ノ聲漸ク高唱セラレ、之ニ關スル協會ノ新設ヲ見タルハ實ニ人意ヲ強クセシムルモノニシテ吾人ノ本懐ニ堪ヘサル所ナリ、我國工場ノ多數ハ實際ニ於テ「品物カ出來サヘスレハ宜シイ」即チ所謂「生産第一主義」ノ極端ナルモノト云フヘシ、吾人ハ斯ノ如キ工場ノ工業主ニ職工ノ福利増進ノ爲斯ノ如キ積極的ノ希望ヲ屬スルハ或ハ尙早ノ嫌ナキ非サルヘシト雖、所謂「命アツテノ物種」ナレハ職工ノ身體生命ノ安全ヲ保持スルノ意思アル者ニシテ初メテ永ク其ノ事業ヲ堅實ニ維持スルコトヲ得ヘキモノナリト信ス。唯米國ノ如ク用機業ノ特

ニ發達シタル國柄ニ至リテハ生産第一ニ代フルニ安全第一ヲ主唱スルノ必要特ニ顯著ナルモノアルヘシ。然レトモ我國ノ如キ纖維業盛ニシテ而カモ此等ノ工場ノ多數カ住宅ヲ造リ換ヘタルモノナルニ於テハ「安全第一」ヲ呼號スルト同時ニ「衛生第一」ヲ高唱スルノ必要大ナルモノアルヲ知ル。吾人ハ各地ノ工業家カ速ニ此等ノ主義主張ニ付十分ノ認識ヲ與ヘラレ之ニ關スル研究ヲ單獨又ハ共同ニ開始セラレンコト希望ニ認ヘサル所ナリ。

第六章 工場管理法

第一節 労働時間問題

第一項 労働時間問題ノ發生

十八世紀ノ中葉頃ニ至ル迄ノ歐洲ハ用機工業ノ發達未タ顯著ナラス、工業ノ多クハ自宅作業ニシテ賃金制度ハ出來高拂ノ下ニ自由ナル労働ヲ爲シタルヲ以テ、此ノ時代ニ於テハ労働時間ノ過長ニ依ル弊害ハ發生スルニ由ナカリシナリ。然ルニ十八世紀ノ中葉頃ヨリ機械ノ利用漸ク盛ニシテ工場組織ノ工業ノ所在相踵テ簇生スルヤ、用機工場ノ労働ニ従事スル者ハ機械ノ運轉ニ伴レ自己ノ意思ニ反シテ長時間ノ労働ヲ爲スノ已ムナキニ至レルハ勿論、手工業又ハ家内工業ニ従事スル者モ亦物價ノ下落賃金ノ減少ニ促サレテ、勢ヒ長時間ノ労働ヲ餘義ナクセラ、ニ至リ、茲ニ「労働時間問題」ハ新ナル社會問題トシテ發生スルニ至レリ。

工場組織ノ工業隆盛ト爲ルニ從ヒ労働者ノ位置ハ次第ニ低下シ、企業家若ハ資
本家ノ勢力益加ハリテ、遂ニ労働者及資本家ナル社會階級ヲ生シ、資本家タル工業

主ハ職工ヲ見ルコト恰カモ自己ノ機械ノ如ク而カモ工業主中ニハ技術ノ進歩ニ從テ全然勞働者ノ力ヲ借ラサル時代ノ來ルヘキヲサヘ夢想スル者少カラサル時代ニ入レリ。資本家思想ニシテ已ニ斯ノ如シ其ノ高價ナル機械ニ對スル資本ヲ償却スルノ方法ニ付全力ヲ傾注シ、日歩ハ附ケトモ夜分ハ附カストノ打算ノ下ニ間斷ナク機械ヲ運轉利用スルニ至レルハ亦謂ナキニ非サルナリ。此ノコトタル獨リ工業主ノ所得ヲ増加スルノミナラス、工業ノ進歩ノ急潮ハ新ナル發明モ一朝ニシテ舊式ト爲リ、機械ハ其ノ效力ヲ漸減セラルルノ危險アルヲ以テ之ヲ防止セシカ爲寧出來得ル限り速ニ其ノ機械ヲ利用シ盡スヲ以テ得策トシ、其ノ保存期間ノ如キ深ク之ヲ問フヲ要セスト爲シタルモノナリ。其ノ他水力ヲ用フル工場ハ水量ノ豊富ナル時季ニ於テ出來得ル限り長時間勞働ヲ爲サシメ機械ノ生産力ヲ大ナラシムルコトニ努力シタリ。殊ニ紡績織布製紙精穀等ノ如ク機械カ自動的ニ働キ職工ハ只之カ監視ヲ爲スニ過キサルモノニ於テハ、職工ハ格別體力ヲ勞セサルヲ以テ如何ニ就業時間ヲ延長スルモ敢テ過勞ノ憂ナキモノト看做シタリ。尤モ此ノ時代ニ於テ徹夜業ノ割合ニ廣ク行ハレサリシハ、寧ろ生産ノ過剩ヲ恐レ

タルト且二倍ノ職工ヲ得ルコトノ困難ナルトニ基キタルニ外ナラス。

斯ノ如ク始メ十二時間ヲ超過セサリシ勞働時間ハ工業革新ノ時代ノ到來ニ依リ、一日十六時間ニ渉ル長時間ノ勞働ヲ爲スノ已ムナキニ至レルモ、賃金ハ却テ低落セルカ故ニ、往時十二時間勞働ノ場合ニ比シ、職工ハ同一ノ賃金ニ對シ結局二倍ノ勞力ヲ提供スルノ結果ヲ呈シ益悲境ニ沈淪スルニ至レリ。

當時英國ニ於テハ十六時間乃至十八時間、甚シキニ至リテハ二十三時間ニ涉リテ幼者ヲシテ勞働ニ從事セシメタル者アリ、爲ニ議會ニ於テ右ニ對スル政府ノ所見ニ付質問ヲ爲スモノアリタルモ、政府ハ敢テ之ヲ重要視スルコトヲ爲ササリキ、尤モ此ノ時代ニ於ケル勞働時間ハ斯ノ如ク過長ナリシト雖、連續不斷ノ長時間ノ勞働ヲ爲スニ非スシテ勞働ハ最モ不規則的ニ行ハレタルカ如シ。然ルニ化學工業ノ發達スルニ從ヒテ操業上工程ノ中斷スルヲ許ササルモノヲ生シタリ、殊ニ染料煉瓦、麥酒酢、砂糖、製鐵、製鋼等ノ諸工業ニ於テハ、晝夜其ノ作業ヲ繼續スルヲ常トセリ。斯ノ如キ晝夜連續ノ作業ニ於テハ職工ヲ二組ニ分チ交代ニ作業セシメ、通常一週間毎ニ轉換ヲ行ヒ平常ハ十二時間ノ勞働ヲ爲サシムルモ、交替ノ爲ニ週間